

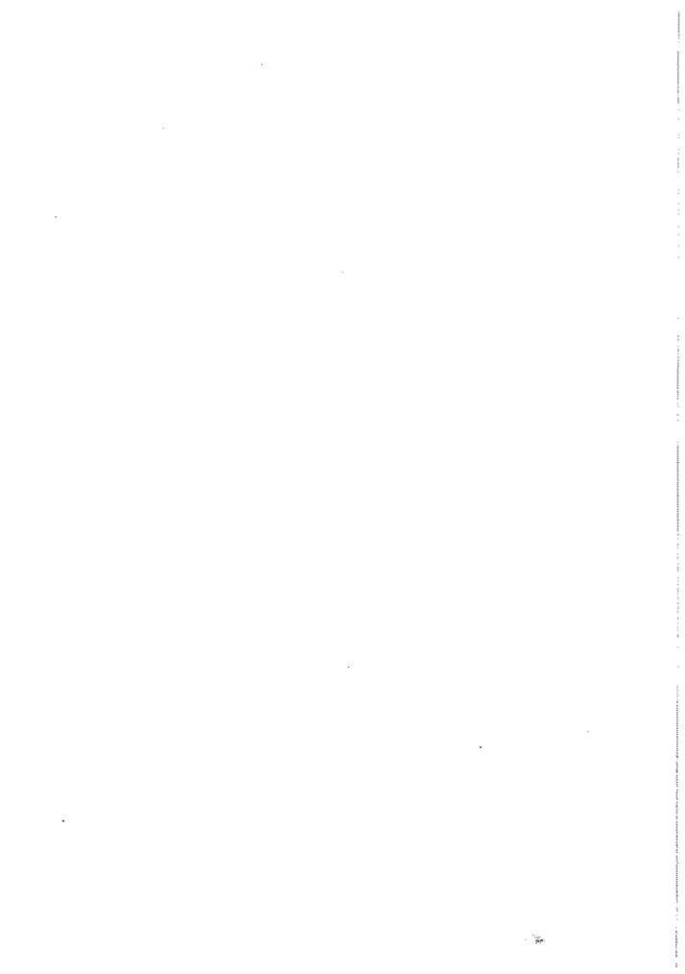
宇土塔跡(西玉台)

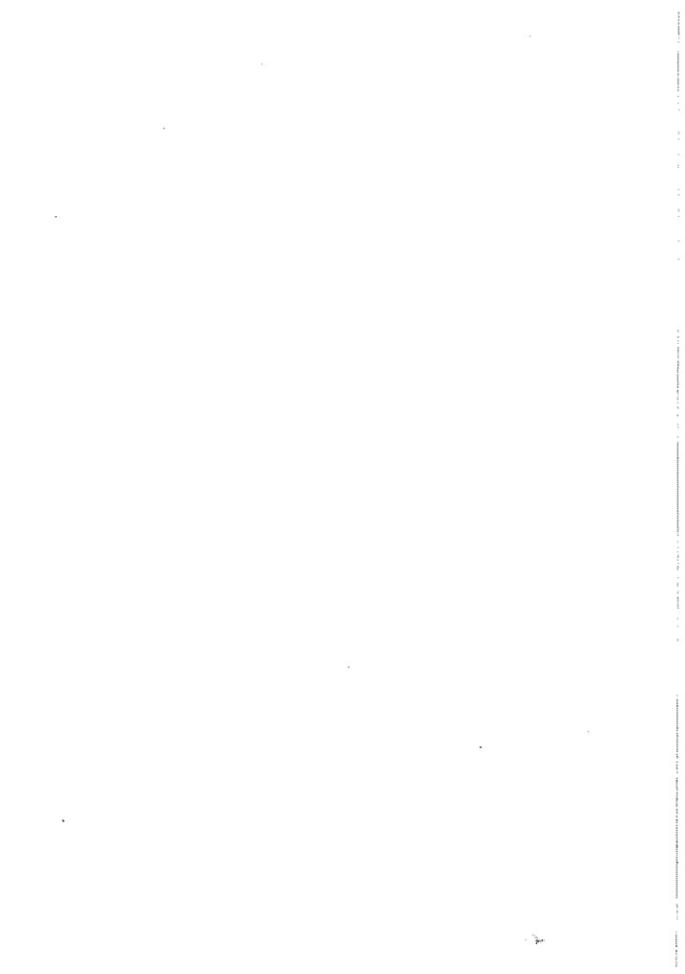
宇土市埋藏文化財調査報告書第一集

— 史料編 —

一九七七年

熊本県宇土市教育委員会





宇土埜跡(西忍台)

宇土市埋藏文化財調査報告書第一集

— 史料編 —

一九七七年

熊本県宇土市教育委員会



宇土城跡(西岡台)調査報告書

史料編

目次

中世の史料……………五

近世の記録……………一五

系図……………一六六



中
世
の
史
料

中世の史料

例言

- 一、この史料集は、名和氏および宇土氏を明示している史料を中心として、之に関連する史料の一部を集めたものである。
- 一、同史料は、その当時成立の文書・記録・編纂物・金石文等から採用し、原則として年代順に排列した。
- 一、収録の文書については出典（史料集等）を示したが、複製の場合「熊本縣史料中世編」の優先を原則として一例のみを示し、他の関係史料集については別表にまとめた。
- 一、出典の本文の体裁をできるだけ生かすように努力したが、旧漢字・変体仮名等については改めた場合もある。
- 一、本文の異同については註記を加えた。又この史料集の目的に関係ない長文の部分については省略した箇所もある。
- 一、頭註・傍註については、史料集の性格を考慮して取捨・修正・追加を行った。
- 一、問題はありますが、参考として収録した史料もある。
- 一、名和氏は宇土に移ってより宇土氏、のち伯耆氏を称した時期もあるが、宇土高俊系の宇土氏との混乱を避けるため、名和氏に統一して示した。
- 一、参考として別に系図を加えた。
- 一、史料は主として阿蘇品保夫・井上正が編集し熊本中世史研究会有志の協力を得たものである。

華頂要略

熊本縣史料(中世五) 增補訂正編年大友史料(四) 大分縣史料(12)

千家譜

新修島根縣史(史料編) 新撰事蹟通考

東京大學史料編纂所影寫本 新撰事蹟通考 名和承謙享真抄録

日本古典文学大系(三十五、三十六)

大日本古文書(家わけ第五)

大日本古文書(家わけ第十三) 熊本県文化財報告(第十一集)

薩藩旧記雜録(前編卷十八) 南山巡狩録追加

熊本縣史料(中世三) 熊本縣史料(中世四) 菊池風土記 統群書類從 征西大將軍宮譜 新撰事蹟通考 增補訂正編年

大友史料(八)

入來文書

大分縣史料(11) 征西大將軍宮譜 增補訂正編年大友史料(八)

熊本縣史料(中世四) 五條家文書(史料編集古文書編)

熊本縣史料(中世五) 佐賀縣史料集成(四)

熊本縣史料(中世二) 熊本縣史料(中世五) 佐賀縣史料集成(二)

新撰事蹟通考

熊本縣史料(中世一) 大日本古文書(家わけ第十三)

西巖殿寺文書

海東諸國記

犬童文書

広 福 寺 文 書
 蜂 須 賀 系 圖
 八 代 日 記
 家 久 君 上 京 記
 龍 造 寺 文 書
 上 井 寛 兼 日 記
 薩 藩 旧 記 後 集
 城 戸 左 右 兵 衛 覺 書
 豊 公 遣 文
 小 早 川 家 文 書
 立 花 文 書
 加 悦 文 書
 淺 野 家 文 書
 島 津 家 文 書
 朝 見 八 幡 宮 文 書
 立 川 氏 寛 集 文 書
 蜂 須 賀 旧 記
 鮎 之 卷

熊本縣史料（中世一）

新撰事蹟通考

東京大学史料編纂所蔵写本

鹿兒島縣史料（拾遺四）

熊本縣史料（中世五） 佐賀県史料集成（三）

大日本古記録

日本戦史

漢草（卷十九）

熊本県史料（中世五）

熊本県史料（中世五） 大日本古文書（家わけ第十一）

熊本県史料（中世三）

大日本古文書（家わけ第二）

大日本古文書（家わけ第十六）

大分県史料（一）

大分県史料（25）

新撰事蹟通考

肥後古記集覽

（注）引用史料のうち、阿蘇文書・阿蘇家文書の区別は、大日本古文書の阿蘇文書二が写本のため文書番号がないための假法であり、次の意味である。

○（阿蘇家文書 一一五）……大日本古文書家わけ第十三、阿蘇文書一の阿蘇家文書 一一五号

○（阿蘇文書二丁四二頁）……大日本古文書家わけ第十三、阿蘇文書二の四一頁所収阿蘇家文書号



華頂要略

(天台宗全書)

○宇土庄關係史料ノ初例トシテ特ニ所載ス

●尊長法印選領目錄

●進西山宮讓狀裁之也、彼狀云

進上私領所之事

- 一所 安國院以北大宮以西領房地堂并散在田畠等
- 一所 東山園城寺房地堂田畠隣村北西領等
- 一所 日吉社領下總園白井庄
- 一所 同社領信乃國浦野庄
- 一所 尊勝寺領筑前國長瀬庄事加納上座郡
- 一所 攝津國頭陀寺領號極領庄
- 一所 近江國小椋庄
- 一所 同國馬潤庄
- 一所 蓮花王院領肥後國宇土庄

右○仍謹以所讓進如件、

承久三年六月十日

法印判

右大乘院宮御筆之記一卷不慮電覽之次、不違一字片時寫留之了、於寫本者雖為善物早半書寫之條先如斯、後見察之、裏續目之判判者故一品親王、又端之押紙者故准后之芳跡也、云彼云此。無雙為靈寶之處、令散在之段尤敷敷次第也、若有及再見事者必可令感得者也、于時元和七年仲秋初九辰廻書寫了、列祖垂哀感可令加護給之耳、

遍照金剛末弟尊純

肥後國宇土庄

鎮西探題 北条 下知状

(熊本県史料中世五) 記摩文書 五六

肥後國託磨一房九代盛綱中新造御所用途事

右、於彼課役者、被成下關東御教書於惣領大友近江入道具朝、所有其沙汰也、爰罷子託磨、次郎親基、難濟云々、為糺明度、
ト雖遣召文、無音之間、以宇土三郎高俊尋問實否之處、如狀進去四月六日親基請文者、不付本解狀之間、巨細不存知候、
早下給之、可令明中云々者、就關東御教書、有其沙汰之處、御文擇自由。于今不參、不置難違之咎歟、然則於彼御公事用途者、可致弁免者、依仰下知如件、

元徳二年六月五日

修理亮平朝臣(花押)

名和義高寄進状案

(千家家譜)

寄進并築大社

(1) 志紀河内村(敷河内村イ)

名和義高 敷河内ヲ大社ニ寄進ス

肥後國八代莊高田郷内志紀河内村事、
右□社為四季御供并御神菜料所、
永代所寄進如件

建武二年五月十五日

左衛門尉義高 判

後醍醐天皇編旨

(新修島原県史史料編一) 出雲大社文書

○頭ノ下ニ「分」脱力、肥後文獻委書本、新撰事蹟通考寫本ニハ脱字ナシ

肥後國八代庄地頭内高田郷内志紀河内村
寄進并築大社之由被聞食畢、者

〔1〕八代庄(八代街イ) 志紀河内村(數河内)

〔3〕皆樂太社(出雲太社、イ)

〔4〕伯耆大夫判官(伯耆太夫判官イ)

○名和系譜享其抄録及ヒ東大史料雜纂所影写本ニヨル

名和嘉高八代庄藤村ヲ藤野山ニ新造ス

〔1〕五月二十八日(五月二十六日イ)

〔2〕伯耆大夫判官(伯耆太夫判官イ)

多々良濱ノ殿

一色・仁木 内河彦三郎ヲ追落ス

〔1〕一色太郎入道道徳(一色太厚入道道徳)

天氣如此、悉之以狀

建武二年五月廿六日

伯耆大夫判官館

大膳大夫 (花押)

後醍醐天皇繪旨

(名和文書)

肥後國八代庄地頭分内鞍橋村寄進藤野那智山之由被聞食報、者 天氣如此悉之以狀

建武二年五月二十八日

伯耆大夫判官館

大膳大夫 (花押)

太平記 卷十六

(日本古典文学大系三十五)

多々良濱合戦事 付高殿河守引例事

(前略) 菊池ガ勢誠ニ百倍セリトイヘドモ、才ノ小勢ニ懸立ラレテ、一陣ノ軍兵三千餘騎、多々良濱ノ遠干瀆ヲ、二十餘町マデ引退ケル。搦手ニ回リケル松浦・神田ノ者共、將軍ノ御勢ノ僅ニ三百餘騎ニモ足ザリケルヲ、三萬騎ニ見ナシ、破打浪ノ音ヲモ敵ノ時ノ聲ニ聞ナシケレバ、俄ニ叶ハジト思フ心付テ、一軍ヲモセズ旌ヲ捲ト申ツ脱ゲ降人ニ出ニケリ。菊池此ヲ見テ、彌、難儀ニ思ヒ、「大勢ノ懸ラヌ先ニ。」ト急ニ肥後國ヘ引返ス。將軍、則、一色太郎入道、内河彦三郎、義長ヲ、悉造シ菊池ガ城ヲ責サセラルルニ、一日モ堪得ズ深山ノ奥ヘ逃籠ル。是ヨリ懸同國八代ノ城ヲ責テ内河彦三郎ヲ追落ス也。此ノミナラス、阿蘇大宮司八郎隆直ハ、先日多々良濱ノ合戦ニ深手負タリケルガ、肥前國小杵山ニテ自害シス。其弟九郎ハ、知ヌ里ニ行速テ、奥キ田夫ニ生擒レヌ。秋月備前守ハ、太宰府迄落タリケルガ、一族二十人餘人一所ニテ討レニケリ。(後略)

相良定頼申状案

(相良家文書八二)

六部 (追加入道原由也) 添書上

肥後國球磨郡人吉庄地頭相良兵庫允定頼謹言上

敢早參取前御方致度々軍忠上者預御注進。弥成弓備勇本領當庄北方半分地頭職事

(中略)

右、定頼任御教書并御施行之旨、取前參于御方、以去年三月廿六日追落旁池肥後守代官荒木左衛門次郎。同日馳越

眞幸院生房付八郎兼重親類飯尾五郎兵衛入道、以來度々令致軍忠之條、御感輝教書以下暫助狀等明白也。次、將軍鎮西御

下向之時、軍勢等大略難推二心、定頼為御方致忠勤之間、依永吉卒六入道家葛注進、系下賜、將軍家御判於着到之裏墨、

次御上洛之時、為供奉、橋佐渡弥八公好同心仁、以建武三年四月廿日備立球磨郡、同廿二日於八代庄、對于内河彦三郎致

合戰之刻、親類若黨等數輩、或被討或被詰問、公好則令注進畢、就中、相良孫三郎經頼、須惠、永里、岡本、奥野、橋佐

渡八郎以下凶徒等、令同心于武敏、兼重、祐廣、内河等、打取當郡、構城於郡内、引入鎮西凶徒等、相從近國、疑令蜂

起之間、定頼自取前每度致軍忠之上者、捨命存御方之條勿論也。又凶徒者大勢也、定頼僅難為小勢、相分子二手、籠置親類

若黨等於山田城、致散々防戰、定頼者則押寄于後卷、如元道體因賊於木枝城畢、是併云奉為上方、依為少府御領也、軍忠

爭可被順于余人哉、凡至于當郡者、為無雙城郡之間、為凶徒等於彼打取者、輒依難被退治、如此所令致度々忠勤也、仍郡

内靜謐之條、偏可謂鎮西第一軍忠者哉、此等次第依達于上聞、速々非重預御感輝教書、自一色嚴迄給本領北方半分地頭職

畢、御分國關所事、雖為御計、且依無二忠功、且任由緒之旨、預御注進之條、併可為御芳志、將又為御分國平均法之上

者、為恩賞不足分、一族經頼并庶子等跡賸給之、弥抽忠節、為成向後之勇、粗言上如件、

建武五年八月 日

建武五年八月 日

少式頼尚軍勢催促狀

(相良家文書八八)

相良孫三郎經頼内河彦三郎義員已下凶徒等、打出肥後國球磨郡永吉庄、及合戰之由、今日十九日所馳中也、早相催一族等、可被致軍忠候、仍執達如件、

相良定頼 内河義興ト八代ニ歌フ

相良定頼ヲシテ相良統頼・内河義興等ヲ擊タシム

曆應三年六月十九日

相良孫次郎殿

大宰少貳(花押)

少貳顯尚軍勢催促狀

(相良家文書八九)

○税所京宗ヲシテ相良經頼・内河孫眞等ヲ驛タシム

相良孫三郎經頼内河孫三郎孫眞已下凶徒等、打出肥後國球磨郡永吉庄、及合戰之山、今日十九日所馳申也、早相催一狀、可被致軍忠候、仍執達如件、

曆應三年六月十九日

大宰少貳(花押)

税所八郎殿

後村上天皇綸旨

(名和文書)

10

○名和系諸字其抄録及ヒ東大史料通纂所影写本ニニル

出雲國利弘保地頭職為勲功實可令知行者、天氣如此、悉之以狀

興國元年六月二十一日

左中村(花押)

村上兵衛允儀

村上頭長ニ利弘保地頭職ヲ知行セシム

11

税所宗園申狀案

(相良家文書二二〇)

(前略)

右宗園、任御施行之旨、寂前馳參御方、建武三年正月六日押寄于菊池武重代官荒木左衛門次郎住宅、則追落後、同十日馳越日向國眞幸院、押寄肝付八郎兼重与黨城、致合戰之患、追落彼城以來、令致賊ヶ度軍忠之案、御感御教書以下御覆勘狀明白也。將軍家御下向之時者、諸軍勢等多以難揮二心、於宗円者、為御方致忠勤之間、此等子細永吉庄御代官新御領平六入道宗昌依令注進、系下給、將軍家御判於彼狀之裏里、次御上踏之時、為供奉、松佐渡亦八公好相共、同年四月廿日打立

○税所宗園、橋佐渡公好ト共ニ内河孫眞ト合戰

恩福

内河義貞

(一)花押(中院義定)

球磨郡、同廿二日、於八代庄、對于内河義三郎致合戦之刻、（此處）被統之間、則公好令注進源、就中、相良孫三郎經頼、須惠、岡木、奥野、騎佐渡八郎以下凶徒等、令同心武敏、兼重、祐廣、内河等、打取當郡、構城塙、引入鎮西凶徒等、擬相從近國之間、宗円一旅相共頼福山田城、致防戦之忠畢、是併為奉上、并令全宰府御領也、軍忠爭可被順余人哉、凡至當郡者、為無雙城塙之間、凶徒等令打取之者、擬依難被退治、如此捨身命、抽每度軍忠者也、爰曆應三年以來、相良縫殿允祐長繼成朝敵之後、於所々致合戦之忠、自身被統之衆、御教書并御一見狀歷然也、仍郡内詩繼之衆、偏宗円可謂無二之軍忠者歟、然早急速被經御沙汰、沿恩賞、弥為致忠勤、言上如件、

康永四年十一月日

中院義定書狀写

(阿蘇文書二一一三頁)

一日たむしうけ給へり候しよいかいの事、うちかへにくく相談候了、この事ハさぬきへうをつかひニまいらせて候けるときニ、さいさんうけ給りて候、ゆめくそらくあるましきにて候、たししまのきけん、所々に志やうかくあまたもちて候ほとに、又とりハしめ候ハンするハ、かなうへしともおはえす候、御かうりよくハもとも悦存候、たし料所のいちたん、よくく申たんして、さうを申へき出、へんたう申候なり、くハしくハ重勝申候へく候、

十一月廿一日

花押

承らのこ次らうとのハ

少弐頼高、守山關所ヲ開ク
コトヲホム

中院義定書狀写

(阿蘇文書二一六三頁)

委細ちうもんの趣、条々たしかニ加一見了、さてハ關所のくちあかハ、頼尚まかりのはるへき由事口人、子細あるへからす、但先日わたんとて候しかとも、たしぬきてかやうに候、それニ中ニいられて候とも、頼尚事を破談てたしぬき候ハんときハ、たし同篇たるへく候、さやうの時ハ、後悔候ともかひあるましく候、所詮、たしぬくみちならて、そのうたかひ

六箇庄、長講堂御領
宇土高俊、六箇庄地頭職圖
所分ツ領ス

なくしんをとるへき所見にてあるへくハ、みちをあげむ事ハいきあるましく候、さて小河の事、いちぎなれハと云々、ろしの一たんにうつすへからず、かくへつのきにて候へハ、道をハあけてとをし候へく候、もしなをおかへ小の正官のしやうなどをも、いかゝあらんすらんと、うたかひ申候て、城に人をも入かえ候て、とをり候へしとおほえ候、委細つくしかた

八月五日

〔申渡候〕
花折

阿蘇大くうしとのへ

恵良惟澄注進關所中指合所領注文亨

〔阿蘇家文書二一五〕

注進關所内指合所々事

一肥後國分

一葦北庄

元弘恩賞宛賜賜人、其内于今相續軍忠盛等在、其外故武重令支配新所、仍當時關所分、不可及一兩村殿云々、
六ヶ庄本領長講堂御領

於地頭關所分者、先度為新所、宛賜宇土壹岐守高俊了、

赤見村〔非關所殿〕、阿止内村〔是也〕、

天草木紙嶋

兼日申子細之仁、於御方致軍忠、不被尋究者、無左右強致關所、

一豊後國早田庄内満吉名地頭職事

作庄地頭職、自關東時菊池故宮兵部卿殿御相傳之地也、御恩御相續、非關所殿、

一薩摩國和泉庄地頭職事

當庄襲自殿初於國致軍忠、無左右不可及抄汰之由、自宮御所被仰者也、
〔後長治志〕

一日向關新名庄〔稱中保此名字殿、若新對院名非關所〕

此外注進關所地事、關否雖不分明、先為新所可被宛行也、

一豊後國杵築郡地頭職土貢千五百云々、
 一同國珠玖地頭職於御方、致軍忠之
 日向高知尾庄内副所也等在者也

高知尾一類籠小野城、可被尋究、
 一聚田次郎入道跡、可注中所領名字也、

征西大將軍宮令旨写

(阿蘇文書二四一頁)

征西大將軍宮、肥後宇土庫
 ニ着シ阿蘇惟時ヲ召シ給フ

所合抄有看御當國宇土津也、京前被馳參者、多年忠節之志、此時可顯歟、其間事以經歴被傳仰之由、所被仰下候也、仍執違如
 件、

正平三年正月二日

合卷前卷
 勘解由次官 花押

阿蘇大宮司殿

惠良惟澄軍忠狀

(阿蘇家文書一三三)

合抄
 「惟澄中合抄」
 惟澄軍忠狀第記詮要澗宮上

(前略)

次頼尚重令下國、正平元年壬午九月二日、攻破守山關所之時、自小河城下合、令致散々合戰、追落馬物具、日奈子并高木兄
 弟弓削丹次以下十余人討取畢、次日追懸大野原、迄入夜雖支阿弥合抄、自八代御方不及合戰之間、不能合力、其後今宮
 要害之時、御方々相共日々合戰畢、次山崎向城安見關二箇所城、御方相共落之了、其後御敵忍取賴山黑駿城之間、此所
 御方要害後山也、可令八代出入斷絶之間、不運時日馳向、取向城於米山之處、内河話殿允打越、於此境者、偏可為惟澄之
 計之由、依令中、令踏之處、頼尚一族對馬島前守筑後孫次郎以下數百騎寄來之時、八代御方被追落要害之間、竹崎左衛門

内河話殿元

少貳頼高・内河義直、八代南北ヲ分ケ、以テ和ヲ講ス

17

宇土高俊

18

○名和承清等、其抄録及ヒ東大史料編纂所影写本ニヨル名和義氏ヲ安於權守ニ任ズ

19

太郎相共追散彼凶徒、數十人被斃云々、其後頼高義直分八代南北、以和談議、今宮窪尾ニケ所御方城廻之舉、其後御敵馳越小河境、篠尾栲城郷之間、惟邊騒致日々合戦、自八代終以無合力者也、次惟邊於笠松頼補二隨所、取向城之刻、大友孫次郎率數百騎、令發向小野庄、栲城郷之間、馳向致合戦、追散凶徒、令攻却彼城之時、一族若黨十余人手負討死罪、其後縁塚布瀬窪尾三ヶ所城落之了(後略)

正平三季九月 日

宇土市神馬町出土五輪塔地輪銘

(宇土市教育委員會藏)



正平五年庚辰□□
十九日岩崎守高俊
為逆修建之

後村上天皇口宣案

(名和文書)

口宣案

上願日野中納言

正平九年六月十八日 宣旨

修理亮源義氏

宣任安藝權守

藏人頭刑部卿藤原家教

島津師久注進狀

(薩藩日記雜錄前編卷十八)

薩摩國凶徒和泉庄名主知色登三郎入道行實之城郡、於追落入替御方軍勢、於彼城踏之候段、以去六月十三日令注進言上候訖、定令參看候哉、仍賊徒等寄來當所之城之由、承及候之間、去月廿二日師久馳越、令在城候、將又當庄合戦之時分、同國官方凶徒等、以之外縁起之間、舍弟三郎左衛門尉、幸鹿兒島郡東嶽寺城、向合彼御敵等、致忠節候、且委細之旨、氏久

令言上候訖、愛肥後國牧摩郡凶徒、須惠・多良木仁同願凶徒菊池・内河以下致合力、一色少輔孫三郎殿、所被檜籠城塙、寄來合戰軍中之由申候之間、薩州凶徒蜂起難難候時分候、先差進軍勢候訖、合戰之次第定孫三郎殿可有注進候哉、以此旨可有御披露候、恐惶謹言

文和三年九月十八日

左衛門尉備久 上

進上 御奉行所

惠良惟澄申状案

(阿蘇家文書一五二)

〔編註〕

〔土代〕

阿蘇筑後守宇治惟澄謹言上

欲早被經御沙汰任殿重 繪旨 令旨預御遊行、筑前國下座郡豊後國大佐并那同國日田庄肥前國曾祢崎庄肥後國守富庄以下條々子細事

調進

三通

繪旨案

一通

令旨案

(中略)

一 肥後國守富庄地頭職事

右、當庄者、去興國二年六月十八日、惟澄賜 令旨訖、如明文者、支配當手之軍勢、令成勇、弥抽軍忠、於自身之恩賞者、施面目之様、別可有其沙汰云々、而當國既屬靜謐之間、尤可預御遊行者哉、爰當知行。河尻三河入道廣覺參御方訖、子息七郎令出仕歟、但當庄者、前代相模國可謂代之所領也、而廣覺以逆徒之恩補、知行之間、關所之条勿論也、凡 朝敵補任之庄園、寺社奉寄之所々、皆以被改替畢、所謂天滿宮奉寄之肥前國曾祢崎庄被關所訖、高良山寄進之地肥後國古保里庄同前、宇土壹岐守拜領之安國寺本名考、佐野寺、新所同國高藤保來、男久被沒取畢、此外逆徒之補任奉破之条、傍例有限、所詮、惟澄者、依軍忠懇賜 令旨畢、廣覺者朝敵之恩補也、更難被對揚之条、宜仰上裁、然早預御遊。欲令支配于軍勢等矣、

宇土壹岐守高俊拜領ノ安國寺
寺社所肥後高藤保來

(後略)

正平十一年六月 日

太平記 卷三十三

(日本古典文学大系三十六)

菊池合戦事

(前略)

去程ニ七月ニ征西將軍宮ヲ大將トシテ、新田ノ一族・菊池ノ一類、太宰府へ寄ト聞ヘシカバ、小貳ハ陣ヲ取テ散ヲ得、トテ、大將太宰筑後守頼尚・子息筑後新小貳忠實・甥太宰筑後守頼泰・朝井但馬守監原信・筑後新左衛門頼信・窪能登太郎泰助・肥後刑部太輔泰親・太宰出雲守頼光・山井三郎惟則・渡場左衛門藏人重高・同左衛門大夫行盛・相馬小太郎・木綿左近將監・西河兵庫助・草壁六郎・牛養刑部大輔・松浦黨ニハ、佐志將監・田平左衛門藏人・千葉右京大夫・草野筑後守・子息肥後守・高木肥前守・藏部修理亮・藤木三郎・幡田次郎・高田筑前守可・三原秋月ノ一族・嶋津上總入道・淡谷播磨守・本間十郎・土屋三郎・松田彌正少弼・河尻肥後入道・託間三郎・鹿子木三郎、此等ヲ衆トシテ都合其勢六萬餘騎、杜ノ渡ヲ前ニ當テ味坂庄ニ陣ヲ取ル。官方ニハ、先帝第六王子征西將軍宮、洞院權大納言・竹林院三位中將・春日中納言・花山院四位少將・土御門少將・坊城三位・葉室左衛門督・日野左少辨・高辻三位・九條大外記・子息主水頭、新田一族ニハ、岩松相模守・瀬良田大膳大夫・田中彌正大弼・橘井左京亮・江田丹後守・山名因幡守・堀口三郎・里見十郎、侍大將ニハ、菊池肥後守武光・子息肥後次郎・朝肥前二郎武信、同係三郎武明、赤星掃部助武實・城越前守・賀屋兵部太輔・見參阿三川守・庄美作守、國分二郎、故伯耆守長年ガ次男名和伯耆權守長秋、三男修理亮・字都宮刑部丞・千葉刑部太輔・白石三川入道・鹿嶋刑部太輔・大村彌正少弼・太宰權少貳・字都宮壹岐守・大野式部太輔・派諷岐守・澁口丹後守・牛養越前總守・波多野三郎・河野邊次郎・稻佐治部太輔・谷山右馬助・淡谷三河守・同修理亮・嶋津上總四郎・齊所兵庫助・高山民部太輔・伊藤攝津守・瀧脇播磨守・土持十郎・合田筑前守、此等ヲ宗トノ兵トシテ、其勢都合八千餘騎、高良山・柳坂・水繩山三箇所ニ陣ヲ取タリケル。(後略)

大保原戦

名和伯耆權守長秋・修理亮
字都宮壹岐守

惠良惟澄、阿蘇神領ノ安堵ヲ請フ

(阿蘇家文書一六三)

阿蘇大宮司惟澄重言上

欲早重被仰下令知行神領等事

右、神領等、任去二月三日、令旨并御施行之旨、守護人茲被所々、被撥打被之處、押領人宇土壹岐入道運光(一)、伯耆守顯典、并勾野郷等依申異儀、不奉行之由、守護注進之上者、重被仰下之、如元欲全知行、凡本知行之所々、于今不令安堵之間、軍勢令減少之上、疲勞之至、尤可足高察者哉、然早為被經殿密御沙汰、重言上如件、

正平十六年六月 日

菊池武光施行状写

(阿蘇家文書二一四八頁)

阿蘇大宮司惟澄代信阿中當社領肥後國郡浦事、去月廿五日、令旨如此、早任被仰下旨、窪田越中孫次郎相共役被所、可被沙汰付下地於社家者状如件、

正平十六年六月十二日

武光 花押

守護代

菊池武光施行状写

(阿蘇家文書二一四八頁)

阿蘇大宮司惟澄代信阿中當社領肥後國郡浦事、去月廿五日、令旨如此、早任被仰下旨、守護代相共役被所、可被沙汰付下地於社家也、仍執達如件、

正平十六年六月十二日

肥後守 花押

窪田越中孫次郎殿

窪田越中孫次郎殿

肥後守武光一

阿蘇大宮司惟澄重言上
欲早重被仰下令知行神領等事
右、神領等、任去二月三日、令旨并御施行之旨、守護人茲被所々、被撥打被之處、押領人宇土壹岐入道運光(一)、伯耆守顯典、并勾野郷等依申異儀、不奉行之由、守護注進之上者、重被仰下之、如元欲全知行、凡本知行之所々、于今不令安堵之間、軍勢令減少之上、疲勞之至、尤可足高察者哉、然早為被經殿密御沙汰、重言上如件、
正平十六年六月 日

菊池武光、守護代ヲシテ郡浦ヲ押領人ヨリ阿蘇社家ニ引渡サシム

菊池武光、窪田武宗ヲシテ郡浦ヲ阿蘇社家ニ渡サシム

名和顯與ノ代官、小川顯入
郎ヲ幼ケテ甲佐宮神人ヲ寫
シタルヲ以テ一味沙汰セシ
コトヲ求ム

菊池武光ヲシテ小河・郡浦
ヲ阿蘇社家ニ渡サシメ給フ

甲佐宮 黙写

〔熊本県史料中世三〕
〔藤崎八幡宮文書一五〕

甲佐宮 郡浦社

欲早依社家先規、且為神威倍增、被致一味沙汰、伯高(北)顯與令打擲刃傷當神人等之間事、右濫觴者云々、當社領小河兩郷之間、被下令旨・御教書、為遵行、守護代因幡守云々、去三月之頃入部之處、顯與中興儀之間、被社進舉、而重依被下、去月廿日前御便等令發向被所、既被打護當郷於社家報、仍社司等欲令所務之處、同廿三日晒、顯與代官引卒多勢、刃傷難掌祝宗次、令打擲神人(北)等之條希代也、(○中略)此時令點止神訴者、末代定可失靈社之威感、仍於當社者、先神與御勳座、社壇閉門、神事抑留畢、且其子細、任先規、相觸阿蘇・健軍・藤崎社等訖、定可令皆同者哉、(後略)

正平十六年八月

甲佐社神官等

連名五人

供僧等

連名六人

征西大將軍官令旨写

〔阿蘇文書一四九頁〕

阿蘇大宮司惟澄中社領當國小河并郡浦事、就注進狀御沙汰畢、顯與(北)、道光(宇)等申異儀云々、太無謂、重嚴密可被沙汰下地於社家之狀、依仰執速如件、

正平十六年九月五日

菊池肥後守殿

勘解由次官 花押

宇土道光・名和頼典ノ代官
城御ヲ楯ヘ郡浦・小河ノ打
渡ヲ妨グ

菊池武光ヲシテ取ホテ宇土
・名和阿氏ノ城御ヲ殿御
シテ小河・郡浦ヲ惣兵推遣
ニ渡ラシメ郡浦ヲ

菊池武光注進状写

(阿蘇文書二一四九頁)

阿蘇大宮司惟澄代督阿中宮社領肥後國郡浦并小河事、任去九月五日 令旨、守護代武實并窪田武宗為便簡、遂其節候之處、如去十月一日武宗請文書、夜後所、欲沙汰付下地於社家之處、於郡浦者、宇土道光代構城郭、至小河者、顯興代構要害、中興儀之間、不及打渡云々、同月同日武實請文、子細問前、仍復請文四通進上之、以此旨可有御被露候、恐惶謹言、
正平十六年十月十四日
肥後守藤原武光上
第二花押
進上 御奉行所

征西大將軍官令旨写

(阿蘇文書二一五〇頁)

阿蘇大宮司惟澄申社領當國小河并郡浦事、如注進狀者、於郡浦者、道光代構城郭、至小河者、顯興代構要害、各中興儀之間、不及打渡云々、重差遣守護代、破却城郭等、可被沙汰付下地於惟澄之狀、依 仰執進如件、
正平十六年十月廿三日
勘解由次官 花押

菊池肥後守殿

菊池武光施行状写

(阿蘇文書二一五〇頁)

阿蘇大宮司惟澄申社領當國小河并郡浦事、如去月廿三日 令旨者、於郡浦者、道光代構城郭、至小河者、顯興代構要害、各中興儀間、不及打渡云々、重差遣守護代、破却城郭、可沙汰下地於惟澄云々、早在被仰下之旨、窪田孫次郎相共位彼所、遂其節、或起請文之詞、可被注中之狀如件、

正平十六年十一月七日

守護代

武光 花押

菊池武光施行状写

(阿蘇文書二一五一頁)

阿蘇大宮司惟澄申社領當國小河并郡浦事、如去月廿三日、令旨者、於郡浦者、道光代攝城堀、至小河者、願與代攝要書、各中異儀問、不可及打渡云々、重差遣守護代、破却城堀、可沙汰付下地於惟澄云々、早任被仰下之旨、守護代相共夜彼所、遂其願、載起請文之詞、可被注申也、仍執達如件、

正平十六年十一月七日

肥後守 花押

窪田孫次郎殿

宇土庄三所大明神洪鏡銘

(加治木郷土史料)

奉願入 洪鏡一口

肥後國宇土庄鎮守三所大明神

御寶前

右志為聖朝文武安穩太平四海九州万民豊滿普勸通俗之助成新渡堯鐘之應願上蔭和光聽下覺安想夢乃至結縁諸人施與福素

正平十九年三月十五日

当願主大共
大工中野國等

大檀那 藤原 氏女

同氏虎熊丸

少弥 道光

宇都道光請文

(阿蘇家文書一八三)

(2) 少弥道光(抄)弥道光
宇土高俊

(1) 宇都志岐人道光
宇土志岐人道光

〔宇都志岐人道光請文〕

阿蘇大宮可惟武、阿蘇惟村ノ社家證驗御留ヲ祈フテ字上道光、證驗紛失ノ實ヲ審申ス。

(2) 沙弥道光(字上高俊)

33

名和顯興阿蘇社家ノ證驗紛失ノ實答ヲ如ラズト答申ス。(1) 惟村(阿蘇惟村)

34

正平廿四年十一月十七日御教書、同十二月一日證令拜見候事、仰如被仰下者、阿蘇社大宮司惟武中社家代々證驗事、惟村令仰留加因徒云々者、彼文書紛失之有無、或起請之詞可注中云々、此段承及候之條實正候、若此条偽存候者、可罷蒙八幡大菩薩御討候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

正平廿四年十二月一日

沙弥道光(字上高俊) 署名(粟花押)

名和顯興請文

(阿蘇家文書一八四)

〔伯耆守顯興請文〕

去十一月十七日御教書、同十二月二日到来、證拜見仕候了、

仰被仰下候阿蘇大宮司惟武中社家代々證驗、惟村令仰留之由事、以甲乙人之廣觀疑言上候、雖國中事候、不脱近仁候之間、文書紛失之有無、分明不存知仕候、若此条偽存候者、

八幡大菩薩、天滿大自在天神可蒙冥罰候、以此之旨可有御披露候、顯興恐惶謹言、

正平廿四年十二月三日

伯耆守顯興 署名

進上 御奉行所

伯耆守顯興(粟花押)

名和顯興書状

(阿蘇家文書一八五)

〔伯耆守顯興〕

阿蘇殿

伯耆守顯興

去月廿六日御札、今月二日到来、委細承候了、

仰承候間事、不存知事候間、以此旨捧請文候、聊不等閑之儀候、委細御使可被申候、恐々謹言、

正平廿四年十二月三日

伯耆守顯興(花押)

署名 阿蘇大宮司殿

今川了俊書状写

(阿蘇文書二二一七二頁)

肥後國人々少々^(一)浦地^(二)被^(三)衆^(四)にて候、御打出時分、そへ申へく候、昨日記書下向候し、定それへ馳加申へく候歟、

一先口委細合申候、参着候哉、如何、當陣事不及合戦候、兩方取城候間、無左右破かたく候、さりながら此敵等當陣にて對治候やうニ沙汰仕たく候間、廻方便候、松浦路ニも兩方勢向合候、これも當陣の合戦落居ニよるへく候歟、

一この時分ニ、いかニもして肥後國事、一途候やうニ御計候者可目出候、致惣物共一揆候て、八代ニ可打出之由申候へとも、いまた無其儀候、河尻も領狀申て候へとも、いまた第一敵陣ニ候、御舟も可参御方之由堅申候ながら、未及現形候、宇土同前候、筑後國ニハ多分御方ニ参候へき物おほく候へとも、一方つよくとり立候へき人候へぬほに、時分を相待候けニ候、何とも御籌策候て、此時勢をまとめられ候て、御打出候へく候、高米大將今川兵部大輔それへ罷越候て、可中合力之由申候之間、その御左右をも承定候へんとて、又人を進申候、御談合候て、御へからひあるへく候、

高米にて合戦候よし聞候へとも、それニよるへからず候、

一以贈物共方へも、それより御さいそく候て、急々打出へきよし仰候て、兩方より御出合候やうに、御さた候へく候、そなたの事御打出候へも、やかてこれの合戦をもみ候へく候、一向それの事へ御方便をたのみ申候也、恐々謹言、

五月七日

了俊 花押

阿曾大宮司殿

(一)阿曾大宮司(阿蘇
進村)

今川了俊書状写

(阿蘇文書二二一七七頁)

去十二日御合戦事、一昨日以簡使者申候き、定参着候哉、尚々御高名目出候、打死人候事、雖無念候、是又不及力次第候、於子孫者恩賞等事可申行候、

一御参陣事、如先日申候、今程殊ニ可為大功候、南部事者、雖何時候、對治子細候ましく候、とても菊池勢無合力之儀者、河尻ふんさいのともからハかりにては、はかしく何事候はしと存候、城々を持て候間、馳懸て不日ニせめ落され候へん事へ、いかに日敷のひ候ぬと存候、地下の所務の事は、又二三日のうちニかうし候はんする間、たやすかるへく候へ

○長年承名和氏トノ關係不明ナルモ參考トシテココニ示ス

○名和系圖(統許書類苑)
ニ顯朝子顯年出家シテ長榮ト稱ストアリ、參考トシテココニ収ム。河盛文書第二四三號參照
田中元勝(征西大將軍宮田中元勝)長榮ト稱ス
定行(宮田)長榮ト稱ス
院義元(花押ナリ)トイフ
[増補訂正編年大友史料]

言上如件、

弘知三年七月日

藤原武朝

名和慈冬書狀(切紙)

(入來院家文書一四八)

〔(原)切紙〕

委細者、此僧可被申候間留候、尚と、兩人の御中へ狀の事、同事にて候、

御中事、中村殿と相共に進と申候て、京都へ委細の御吹舉めい、に調進候、探題よりの御書とりそへて進之候、三か國御勢説、急と沙汰あるへきよし仰候、いかに御悦喜候すらんと令存候、下村殿(江河殿)へも狀を通したく候へ共、同事にて候ほとに不進候、御心得あるへく候、御悦入候、尚と御勢遣の事、急東なるへく候、御心へのために令申候、又中村殿御中さまの事、いかと被存候事、御預の事にて候へ共、ありかたく存候、御心へのために申入候、諸事重と申候へく候、恐と謹言、
(皇曆二年) 八月九日

〔(原)切紙〕

慈冬(花押)

澁谷清式五郎殿

〔(原)切紙〕 澁谷清式五郎殿

慈冬

西園寺実音讀狀

(大分縣史料二) (日名子文書)

讀與

善子伯耆長策所

豊前國糸田庄地頭職半分

筑後國山本庄職半分

大炊御門鳥丸敷地一所町四

右所と者、別而依有懸存子細、所分讀如此、敢不可有相違、元弘・建武・延元・興國・正平、勅裁等、彼是對裏案文在右、官任愚老之志不誤愛敬之禮無邪忠孝之道者、天救之、地藏之、而家業與天壤無窮可與復、仍為後之狀如件

ノ編者曰ク、日奈子太
旧蔵文書ハ一部田原文書
ニアリ

54821
山田庄 田川郡
山本庄 山本郡
封藏 対藏
在右 左右
為後之 後之イ

40

○長年赤名和氏トノ關係不
明ナルモ、參考トシテモ
コニ示ス
了俊名和某（益多カ）ヲ
派遣

○長年赤名和氏トノ關係不
明ナルモ、參考ノタメコ
コニ示ス

41

元中參年二月四日

入道從一位平大臣（花押）

今川了俊（前略）自筆書狀（切紙）

（入來院家文書一七二）

鳩津事、公方御使一見候上へ、急（前略）可退治候、一勢合力事御申候上者、必（前略）可遣候、御待候へく候、而（前略）御遅ひらかるへ
き事此時候哉、委細隠岐參り候時申候了、勢事ハ重加此御申候間、いそぎ（前略）可遣候、又内（前略）承子細候間、宮里地頭職事
預申候、御下文ハ必（前略）可申行候也、御一家の御かた（前略）とハ御同心候間、就是非候て、御一家中の事へ、一みち御面目候
やうニ天神も御らん候へ、申行候へく候、そのよし置御談合候へく候、しかなら名和をそれニ遣候事へ、た（前略）御一家
の御ために候、八幡も照覽候へ、偽申さす候上へ、自今以後我（前略）事ハ御一家をたのミ存候也、恐（前略）謹言、
十月廿九日
了俊（花押）

澁谷左馬助殿
御返事

了俊
澁谷左馬助殿 了俊

今川了俊（前略）自筆書狀（切紙）

（入來院家文書一七三）

○コノ文書ノ別紙へ、本文トシノ筆蹟同ジカラズ、恐ラクハ歸藏ウハ書ノ写ナラン、

澁谷左馬助殿
御返事

御申候事した（前略）進候、目出候、抑恩身該海事、自京御使重て下向候、待申候、其間まつ八代退治候、是又其方御合力

たるへく候歟、水俣ニも一勢急と流候、追て愚身ハ何時も可越候、毎事名和方ニ申遣候、定可申候歟、恐と謹言、

四月十三日

澁谷清政殿

〔上書〕
澁谷清政殿

了俊

了俊〔花押〕

覚書

〔熊本県史料中世四〕
〔五糸文書三一〕

良成親王御領ヲ下サル
〔一〕 頼治〔五糸頼治〕

〔後略〕
元中四年丁卯十月十七日、
自字土 御在所、被御領下、御使由利信乃守、頼治在所大瀧河内築足、

深則時弘軍忠状

〔熊本県史料中世五〕
〔深堀文書一〇五〕

北軍、宇土・河尻等南軍ヲ
攻ム、良成親王オモビ菊池武朝退
散

肥前國彼杵郡高濱伊賀守時弘中、軍忠事、
右、於在所と御陣、不堪致忠節之上、肥後國宇土・河尻兩郡之凶徒等為御退治、御發向之間、令御共、
左京太夫武朝已下輩、迄于退散之期、抽忠節之上者、然早下馬御判、為備後證之危候、粗言上如件、
〔後略〕
〔今川貞昌〕

明德元年九月 日

〔後略〕
承了〔花押〕

某宛行状

〔熊本県史料中世二〕
〔今川調文書一〕

○實與下文トトモニ参考ノ
クメ、コニニ般ム

〔花押〕

宛行 藤原濟使所

肥後國八代庄道前郷野津村内臺町五段事

右所者、於當所因徒了俊親來之時、為御方致忠節之間、為兵糧料所、彼地知行不可有相違之狀如件、
元中八年八月廿五日

武雄社大宮司跡代新兵衛尉軍忠狀

(熊本縣史料中世五)
(武雄神社文書一八)

後藤武雄大宮司跡代新兵衛尉中、軍忠事

右、肥後國八代御發向之間、馳參、三日於所と御陣、致宿直之刻、去六月六日、宮地原御陣召寄之時、致合戰、抽軍功之候、
(1) 所有御見知也、同七月二日、八町嶽城攻之時、一族相共致戰功忠節、匪昔久多良木城已下、為所と被衆、致宿直警固之候、無其隱者也、仍、宮御所御合戦、伯耆守以下臺降參之間、限本御歸陣御共仕立、然者早下賜御判、為備末代之龜鏡、粗言上加件、

明德二年九月 日

(通判) 承丁 (花押)

今川了俊自筆書狀 (切紙)

(入来院家文書一九八)

○長年系名和氏トノ關係不明ナルモ參考トシテコロニ示ス。

(通判)

○第一・第三紙ノ行百ニ見エル註記「二」・「三」ハ、本文ト同筆ナルガ如シ、

新春吉事自他寂前申罷候了、尚以不可有盡期候、

抑兩國事、於今者、鶴津兩人為御方之由京都ニ申候間、其實きこしめし定られ候はんために、僧を被下候殿、此時鶴津兩人ニ同心候輩相共ニ八代ニ發向候て一職仕候ハ、まことに可為御方候間、可有御免候、若猶た御方と申て候ハかりにて、如此間於國の所行不儀ニ候ハ、この御返事にて退問せらるへきよし仰下され候間、返と目出候、此左右のほとハ、名和か事それニ候へきよし申遣候也、鶴津か内心を存候ニ、よもこのたひも八代ニ罷向事ハあらしと存候、然者退問御教書ハ必と可成下候間、其程ハ相構く御方の人と御同心ニ國をかたく御ふまへ候て、大將をも御合力候へく候、今度

○真興ハ名和系圖ニ見出サ
ザルセ参考タメコトコニ取
ム。

了俊ニ下されて候京都の御事書・御教書の案文、名和か方ニ遣候、御らん候て御心え候へく候、兼又了俊事條と仰合らるへき事候とて、俄ニめされ候間、且ハ當陣をもよくしたよめをき、且ハ兩嶋津か進退をも見定候て可願上候、其間ハ細々ニ可申承候、可有御同心候、了俊事委細安國寺に申て候、御尋候へく候、就是非上落仕候とも、九州の御方深重の御かたの御代官を中へく候間、定御悦喜候ぬと存候、了俊九州ニ在國殿よりも、中々京都ニ參候へ、鎮西やかて退治のもとといニ成候ぬとおほえ候、就中身か事ハ京都ニ一二月ニハ過ましく候、やかて可歸陣候間、ことにくめんくの御ためも可御心安候、よく名和御談合候て連々可承候、恐々難言、

正月六日

了俊(花押)

清殿殿

一渡合清教殿 御事奉
了俊

眞興書下

(熊本県史料中世二)
今編源文書二

こんと、父子ともにさい所をすて候て友せられ候、誠ニしん妙ニ存候、仍けさとうのせいもッさいくの御くうし、悉令ゆうめん候、しせん出陣その外のふし友之事ハ、如何にも本そふ候へく候、仍為後日之狀如件、

應永卅年卯月九日

眞興(花押)

けさとう又四郎との所

沙彌崇輝奉書

(阿蘇家文書二四三)

阿蘇大宮司ニ忠節ヲ促ス
使者伯耆入道長榮
(一)名和系圖ニ眞興ノ子
順年入道長榮、東寺ノ
僧トアリ

九州地頭御家人中被仰子細以同前、別而被成下、御教書之旨如此、早任御成敗拵請文、可被抽忠節之候也、御使伯耆入道長榮、彼仁無力至極之時分候殿、定上落之用脚可難叶候之間、偏被慈思食之候、謹分致走、令合力給者、尤以可神妙之由、依仰之狀如件、

○出典ニ句読点ナシ

八代源朝臣教信

(1) 雲(書稱)、異稱日本
(2) 約造(一船)、異稱日本(約造一船)、異稱日本(云)

○文書ノ内容ヨリ桃房丸ハ名和氏ト推定サレル故ニココニ示ス

十二月三日
謹上 阿蘇大官司殿

海東諸國記

(肥後文獻備考第三卷)
新撰事紀海考卷十六
名和氏系圖所取

教信己卯年遣使來朝書肥後州八代源朝臣教信約造(一船)

己卯 皇朝長祿三年也教信長之孫也然雖享德元年卒則又非教長但諸國記之己卯又之卯之誤而本享七年錄而無他考證姑附于此

河田田永北義秀外八名連署狀

(阿蘇家文書二六九)

(新撰ノ世)

〔寶徳三年六月五日到來〕

北四良次郎
河田備前入道

義秀

田永

伊津野殿
(伊津野村)

就今度當所之時儀、每事被添御意候、御懸志之至、誠々御懸敷、一味同心開眉候、弥々桃房丸之所可堅固候之間、大慶此
事候、然間、對桃房丸一家中老若致尉文候上者、存異儀候者、不可有一人も候、乍恐猶々為御不審、老名共又以論文狀申
上候、

天照大神 八幡大弁

阿蘇大明神 天滿大神

妙見大井

盡未來際大小事可被奉懸御兩所候、一味同心之意趣如此候、以此旨可有御披露候、恐々謹言、

沙彌崇輝

(花押)

六月二日

鎌須賀尾張守

義助 (花押)

河田備前入道

出永 (花押)

進因幡入道

眞乘 (花押)

大井大膳入道

超阿 (花押)

河北上總入道

教阿 (花押)

本郷越前入道

宗榮 (花押)

加悦尾張入道

見阿 (花押)

(也)

義秀 (花押)

新到官入道

正壽 (花押)

布基石見入道

長義 (花押)

伊津野殿

宇土為光書状

(阿蘇家文書二七三)

(礼儀相)

尚々、此旨阿蘇殿へも御申上候入候へ、

冀、阿蘇十二之社并本堂御遊覧、委細蒙仰候、目出存候、即可申付候、此旨方保田方人ニ令申候、可得御察候、恐惶謹

言、

〔文明四年五月〕

宇土為光阿蘇十二社并本堂
遊覧ノ御遊ニ成ス

(一) 限部上總介(忠直)

十月十九日

限部上總介殿

為光(花押)

52

田上惟吉書状案

(熊本県史料中世二
西蔵院寺文書八二)

名和頼忠十二年間木家造宮
料尾寄進ヲ約ス

就御立願、阿蘇山本堂為御造營、貴殿様より十二年之間、鳥目十二貫御拜進候、去年之分新足十二貫被悉候、被御使則御獄へ被罷通可然之由雖申候、是まてたるへき由、被仰付候趣、被申候間、先請取申候、即御獄へ年行事被進、御返事取可進候、少も不可有無沙汰候、御神物御拜進目出之由、(阿忠)惟忠被申候、高吉、恐と謹言

十月三日

田上高吉
惟吉

別庄新衛門尉殿

岩田越後守殿

御報

「八代へ返事案」

53

宇土池為光書状

(熊本県史料中世四
五条文書七二)

合戦ニ勝利ヲ得タル事ヲ宣
ス

於其境、敵寄來候之處、出合と戦得勝利、不知其數被討捕候、御忠節之至候、弥憚入候、恐と謹言、

六月十三日

為光(花押)

五条殿

54

宇土池為光書状

(熊本県史料中世四
五条文書七三)

宇土家ノタメ一味同心

當家之事、老若一味同心ニ申候之條、今月朔着府候、任代と義、益御忠節可為感候、恐と謹言、

六月十一日

五條殿

為光(花押)

島津季久書状

(相良家文書二三四)

〇(七) 〇(七)

〔到來文明八年八月廿五日〕

「相良殿人々御中

豊後守

季久

檜郡より伏乞書候、日出候、先日遣候覺脚未到來候、來候する時、これまで御返事を可申候。

依牛山ニ罷越事、先度進狀候、宋御返事到來候、いか様、ふと罷越候て、萬可申談候、就之は、敵方ニ万存知候する方へ遣入候、今夜還歸候、敵見かへりの陳之事ハ、かたく可持候ニ申定候て、取置候、此方より左様ニハし心得候など遣申候、伊東より甲廿被立候、北原方と同陳ニ候、其外之衆ハ宮丸大吹助と一所候、青木と花北と間ニ、北原方之衆アルて路次を可切候、左様候者、長峯ニ可取合候、山野殿事、内へ可然被申候、彼方之事、無遠度候する様尔、番衆を遣、又ハ得其心候へと申候、左様候候間、急進狀候、就其者、伊東祐幾同祐國親子五人、三候高城ニ被越候、此方合力ニ被出候分ノ様ニ候へと、所領知行祝尔と被存候て、皆へ被越候やと見え候由申候、祐國之事者、其方向之仕事ハ衆を不可進候由被申候、加治木邊之間ニハ可致奔走候など被申候由承候と申候、尚々、此界之事、吉田指向之當作など散し候へてハ尔て候間、一兩日之内ニ可勢遣候、其隙明候者、依御返事、其方へ可參候、少も無沙汰ニ候て在所ニ候尔てハなく候、御親類様各へ御辛勞候處ニ、いたつらニ候する事、存知之前尔候、由断とハ被思召ましく候、又伯耆殿(名實)より中被遣候、祐國之事、計策申候へかし、可然候すらんと被申候間、其まで進狀候、彼方へ可有御遣候、内儀之分も、我かもとへ當てゝ遣候へと、被申候間、伯州へ遣候狀尔て候、尚々、山野之事は、番衆入候ハム、ぬしからハ、修理亮又ハ彌正殿傍ニ可被遣候哉、不可有御山躰候、又祐國ニハ、其様よりも御計策可然由被申候、慶事、恐々謹言、

八月廿一日

季久(花押)

阿蘇惟忠書狀写

(熊本集穴科 中世二)
(西條殿寺文書 一一二)

相良・名和兩氏ノ争乱勝離
折衝ヲ願ス

(前長念願) (念願忠)
今度求磨・八代之時義及大饑候際、唐上候、如何ニも早ニ彼境之事、属無事候様、預御祈念候者、可目出候、仍馬一足

瓦毛拝進候、彼馬亥致秘藏候之間進上候、猶と御祈念奉侍候、恐惶敬白、
(文頭十五卷)

十一月四日
惟忠 書料

進上 阿蘇山

衆徒

御中

(前長念願)
衆徒御中

惟忠

阿蘇惟忠書狀

(熊本集穴科 中世一)
(西條殿寺文書 一一三)

阿蘇山衆徒ノ相良・名和兩
氏ノ争乱ニツヤ折衝セルワ
謝ス

(前長念願) (念願忠)
就求磨・八代之間篇目、國家無為無事之為祈禱、被致精誠御卷敷給候、日出祝君之至候、尚々、是まで御感戀之様、恐悦

候、増と御祈念奉侍候、委細旨申御使者候、万吉と、恐惶敬白、
(文頭十五卷)

十一月五日
惟忠 (花押)

進上 阿蘇山

衆徒御中

犬童重國軍忠狀案

(熊本集穴科 中世四)
(犬童文書 一)

文安五年以來連々致忠節候目安□文案

文安五年之四月、於當郡薩麻瀬村上
來連々抽レ軍忠次第、
(念願忠)

五月、被レ攻レ永里之山城ノ候之時朝、山田主計允・井福彦十郎・万江采女正・藤井助四郎・徳永右京

助・同大郎九良、彼等於、中尾先登仕候之事、

一、同五月、北原在京助欲、惣領貴兼之代舉、數多之軍兵寄、米上村之城、候時分、於、峰崎助矢仕候之事、

一、同七月十五日、於、水面、城、寄、會牧四郎左衛門尉、討、捕小田但馬一候之時、被、疵候之夏、口半疵、

一、嶋津忠國取、真幸之高野、於陣候之時、忠國被官別符五郎、槽、龍薩州牛屎院内青木之城、候之處、致夜詰、

討、捕上浦石見守、岡子忠、候之時、被疵候之事、高股射疵、

忠國被、向津奈木候之時、隴分致辛勞候之事、其隠候事、

放火仕候之處、無手追拂之候、

彼境仁罷上候之時分、為續田浦及、手差寄被候於大勢候之處、物、處、諸人參會候

面、仕落候之事、

郡之御行達卜、隈部圖書助、草、押寄二見、被攻彼地候之、大敵徑

開、運申候之事、

頼泰伺、御出郡之時分五木東、代現雅意候之處、參會相良、忽堵仕候之

事、

參會相良又五郎長道渡、徳ノ瀨誰、備難賣入權渡顯興寺口、候敵、不及

合戰候之、雖然愚身之内者、候之事、

院三郎右衛門尉、宇須久左馬助、北原、令同心、二月廿五日曙押寄斐河、

及難儀候之間、欲彼合力、永峯、候而永々中屬番候之事、

岩田三郎左衛門尉相加、八代勢、瀬、併於二重相關候之處、寄會、退

散候之時、愚身之内者四五人被射疵候之事、

限、帖版伯州被官者手金川、候之處、追拂令脱失數千家、米、愛甲

方致番候之事、

被渡御所瀬候之時、人次与左申、戸二重切破、顯忠之舍弟館所及、等

之倉屋不殘一字放火仕候之事、

〔一〕形部大輔刑部大輔

名和顯忠高田城ヲ取悉テ

八代落城
相良爲續八代ニ向フ

〔一〕〔八代落城〕 海士之江村敵一人生活捕獲之事、
〔二〕〔八代落城〕 長峰之陣、而飯沼候時、〔三〕 蓼刈、〔四〕 津方以

猛勢、重而取頭、可實左右、〔五〕 時通路不可有之とて、廿余人之番衆、〔六〕 良形部大輔、某にも
不致談合被掃候、〔七〕 留嶋津修理亮殿之致御傾候之間ニ、〔八〕 之城ヲ、菊千代九被仕落候、

而薩州、〔九〕 御左右候へは、平泉ニ被預候字須久左馬頭、〔一〇〕 之間、御際明候て、〔一一〕 蓼刈方父子匠
作、〔一二〕 度ニ承之間、八十余日ニ懸宿木上ニ罷飯候事、

〔一三〕〔八代落城〕 月五日ニ木上を罷立候而、阿久根之濱ニ、〔一四〕 出船候て、同日ニ片浦ニ著船、同日ニ
〔一五〕〔八代落城〕 致番、同五月六日、九十余日ニ木上ニ罷歸候事、

〔一六〕〔八代落城〕 長峯之被花北之陣衆合戦候、〔一七〕 藤二郎花北へ罷立候而、致御番候、
〔一八〕〔八代落城〕 自伯耆方被取崩高田城、〔一九〕 難、〔二〇〕 五木・西保・平瀬ニ八代之被宮岩田、〔二一〕 限之

者共ヲ引烈、構切所候之、〔二二〕 少輔、是も子息ハ出陣候ニ、留守ニ、〔二三〕 候て、彼切所を追被候
事、

〔二四〕〔八代落城〕 次日十四日松熊・辻・結歸ニ、〔二五〕 を被懸候を、遠散候而、悉焼、〔二六〕 候
て、高田城ニ罷著候へ、則、〔二七〕 退談之事、

相良爲續書状

〔相良家文書二三〇〕

〔正徳四年の書〕
〔文興十六年〕

太郎殿

為續

先、青井三之御宮ニ早々まいらせへく候、わか宮十嶋前候に候、市房ニ早々人をまいらせられへく候、
御吉兆、多幸々々、仍只今年時高田より注進候、今日辰時八代三ヶ所之城、火をかけ候て、悉落失候、當家之吉事、千秋万
歳、不可過之候、只今八代之様ニ打越候、万吉、彼境より可申候、恐々謹言、

三月七日午時

為 敬〔花押〕

太郎殿

相良氏山門知行以下由緒書

(相良家文書二二二)

名和顯忠、高田郡三百五十町ヲ相良為領ニ譲ル

名和顯忠高田ヲ讓フ
相良為領牛山ヲ知行ス
相良為領八代ヲ知行ス

八代ノ本主名和顯忠没落

山門三百五十町御知行之支、應永七年庚子、實長前續義頼マテ三代、彼城番ハ村山勘解由允兼長、彼地御格護之故、嶋津忠國之御姉、前續之御前、依夫、忠國ヨリ聲引出物上ニ進候、實長前續義頼三代ニ、四十九年御格護、然ニ、文安五年庚辰三月廿八日ニ兆頼御逝去之時、彼地薩島ヨリ押領候、其後十一年ニ、當長祿二年庚子之歲、薩摩一同ニテ、薩島ヲ壓形ニト被中合候時、嶋津忠政ヨリ長續ニ被仰候分ハ、牛山ヲ長續ニ可被進之由、頼ニ被仰候、其故ハ、北原要四ヶ所之事、嶋津ニ無敵心様ニ、長續御領之由、重々候間、御格護候、彼城番、始三年ハ大膽大夫長連、後五年ハ三郎左衛門尉長直、如此候而、彼城治世八年、其後寛正六年乙酉之歲、伯劔ヨリ高田郡三百五十町為續ニ進上候時、牛山之支、嶋津殿ニ以口能仰分御返し候間、彼城衆中ヲ高田ニ召移候、城番村山方、其後文明八年丙申歲、牛山人林嶋津三郎右衛門尉方二月廿日ニ俄ニ變刃ニ動候、變刃殿難儀ニ及候間、其時分為續様變刃殿之御聲、依夫、同廿二日為續御自身變刃ニ御出候、薩島戎自身御出候、然ハ彼牛山之支、且ハ山門之打替、且ハ嶋津殿ニ薩島隔心之様、為續ニ進上候、就夫、同三月廿八日為續牛山ニ御動候、其儘著陣、薩島四ヶ所、北原殿も為續ニ御同意ニ候、又八月四日牛山河原合戦ニ、村山方丸目方築瀬方中嶋方園田壹岐守方被立御用候、然處ニ、九月二日伯劔高田郷變刃了例之動候、為續同九月十三日ニ牛山御知行候、式部(本記)太輔頼並ニ城番仰付、やかて、御歸陣候、然ニ十月一日為續佐敷ニ御下、上津浦那種ニ御參會候而、天草郡中之分御頼被仰合、同十二月十三日癸未日八代委任拂候、夫ヨリ九年ニ、當文明十六年甲辰三月七日甲午日八代御知行、

菊池重朝書状

(相良家文書二二二)

先度杯筆候、御技見候哉、御慮外之世上、無是非次第候、依八代事、為續他家へ被申談候、尤候、雖然、八代本主退出之上者、時節到来候間、於今令者、為當家同心、永無為ニ知行候者、為自他可然候處、如今者、弓矢不可絶候、此趣可有故實之由、上津浦上總介へ申候、定彼方より可有意見候、早々事可然様ニ被取成候者、可喜可申候、於其境逗留之由承候間、如此申候、恐々謹言、

(文明十六年)
四月廿五日

重朝(花押)

稅所式部少輔殿

○コノ文書検討ヲ要ス
○出典ニ句読点ナシ

名和重年感状

〔肥後文獻叢書第三卷
新撰事紀遠考卷十六姓須賀系圖〕

一後醍醐天皇之為御方先祖長年洛中内野原從合戰以來勲功就中文明三年以來相良為續於八代城度々驅來之刻被碎手事
一文明十五年癸卯十月十六日夜於取々合戰之番於陣内大手橋上粉骨事
一同十一月十五日大手大馬場合戰之時被疵被窮高名事
一同十六年三月七日八代没落以來於所々辛身之事
一同四月十六日宇土為光并球磨勢現形之時守護勢馳向於木原赤隈合戰之番一人馳加高名之事
右家親依忠節之次第如此所加扶持加茂周防守護之跡十五町并國節給之事本意之時領掌不可有相違狀如件

文明十七年乙巳

十二月二十七日

姓須賀治部少輔殿

重年



〔一〕姓須賀治部少輔(家)

宇土宮光丸書下

〔熊本縣史料中世一
〔肥後國玉名郡石貫村紫陽山廣福寺文書〕九四〕

肥後國玉名郡石貫村紫陽山廣福寺之事、准諸寺可為永代守護實地之狀如件、

文龜元年八月廿九日

藤原朝臣宮光丸

廣福寺

〔一〕宮光丸ハ宇土為光ノ

菊池能運書狀

〔相良家文書二五九〕

就當國靜謐之儀、御丁寧承候、喜悅候、任代々旨、兩一揆致忠節候、可然候、限莊是又輸入手候、其境之事茂、如御所存可成行候、日出候、必一道可申談候、曾無油斷候、仍為光於筑後立花山城守留殿候由、昨日廿日注進候、旁自是御乳可

立花山城守 宇土為光ヲ留
證ス

(一) 相良殿 (相良長每)

65

候、弥遜存候、恐々敬白、

安永三年
十月廿一日

相良殿

能 遜 (花押)

阿蘇惟長書状

(相良家文書二六六)

(相良の文書)

阿蘇惟長
文永四年二月五日

相良殿
進之候

惟長

相良長每 八代城主取ル

菊池能遜ノ意見ニヨリ名和
顯忠城ヲ去ル
阿蘇惟長、名和顯忠トノ会
見ヲ遺ク

(一) 相良殿 (相良長每)

66

○以下ノ八代日記ハ、東大
史料編纂所所蔵写本ニヨ
ル
名和顯忠退散

尚々、富家就申合候、被遠御本登候事、千秋万歳候、殊近頃之間、本望満尾、酒御察候、定而可為御同前候、
仲春之佳祥、千鶴万歳、雖申事旧候、尚以積沙巨瀆、多幸々々、抑、就今度弓箭、此境致逗留、毎々申談候、本望之至
候、然者、依徳運意見、敵城對治、外聞責備、肝要存候、尤以面御悅可申候之處、顯忠此表可被徳通候之衆、可預礼之
由、内儀候、雖然、參會無用候間、先以如小能野麗上候、旁、自在所、以使者、永代不易之御祝言可申承候、慶事猶期来
喜候、恐々謹言、

二月五日

惟 長 (花押)

相良殿 進之候

阿蘇惟長

八代 日記

(永正元・2・5)

永正元年 甲子二月五日 酉(前巻) 長每八代知行、伯幼顯忠加國中退散、六日候、七日(名物)巳御在城御座日數百五十五日

阿蘇惟長書狀

(相良家文書二六四)

名和氏被官ノ成敗

如御意、無心疎候、願文中候、拜白候、

阿度御悲示預候、祝着之至候、抑伯州被官成敗之通、其方從御老者中竹崎村山所及承候条、所存之趣兩所申候、定而彼

違候哉、已前如申候、對其方、彼落仁共少事茂不儀之予細候者、堅固可申候、曾不可有心疎候、乍勿論、願道申談候上

者、互無御等聞可申候、如何様可被懇御意之由候之間、以面談旁可申候、心事期来喜候、恐々謹言、

二月十三日

惟長(花押)

(一)相良殿(相良長母)

相良殿(御報)

惟長

八代日記

(永正13・9・1)

小野守山弓騎

阿十三年^{子西}九月一日^{卯巳}伯孫願忠小野・守山ニ弓箭の手形、同九月廿一日^巳長母守山の城取候、十月七日^{卯巳}日豊福ニ動、宇土家數十人打取、十一月廿二日^{卯巳}豊福ニ近陣、十二月十三日ニ長母豊福知行、

相良氏老中契狀案

(相良家文書二九六)

相良・名和両氏和陸ノ契狀

「下土」之文案文

舊冬以來和平之上、以前代之辻、多年之被止御宿哉、於向後、兩家無二可被仰談旨、相定候、以自他千秋万歳候、仍武願

御父子、長祇賀清契狀之事、被申合候、尤目出候、左候處、八代年行迄、其方御老中よりも、以神名、盡未來際、無變易

可被相談道、被示預候、當所至年行も、御向前之旨承候哉、本悅候、不依自願他願、自然料簡之方廻手、難摘^つ虚言候、事不可入其安候、殊國家之立柄、統如何^つ縁之難篇目出来候、兩家之事、如此返前代、深重被申談候間、益々一味同心之

旨、可相守神祇事、無餘義候、若此条偽申候者、伊勢天照大神、熊野三所權現、春日大明神、當國惣社麻崎八幡大菩薩、阿蘇十二宮大明神、當所惣廟市房六所權現、青井

大明神、妙見大菩薩、天滿天神、惣而者大小神祇冥冥御照覽、不可有違變之儀候、委悉旨彼使僧可申達候、恐々謹言、
 永正十四年
 六月九日

皆吉修理進殿
 河田新左衛門尉殿
 則元右京亮殿
 蛭須賀對馬守殿
 布施五郎左衛門尉殿
 内河右衛門尉殿
 河北右衛門尉殿
 三谷美濃守殿
 内河館後守殿
 加悦但馬守殿

御宿所

相良修理進
 吉半田外記少輔
 相良文番頭
 相良右京亮
 栗瀬藏人佐
 恒松源左衛門尉
 深水右馬助
 次重兵重
 九目兵重
 宮原治部公輔
 相良大藏太輔
 長住
 重宗
 長通
 長亮
 忠將
 貞棟
 長命
 長照
 長將
 太輔
 長被

名和武願書狀

(相良家文書二九七)

〔前野ウハ書〕
「相良殿進之候」

武願一

長照河前候申候

先度以豊水治部方御懇承候、其以後可致御礼候之處、霖雨洪水之集、于今無其儀候、聊非疎之儀候、仍其方日老中、當方
 年行共江、預契狀候、為御礼遣使僧候、乍次、先用一書候、如此益深重申合候、外聞實肝要候、猶々、依違方、細々不申
 通候、心外候、但幾日罷過候共、不可有心疎候、定御河前候哉、請齋期來音之時候、恐々謹言、

〔永正十四年〕
六月廿五日

武願〔花押〕

相良殿

進之候

名和氏老中契狀

(相良家文書二九八)

〔長神ウハ書〕

〔永正十四六月廿七日到来〕

加祝但馬守
内河備後守
皆吉修理進

文清

相良女番(二)頭殿
吉平田外記少輔殿
相良修理進殿 御報

〔永正十四年〕

名和、相長兩氏和證の契狀

如御芳問、旧冬以來和證之儀被申合候、其辻於至今已後以不可有易變旨、賀喜長祇權江武願父子以契狀被申談候之条、自
 私茂八代御老者中江河前中候、其番御方衆へ茂難可申入候、未依不知案内、無其儀候之處、遮而示預候、本望候、如此公
 私深重被申承候上者、自然構和證、兩家之間可申亂、雖相工之方候、不可入其案候、又者國家如何申之子細候共、任
 神、可為御一味覚悟之外、無余儀候、若此条偽之儀候者、

伊勢天照大神、鹿野三所權現、春日大明神、當國惣社藤崎八幡大菩薩、阿蘇十二宮大明神、市房六所權現、青井大明神、
 妙見大菩薩、天満天神、當所三宮大明神、松山河神、木原六殿宮、惣而者日本國中大小神祇冥道茂御照覽、不可有違變

候、委悉猶使侍可被達候、恐々謹言、

(永正十四年)
六月廿五日

相良眞色修理進殿
吉牟田眞色外記少輔殿
相良眞色文番頭殿
相良眞色右京亮殿
築瀬眞色藏人左殿
恒松眞色左衛門尉殿
深水眞色右馬助殿
犬童眞色帶刀允殿
宮原眞色治部大輔殿
相良眞色大藏大輔殿
犬童眞色兵座允殿
九日眞色兵座允殿

(皆吉)
河田新左衛門尉 文清 (花押)
貞久 (花押)
則元 右京亮 通清 (花押)
蜂須賀對馬守 義房 (花押)
有栖五郎左衛門尉 重通 (花押)
内河左衛門尉 喜房 (花押)
河北右衛門尉 忠家 (花押)
三谷美濃守 顯倫 (花押)
(内河)
忠真 (花押)
(加賀)
忠久 (花押)

相良民部大輔殿
御報

名和(?)長顯寄進状

(熊本県史料中世二)
広福寺文書一〇〇〇)

富尾之内高良たうめん貳段之事、永對進候事矣也、仍狀如件、

永正十六卯年巳歲卯月五

長顯(花押)

長顯
開公監寺禪師

八代日記

(大永7・4・24)

同四月廿四日ニ相良刑部大輔方豊福下城候而、如國中退出候、彼地皆吉伊豆守方在城

八代日記

(天文3・正・26)

同廿六日 宇土ヨリ限庄ニ手形動

八代日記

(天文3・閏正・15)

同十五日午 宇土衆限庄ニ動候、合戦限庄衆勝進候、宇土衆多人數打死

八代日記

(天文4・3・16)

三月十六日申 豊福大野台戦、宇土衆數百人打取、

○名和氏ノ可能性アル故、
參考ノタメ、ココニ叔ム

皆吉伊豆守豊福城ニ入ル

宇土 限庄ヲ攻メテ克タル

豊福大野台戦

72

73

74

75

76

名和武顯書狀

(相良家文書三三三)

御報

武顯

皆吉伊豆守豊福ヲ痛ツ
相良・名和兩家ノ和難

如御音問、依慮外之弓箭、去年已來申隔候、無是非候、然者、豊福事可去渡之由、内々承候、皆吉伊豆守以存分、時宜事
行候、於于今者、賀清長照申談候之辻、不可有相違之由承候、祝着候、自今以後、為當方茂不可有御隔心候、益々大少可
申談候、恐々謹言、

〔天文四於守山判來年行神意添候狀〕

武顯(花押)

相良殿

御報

(一)相良殿(相良長唯)

名和氏老中契狀

(相良家文書三一四)

皆吉伊豆守豊福ヲ痛ツ

如御札、去年以來不慮申隔候、無是非次第候、然者、豊福之事内々承候矣、皆吉伊豆守以納得、可去渡之由申候、如此上
者、自今已後、不可有別儀候、殊賀清長照申談候辻、並未承候、不可有御相違之由、以御神敬承候、祝着候、此等之儀、
此前茂、為當方無礙易候、弥御同前外、不可有餘儀候、

阿蘇十二宮、白木社妙具、三宮大明神、八幡大菩薩、天満天神茂御靈寫、益々無二可被申談外、無他事候、恐々謹言、

〔天文四年三月於守山判來〕
三月廿一日

文高(花押)
蜂須賀尾張守
源家(花押)
加賀右衛門
顯久(花押)
河北三河守
親直(花押)

巖田殿
 高橋殿
 桑原殿
 深水殿
 相良彌州
 御報

内河周坊守
 顯兼 (花押)
 南条遠江守
 忠勝 (花押)
 本郷美作守
 貞勝 (花押)
 (内西)
 忠真 (花押)

八代日記

(天文4・3・22)

同廿二日未_未 豊福落去、皆吉伊豆守如字土運殿、

名和氏老中連署状

(相良家文書三一五)

(筆習切形)

— | —

就武顯無二被申談候、重行被進状候、御取合可為本願候、仍先度如申候、豊州衆(御方一味之候、書音候、返書到來之
 矣、為御被見被進候、隨而領中所々地下仁召進候、少事茂無聊亦之様可被仰付候、細々新義院可申候、恐々謹言、

四月四日

(印)
 文高 (花押)
 加俣右衛門尉
 顯久 (花押)
 蜂須賀尾張守
 滋家 (花押)

○時期不明ナレド、シバラクココニ歿ス

相良・名和・阿蘇三宗和平

巖田殿
桑原殿
高橋殿
御宿所

内河周助守
顯兼(花押)
南条遠江守
忠勝(花押)
河北三河守
兼直(花押)
本郷美作守
眞勝(花押)
忠貞(花押)

惟恒書状

(相良家文書三一六)

〔西宮御所〕

三家和平儀、秘定候、誠々千秋万歳、珍重々々此事候、定而入細被兩使可有御達候、益々當々可申承候事、本儀候、猶期
後音候、恐々謹言、

五月二日

惟恒(花押)

巖田平馬允殿
桑原左衛門三郎殿

八代日記

(天文4・5・18)

同十八日 〔前記〕
攝津介方字土二行候、長為様御合縁定候、

八代日記

(天文4・6・2)

同日 (阿波志) 八代・(阿波志) 聖志田・(名物志) 宇土三家の老耆相談、

八代日記

(天文4・8・21)

同廿一日 皆吉伊豆守方御合録の御悦ニ八代着候、廿四日帰候、

八代日記

(天文5・正・25)

同廿五日 (備志) 義宗ニ宇土ヨリ皆吉左京亮方参上候、

志岐重經書状

(相良家文書三一七)

(志岐御所)

溪田

如見得米候、杉原廿船市進候、誠御志計候、

其已後従是社可申入候處、前日預御使僧候、御經敷、異存候、亦此表無異候、右之段、早々難可達御礼候、依海路、乍存罷成候、其恐不少候、仍國中立柄如何候哉、示給度候、連々可得御意候、兼又、至伯州御家風聞枕逗留候、就夫も、亦向後可為無二段、以御神威示預候、為御存知候、隨而中題目候、一向御入魂願存候、餘者胎藏院可達候、恐々謹言、

(天文5)
五月十日

重經(花押)

(2) 相良殿(相良長卿)

相良殿

御宿所

七月十八日 皆吉伊豆守方領地所望として八代ニ被越候、是ハ義宗ニ御申候事、十九日ニ五百丁の御判候、

沙彌洞然和良氏長杖写

(相良家文書三一九)

○コノ長杖ハ歴代参考造三及ヒ群書類聚卷三百九十九ニ見エタリ、今ソノ主ナル異同ヲ傍注ス、

〔洞然居士状〕

謹而言上仕候

(中略)

一薩州山門之事、船津方庶子惣領被立三分ノ國衆茂、心々ノ候、雖儀至極候ケル歟、殊於山門船津總州捕籠候之番、從船津方正屋當家、彼城之事、為移城之誓、被違違治、格段可目出之由、懇望之矣、諸勢出張候て、薩摩衆同前被付陣候、從當家者本意之弓箭候間、惣陣肝要之由、守護衆異見候矣、被任其旨候、城落去候へハ、此方へ被渡候之間、一家村山備前守家良為仁解被指置、既廿五年難拾遺候、一家以錯亂、惣領没落之番、成行無主候歟、

一牛屎院之事、長統御代、是茂三ヶ國擾騒之時分候歟、從船津方此方ニ被相去候之間、則以知行、為仁琳、左京亮長直被指置候、左候處、菊池為那様當方エ御隔心出来、与風芦北へ被取懸候、至薩摩茂被レ廻レ武略候之様、水俣へ茂取現刑候、當郡裏々々茂色々被入手候間、方々同前亂候之矣、先以公儀、牛屎院之事、無レ難ニ鹿兒嶋へ返送候、一重面牛山知行之事、三ヶ國又相被題目、船津薩州豊州以同心、被相隔鹿兒嶋候、國衆茂少々一味候、為前被御兩所へ多

年御知音候歟、是茂無餘儀以御同意、文明八年中三月牛屎院へ被取懸、數日被相廻候之間、同九月城落去候、其時國久季久被仰出候之分、本地山門之事近成候、尚々御寛信可為肝要之由候之矣、被任其旨、以知行、為仁琳、式部太輔頼福被指置、是茂廿余年拾遺候、

一為續八代親望之根元者、伯州忠外之當介故候歟、願忠未半松殿ニテ御入之時、内河式部少輔供仕、此方へ山中候、其比者未長續在世候、以彼御馳走、至八代被仕居候、為其芳恩、高田郡之事被相去候之矣、彼城格籠候、殊為續息女ニ合縁之儀懇望候、既以兩使祝儀之酒荷被遣候、自是茂上下着物等被進、然々被申結候之處、牛屎院在陣之折節、到レ高田郷被取懸候、雖然、芦北之人數用馳續、堅固ニ持堪候間、不及力、被開陣候、不思儀之候失候歟、彼逆儀依深重、為續牛

山在陣翌年師走、八代江以兔向、柄被計被仕成候、從夫刺被取分、（安政）殊更文明十五年、城方角へ押寄、被付陣候、然

者、為合力、船津國久名代舍弟彈正忠殿同匠作、是茂為名代、御親類四ノ所之人衆、（安政）那谷院重茂自身北原昌宅、妻可

道秀、何茂為續以一所、高田郷ニ宿陣候、從天草、志岐上津浦御本衆、是茂親へ乘陣候、如此雖取詰候、從守護本指

許候、殊阿蘇惟忠依合縁之儀、伯州一味、無余儀候、然者、山内ニ被遣人衆、（安政）八町陣江被惡候、少油断茂候ケル

歟、相崩、芦北衆少々越度候、左候間、殘黨之亂依難ノ納、先以被開陣、如高田被取罷候、翌年之春、又為勢付、為

續佐敷マテ被折下候之處、伯州被盡ノ脱力候歟、諸勢無待付、三月、没落候、則時為續入部候之間、既十六年在宅

候、於其内豊福茂知行候、先題目、阿蘇惟忠被捨御懸、於小熊野急度被逐參會、其以後者御知音候、左候處、阿蘇一家

錯亂之条、從守護者惟家へ御合力候、惟忠惟乘へ御相續候之間、無程逝去之刻候之間、從八代者惟乘へ。与力候、既重

朝様御宛足之条、多勢出張候之處、於馬門原、此方衆逐合候、宗徒之面々數十人討取候、依其職、城右京亮、限部上

總介、當時之被捨御懸、國家無二之懸望、以中條對馬守、至求麻八代、數返雖被相續候、其比之字士脇菊池為光、守護

鏡里弓筒、去辰年於赤熊被仕損、其儘如八代被遣、松原江二三年御堪思候、彼御方如以前還附之儀、殊更阿蘇方不知行

之本地等被相返、同前於和融者、無是非候、至無其分者、永代義絶之旨、被仰切候之条、當國雖成於融者柄候之儀、為

續如望成就候之間、皆同和平ニ成行候、為彼御役儀、永國寺四代普山東堂様（安政）六月限部御登候、其折廻、八代豊福

家瑞之事重朝様へ懸望之条、被為冬限部忠直以取合、（安政）兩所之御判頂候、其後能運様未宮湯殿ニテ御座候時、長梅齋

女合縁之儀被仰懸候、限部紀伊介朝茂為御使者、酒湯被持下着候間、時儀然々相定、尤目出之通、上下中候之儀、重朝

様無程御逝去之番、限部相破、内田高橋山井山北寄合中悉被開出候、如此之刻、無念之由候之間、為續至限部、（安政）之山被

仰出候、求麻郡老者多分被申候分者、去上へ御曹子様へ一ヶ條被仰合、御年稚之間、可被遊御矢之事如何候之由、雖

訴候、無御承引、現刑候、從夫者守護一臂被相續候、能運様有御成人、御威勢之時分、豊後筑後當國衆以御一味、至豊

福如去渡被寄懸候之處、被逐合候、守護之衆過分ニ討取、初者雖被殺候、以多勢被付對陣、無邊被相助候、殊為向陣、竹

崎向土上之尾被開候之處、終被詰候之条、求麻北八代衆多人數討死候、依其後八代没落、既北八代久二見迄

荒候、天草皆同候、無中事候哉、結局、從和泉茂水保へ現刑候、其幸茂成行障候、方々如此候之條、先以求麻声

北原固之覺悟、可開運之由、長毎以下知、牛屎院茂嶋津方へ被去渡候、左候處、為續明應九年三月被遣八代、翌年

六月逝去候之条、受許之仕合言語道斷候キ、雖然、長毎遺骸不指置、（安政）筑後廻指張之中候時分、於限部露日出來、既能運

名和顯忠ノ宇士打入
名和顯忠守義勇池能是ノ契
八代・豊福共ニ相良領トナ

様西之年五月上旬如高來國遣之由、其間候間、則種々相調、御音信候之條、殊外御悅喜候、御本意之儀備御意之由、
被仰出候之條、自是茂、以前爲一不忠之儀者不及是非候、於長毎可立御用之通被相違候、左候間、八代豊福之事者
無中事候、其外少々被成御判、其後者御音書等深重候キ、然者、問五月求麻山越、津北口、五木越、從三方八代江亂入
候、六ヶ郷悉仕馳、先被違。奉之素意、如高田引退、彼古城令結構、以軍衆然与格選候、同戊午八月又代江押渡、至大
田野松尾被付陣候、少々從方角茂、如以前舍刀候、雖然、國中阿蘇邊之任合、更以本篇之由相聞候、敵城之林茂急度
可道行之様ニモ不見得候間、同十月以開陣、高田被引籠候、乍勿論、倍力々武略候、殊更阿蘇惟長江別而懸望候、天草
一揆中へ茂自是色々令入手候、少々入眼之刻、翌年文龜三年又八月又八代(折城)、先萩原被付陣、同霜月城方角二近陣
被取詰候、陣中之間、能運様頼朝入部候、一節爲守護爲光御息重光騎男宮滿殿殿部ニ御座候キ、已上三人共御生害候之
而、國衆悉能運様頼朝御手、目出度成行候、然間、爲御合力、嶋一揆中皆同被仰付候之條、八仁共自身乘陣候、此上於守
山從國中被指這一勢候、阿蘇惟長父子於小川在陣候、惟兼舍弟竹原方爲人狀、諸勢親へ乘陣候、如此方々雖詰陣候、敵
城相堪候條、從隈部、爲御使正親寺塔主東松軒下向候之、敵城江被仰詰候之間、終被任上意、顯忠父子二月七落城
候、則時長毎在被候、四番之事茂同前知行候、然者、不經時日必隈部へ致參上、彼是逐御礼、猶深重可得尊意之由候
之條、同三月急度御遠行之條、誠々無念之次第、被押愁渡候キ、政隆様へ御相觀之儀、雖被仰置候、國中練々亂候、至宇
士、城石京亮爲仁林雖被召置候、是茂没落候、如此之條、阿蘇邊之手振茂相替様候、結句一兩年之内内伯州宇士江被打入
候、然者、豐福格段等依難事成、先被指詰候之條、四五ヶ年者屆終候、癸卯月廿四日八代衆殺界へ打出、宇士衆隔久々
河被取合候、若々衆餘永々敷矢草無勿事之由、老者雖異見候、不被相用候、左候間、敵方者程近候條、倍人數重候、敵
者程遠候之間、一人も不續候、從始之若衆者悉被討死候之儀、及奪引退候之處、敵遙々付送候之間、依一日之勢、宗
徒之衆老若七十餘人越度候、然者、八代則時成難儀候之儀、相強事、如風之發、如強之亂、悉皆人心暗闇与成候列、長毎
馳塞關城上下加下知、縱國家之人衆、味同心雖寄來、一足茂不可引退之旨、禁定候、若於御聽之者者、先可泥打物之
由、被相觸高聲、拂等ヲ被廻候勢、誠鬼神哉ト申計候之由、其際御身邊ニ被居候而々物語候キ、如此之御當介之故、皆
同得力、則成白日候、名主爲一人不暗其時、於之又相當候之儀、當那衆者彼左右相聞候へ著、求麻山以夜懸、翌日早々
八代江打越候、次第々々求麻北北之人數、次晝夜馳續候間、敵足輕少々宮原迄來候、多勢之節見候條、則敗北候、雖
然、彼殿之事候之間、辨月津々裏里不相納候之條、蓮心様其年月者色々以御辛勞之御禮、方角御武略等、被對各候之而

○以下天文6・2・12の項ニアリ。

十二月廿二日西朔の日 長為様字土ヨリ御祝儀、御里へつ(御里)ハ壬寅歲六月十五日、

右丙申歲十二月廿二日西朔日 長為様字土ヨリ御祝儀、

御こしよせ

相良帶刀允

同 小六

一たいこしよせ

高田兵部少輔

同名

御はこしよせ

平田

同名

松明

有瀬小三郎

鶴田

御太刀

相良藤太郎

老若

相良彌津介

桑原圓吉助

御酌

福留又三郎

内三人

荷物請取

税所渾兵衛尉

90

八代日記

(天文7・正・16)

字土之威辨夕

同十六日 字土之威辨候、

91

八代日記

(天文7・12・23)

十二月廿三日 義武様字土ニ御行候、廿七日ニ御歸宅、

92

入田親誠書状

(相良家文書三二二)

(鑑文付)

「――」

入田親誠、内河備後守上申
合ス

(1) 内河備後守(忠蔵)

先日用一書候以後、雖可申入候、至木山致着陣候条、且者依繁多、且者依不難通路、相過候刻、預御札候、本望之至候、
彼城圍取詰候處、内河備後守懸望候条、中合旨候、此表之事、可屬案中候、為御存知候、隨而、近日豐州以使節可被仰談
候哉、肝要候、猶在陣中可申承候間、令省略候、恐々謹言、

卯月廿四日

親誠(花押)

(2) 相良殿(相良長唯)

相良殿
御報

93

大友氏老中連署状写

(相良家文書三二七)

(鑑文付)

伯耆殿

(鑑文付)
連署

大友義隆名和氏ヲシテ相良
氏ニ備ヘシム

(1) 伯耆殿 (名和武願)

94

急度令申候、先九日、至限止義宗殘黨相館候、從相良長唯分領現形事、時宜無心元被存候、相替儀候者、一勢可差遣之段、内々制被申付候、此節別而御入魂可為本望由、以狀被申候、〔巨細示給、可被得其心候、恐々謹言、

七月十六日

入田丹後守

雄成若狹守

齋藤兵部少輔

長貫

山下和泉守

田北大和守

親景

伯耆殿⁽¹⁾
御宿所

大友義鑑書狀写

(相良家文書三二八)

〔相良の使〕
伯耆殿

義鑑

急度染筆候、前九日、至限止義宗殘黨相館候、無是非候、從相良長唯分領現形之事、時宜如何ニ候哉、相替儀候者、一勢可差遣覺悟候、每事御入魂、可為祝着候、猶年寄共可申候、恐々謹言、

七月十七日

義鑑

伯耆殿

鹿子木親俊田島重賢連署狀写

(相良家文書三二九)

〔相良の使〕
うとへ限本兩人より

從忍州兼調候之条、送遣之候、彼飛脚八代江送之儀肝要候、定間歸路茂、從八代其方迄之、可被送遣候之哉、何ニ、堅固之義無中迄候、恐々謹言、

95

- (1) 皆吉伊豆守 (武將)
- (2) 内河備後守 (忠實)

七月廿三日

田嶋伊勢守

重賢
梶手木氏部少輔
 襲俊

皆吉伊豆守殿

内河備後守殿

御宿所

名和武顯書狀

(相良家文書三三〇)

相良殿 進之候

武顯

相良殿

重行 阿前中殿

名和武顯大夫氏ノ書狀ヲ相良氏ニ送ル

昨日用一書候、可為参着候、仍瑞龍院歸着之候、雖無指事候、豐後兩通、為御披見進之候、此表無相替候、肝裏候、倍諸篇可中承候、恐々謹言、

七月廿六日

武顯 (花押)

相良殿 進之候

- (1) 相良殿 (相良長唯)

相良長唯書狀案

(相良家文書三三一)

大友殿

御報

長唯

武衆就限庄現形、賞札之趣、得其心候、此四五年、伯耆方以阿前、御和膝調遣候、無然之故、被取出候、無是非候、國家存御靜謐候之候、一途成就之可預御分別事、代々辻、兩家之外聞、可畏入候、巨細之禮、御老中及令申候、可得御意候、恐々謹言、

七月廿七日

長唯

大友殿 (一)

御報

相良氏老中 (?) 書狀案

(相良家文書三三三)

〔相良家文書〕
〔案文〕

〔御報〕

議武衆就限庄現形、貴札

披見候、此四五ヶ年伯耆

和陸難調遣候、無然之故、

〔

非候、去年以來、限本

取合之由候間、有無落

之衆、今度當手不加

〔

紛候、一途成就之可預

代々辻、兩家之外聞、可

存御治世候間、各御入魂

〔

巨細猶以別番申候之衆、

〔

七月廿七日

雄城殿

臼杵殿

齋藤殿

山下殿

〔

名和武顯起請文

(相良家文書三三八)

○コノ起請文、第三條マデハ牛王資印第一紙ノ表ニ書シ第四條以下ヘ同ジク第一紙ノ裏ヲ反シテ書セリ、

名和武顯ヨリ相良義經ヘノ
起請文

(一) 義經 (大友義經)

〔相良家文書〕
〔起請文〕

一就御兄弟和睦之儀、於豐府調達之儀、可為同前之由承候衆、兩家之使僧、中西戌三ヶ年以在府、種々大願之衆、義經御

納得候間、吉弘民部少輔方為使者、御祝儀被仰登候、然處、被相支候方候衆、無是非次第候、於此上茂、對豐州當國諸

老非疎議事、

名和武願共ニ大友勢ヲ防ガ
ンコトヲ相良氏ニ約ス

相良名和兩家ニ関シ中傳筆
説アラハ互ニ申シ過クベシ

因中衆ヨリノ書狀

兩家ノ間ニ相良等ノ謀略ア
ルベカラズ
三宮大明神

(2) 相良殿(相良長唯)

名和行興ヨリ相良義法(同
前)起請文

(1) 義法(大友義經)

一 聚庄之事、不慮義武就屬御案中候、去三、以天福寺、鹿子木田鶴方へ可被取懸段承候、既年少人吉へ溝置候、行興事御
眼前候、其上兩度面談之約諾、旁彼弓筋落着、順進可申談候、從豐州諸勢當國衆以同意、長唯長為へ難被取懸候、互捨
不被捨、可勵防戰之由中合候、不可有相違事、

一 兩家之間中手之事、於聞次所之者、糺實否、無隱密、御方へ可申候、御領内當領之者、無筋雜説申候者、相互中承、可
決是非事、

一 從國中衆書狀之一通も到來之時者、義武御為於御勝利者、可申談候、計策狀候之者、其御方へ一途可申合事、
一 御方當方之間、相互以謀略熾毒之類不可罷事、右条々於違犯者、

阿蘇十二宮大明神、藤崎八幡大菩薩、當社三宮大明神、木原六殿大明神、(遠)諏訪上下、松尾大明神、天滿天神茂御照覽之
前、眞罰冥罰、當家一々可蒙罷者也、仍起請文如件、

天文八年十二月廿四日

武願(花押)

相良殿

御報

名和行興起請文

(相良家文書三三九)

○コノ起請文ハ、牛玉寶印ノ裏ヲ反シテ書セリ、

(長唯)
起請文

一 就御兄弟和睦之儀、於豐府調達之儀、可為同前之由承候矣、兩家之使節、申酉戌三ヶ年以在府、種々大願之末、義經御
納得候間、吉弘民部少輔方為使者、御祝儀被仰登儀、然處、被相支障方候歟、無是非次第候、於此上茂、對豐州當國諸
老非疎義事、

一 聚庄之事、不慮義武就屬御案中候、去三、以天福寺、鹿子木田鶴方へ可被取懸之段承候、既年少人吉へ溝置候、行興事
御眼前候、其上兩度面談之約諾、旁彼弓筋落着、順進可申談候、從豐州諸勢當國衆以同意、長唯長為へ難被取懸候、互
捨不被捨、可勵防戰之由中合候、不可有相違事、

一 兩家之間中手之事、於所聞次之者、糺實否、無隱密、御方へ可申候、御領内當領之者、無筋雜説申候者、相互中承、可決

(2) 相良殿 (相良長唯)

101

是非事、
一從國中衆書狀之一通も到來之時者、義武御為於御勝利者、可申談候、計策狀候者、其御方へ一途可中合事、
一御方當方之間、相互以謀略鳩謀之類不可罷事、右候々於遠廻者、
阿蘇十二宮大明神、藤崎八幡大菩薩、當社三宮大明神、木原六殿大明神、諏訪上下、松尾大明神、天滿天神茂御願覽之
前、眞割冥罰、當家一々可蒙懸者也、仍起請文如件、

天文八年十二月廿四日

行興 (花押)

相良殿
御報

相良長唯
義武書狀

(相良家文書三四〇)

名和武顯父子ヨリノ起請文
(1) 誓志田 (阿蘇家)
(2) 宇土武顯 (名和武顯)

102

佳禰萬繩不易々々、七所致參詣、鎮城之時成就候、委許會尺、各丁寧之至候、從誓志田、田上主水允を以祝義候、從宇土
武顯父子心中簡佳例承候、外聞實當家家名前代未聞之義候、益々繁榮御分別專一候、此等之之趣、年行衆へも同前申候、
旁以而拜可申候、恐々謹言、

十二月廿七日

長唯 (花押)

御報 (花押)

藤五良殿

長唯

八代日記

(天文9・正・27)

同廿七日ニ宇土ヨリ えさい寺・さいあん寺着候、

八代日記

(天文9・5・18)

五月十八日 宇土ヨリ皆吉伊豆守方・河北三河方着候、時宜風形様ニ河尻所望之由候イカ、

(1) 宇土郡松山村
(2) 宇土郡松原村

103

104

八代日記

(天文10・正・18)

同十八日

宇土ヨリエサイ寺着候、

(皇西寺)

105

八代日記

(天文11・2・2)

二月二日

宇土城焼候、たのはるも同日焼候、

(倉)

106

八代日記

(天文11・9・3)

九月三日

宇土ヨリ八代あまかへの江ニ船寄仕候、

(船主)

是ハ八代ヨリはかりことニよつて八代人敷小野・守山ニ打出、

107

八代日記

(天文11・12・24)

十二月廿四日

改記

宇土衆豊福ニ勤、あげ土の類火ニ東かこい焼候、

(上)

(前)

108

八代日記

(天文12・正・6)

正月六日

改

寂・宇土ヨリ限庄ニ勤候、

(二)

109

八代日記

(天文12・正・26)

同廿六日

改

三郡之人敷、宇土高山ニ勤候、

(一)

(改)

(改)

(一)三郡(球磨・芦北・八代)

110

八代日記

(天文12・2・23)

同廿三日 寢^(ツク)、宇土同心ニテ隈莊ニ勤候、

111

八代日記

(天文12・3・26)

同廿六日 豊福ニ宇土衆助、豊田・小嶋野ニ寝^(ツク)衆助、

112

八代日記

(天文12・4・26)

四月廿六日 宇土ヨリ小野・守山破候、

113

八代日記

(天文12・5・4)

同四日 酉時隈莊番手織部佐方^(織部)・弥九郎方^(彌本)・田浦方歸陣候ニ、宇土衆伏草候ニ、田浦方打死^(死)、同田浦方一手衆十六人打死、

114

八代日記

(天文12・5・12)

同十二日 宇土衆野津ニ舟ヨリ上候、一村焼候、

115

八代日記

(天文12・6・2)

六月二日 寢^(ツク)、宇土より豊福ニ勤候、宇土人数守山まで來り候へ共、假ニ雨ニテ引歸候、野津かしま^(かしま)ニ舟よせ候、

八代日記

(天文12・6・8)

同八日 宇土衆、豊福ニ勳候、宇土人数打取候、

八代日記

(天文12・6・29)

同廿九日 宇土衆豊福ニ勳候、

八代日記

(天文12・7・7)

七月七日 宇土衆豊福ニ勳候、

八代日記

(天文12・7・13)

同十三日 豊福ニ宇土ヨリ伏草仕候、宮原名字方打死、

八代日記

(天文12・7・19)

同十九日 寢^ニ、宇土ヨリ豊福ニ勳候、風器^{フウキ}十一ヶ所ニ立候間、火矢射候へ共、火射付申さず候、

八代日記

(天文12・8・3)

八月三日 宇土衆豊福勳、八代衆小河まで打出、

八代日記

(天文12・8・7)

七日 豊福(つとむ)ニ衰(おとろ)、宇土ヨリ動候、

八代日記

(天文12・8・22)

廿二日甲午日 宇土ヨリ道後・道前・小穴丸破懸而小河合戦、

八代日記

(天文12・9・26)

廿六日 宇土ヨリ豊福ニ大伏草仕候、

八代日記

(天文12・10・27)

廿七日 豊福ニ宇土衆動、かまえニ重取候、

八代日記

(天文12・11・24)

廿四日甲子日 豊福ニ豊福(つとむ)ニ、衰(おとろ)、宇土ヨリ陣取候、

八代日記

(天文13・2・7)

七日 宇土ヨリ豊福ニ伏草候、

128

六日 宇土ヨリ小野知行仕候、

八代日記

(天文13・4・6)

129

氏名未詳手日記案

(相良家文書三五二)

條々 天文十一

一 義武御歸鞍之事

一 伯耆方去三現形之事

付計衆之數浦調米之事

一 御代々得御指雨之儀、伯耆方毎々防職工之段、目安二之事

以上

名和氏ノ現形

130

氏名未詳手日記案

(相良家文書三五三)

條々 天文十一

一 當年御賀禮之事

一 肥後國御祝儀之事

一 三家和禮之事

付豊福之事

以上

肥後國祝儀

相良・名和・阿蘇三家和禮

131

八代日記

(天文14・4・25)

四月廿五日ニ宇土ヨリ小野歸され候、使僧八代奉行まで被越候、使僧廿六日歸候、

八代日記

(天文14・6・20)

廿日 宇土ヨリ三宝院被越候、是ハ弓筋之後始テ安養寺被遣候、其御遊にて候、和興之後ハ始て也、

菊池義武書状写

(肥後文獻叢書第三卷
新編事類通考卷十六 姓須賀系圖)

○時期不明ナルモ、シバラ
クコロニ叙ム
○出典ニ句読点ナシ

弓筋覺悟之趣對武頭重行申談候之處相良長唯以一寛可被馳走之由候案中候此節可被添心事憑存候猶赤星六郎可申候恐々謹
言

正月十五日

義宗判

姓須賀攝津守殿

(下) 姓須賀攝津守(家系)

八代日記

(天文15・6・12)

六月十二日 宇土武頭死去、

名和武頭死去

八代日記

(天文15・6・16)

同十六ニ宇土武頭訪ニ増願寺御行候、

(家系)

八代日記

(天文16・4・12)

四月十二日 宇土ヨリ易引西堂御越候、小宿桑原ケイホウ、

菊池義武書状

(相良家文書四三五)

「相良の書」
「相良殿」
「相良切書」

義武

菊池・相良・名和三家總攝ノ交渉
名和行興菊池義武ニ對シ入魂ニス
(一) 本攝民部大輔(顯勝)

(2) 相良殿(相良略成)

八代日記

(天文19・閏5・16)

同十六日 八代・宇土下人直ニ歸し可有之由、晴廣法式仰出候、

八代日記

(天文19・閏5・23)

同廿三日 宇土ヨリ郡浦・アウ田知行候、是ハ欠部ヨリ彼兩所宇土進せられ候よし申候、

八代日記

(天文19・閏5・29)

同廿九日 隈庄上總守方、宇土丸貫刀進之候而、上總方子息四歳ニ成候行末ヲ頼候通候哉、其返報宇土ヨリ太刀、坂物ニ返之候ト申候、

阿蘇家ヨリ郡浦・御田ヲ宇土ニ談サル

菊池義武起請文

(相良家文書四四五)

〔實對の八書〕

〔天文十九年六月三日於八代到茶〕

相良殿

義武

(1) 伯耆行興(名和行興)

就今度入國、每事被添御心候趣、案中候、此等之儀為可申、坂折彈正忠進之候處、以神名、永々不可有別儀之由承候、本望此事候、長唯忠儀以御連續承候、祝着候、殊伯耆行興對此方於無心疎覺悟者、被申談、可預忠貞之由承候、尤簡要候、仍八幡藤崎、阿蘇大明神、八代白木社妙見、天満天神茂照覽、可申談之外無他候、為向後之、一兼令申候、猶竹林寺可有宣説候、恐々謹言、

六月一日

義武(花押)

(2) 相良殿(相良晴廣)

相良殿

〔切書〕

菊池義武書狀

(相良家文書四四六)

〔筆置切書〕

「――」

名和行興御油義武ト盟約ス
 (1) 伯耆行興(名和行興)

就委元弓儀、前日以運性寺條々承候間、始中終覺悟之趣申候事、然者、至伯耆行興申遣候處ニ、以兩使、神祇之一通到來候、為御披見、進之候、仍先度坂折彈正忠進之候之趣、神名之預音問候、祝着此事候、然間、從此方茂、以別倍申候、永々不可有變易事、不及申候、隨間、行興心底之趣者、晴廣身帶替之段文相調候者、以其上、至限庄表、此方同前ニ可相勸之由候、宜御分別、可為本望候、併可任國家所存事、此節候、旁為可申、竹林寺申付候、猶年寄共可申候、恐々謹言、

〔天文十九年〕
六月一日

義武(花押)

相良殿

〔切書〕

菊池氏老中連署狀

(相良家文書四四七)

〔新野ウハ邊〕

古弘祖馬守
鹿子木三河守

相良殿

御宿所

領有

名和行興ノ入魂

(一) 伯耆行興(名和行興)

急度申候、先日者以蓮性寺三ヶ條被仰遣候、被添御心候、案中候、銘々至彼寺御返事候キ、定而被相送候哉、其内伯耆行興調達之儀、以使節、宇土江被相閉目候之處、去廿八以兩便入魂之儀候、彼此為御熟談、竹林寺出願候、每事用口上候、被書代以成就、行興現形、動之儀被差寄候之様ニ、御分別專一候、昔御調略可目出候、賀事重疊可令中候、恐々謹言、

〔天文十九卷〕
六月二日

領有(花押)

津々良兵衛入道
宗貞(花押)

隨陽軒
親宅(花押)

大神掃部頭
治麻(花押)

親守(花押)

相良殿

御宿所

名和行興起請文

(相良家文書四四八)

〔新野ウハ邊〕

〔天文十九年六月九日於八代到來〕

相良殿

御報

行興

就今度義武御入國、任代々旨、令入魂之處、為御方茂、至隈本、於向後、無二被願御心底候、案中候、殊更、被對當方、永代不可有異儀之由、以御神名承候、本願候、為此方茂、御同前之外、不可有別儀候、右之趣、

相良・名和兩氏ノ盟約

(2) 相良殿(相良時盛)

① 相良殿 (相良晴盛)

145

阿蘇十二宮、藤崎八幡、白木社妙具、當社三宮、摩利支天、天満天神茂御照覽、聊無偽候、為御存知候、恐々謹言、

六月六日

相良殿
御報

行興 (花押)

菊池義武書状

(相良家文書四四九)

(御供切封)

菊池義武ノ申分ヲ以テ相良
・名和兩氏盟約成ル

① 伯耆行興 (名和行興)

② 相良殿 (相良晴盛)

146

伯耆行興ノ書替之事、巨細申候處、早速被相調給候、併對此方被添御心之趣、不及言盡候然者、則宇土互以竹林寺申渡、
行興神載返書到未候之衆、進之候、兩相互以熟談、請勢可被相助事、頓存候、猶奉日寺可申達候、恐々謹言、

六月九日

相良殿

義武 (花押)

菊池氏老中進署状

(相良家文書四五三)

「相良殿」
御宿所

吉弘但馬守
與子木三河守

鎮有

(御供切封)

相良・名和兩氏ノ盟約成ル
① 伯耆 (名和行興)

急度申候、就伯耆方被申事、以竹林寺御熟談候處、請事服御談判、案中候、然者、御勤被差寄、可目出候、巨細奉日寺
可被達候、宇土江御使前、明日十日可然候、從方角茂明日使僧可被進之事、堅申定候、為御存知候、猶重盛可得御意候、
恐々謹言、

六月九日

鎮有 (花押)

鎮有 (花押)

(2) 相良殿(相良暗處)

147

相良殿⁽²⁾
御宿所

名和行興書狀

(相良家文書四五四)

大神掃部頭

津々良兵衛入道

宗見(花押)

親守(花押)

「――」
(相良切對)

議武被任御調遣、前日神名之預御一通候、則御報令申候ツ、此等之儀、自是茂可申覺悟候處、以濃寺承候、祝着候、然者、現形等之儀、其方申合、隈本可任、差南候、定而可為御同前候、旁為可申、進西光院候矣、願碎可達候、恐々謹言、

六月十一日

行興(花押)

相良殿⁽³⁾
進之候

名和氏老中連署狀

(相良家文書四五五)

「――」
(相良切對)

先日貴、隈本以御調遣、御神名之御一通、本望之由被存候、倍々無二可被申談外、無別義候、仍現形事、隈本可任御指南之由候、定而可為御同前候、猶細碎談寺へ令申候矣、省略候、恐々謹言、

六月十一日

文益(花押)

加波但馬守

河田上總介

本郷民部

顯勝(花押)

148

相良殿(相良暗處)
(3)
相良殿(相良暗處)
(2) 西光院(宇土郡伊津野村)
(1) 濃寺(相良)
相良殿(相良暗處)ノ調遣ヲ以テ名和行興、相良暗處ト盟約ス

則元玄（内侍）
家酒（花押）
宗直（花押）

犬童殿

村山殿

巖田殿

小田殿

栗原殿

村山越州

宮原殿

高橋殿

村山備州

相良攝州

相良織染

御報

八代日記

（天文19・6・12）

同十二日 宇土ヨリ限庄ニ動候、

八代日記

（天文19・6・18）

同十八日（内侍） 限庄ヨリ、カ（内侍）イ（内侍）ノ（内侍）ヒ（内侍）ラ・蕨尾放火仕候ニ、八代人衆皆同守山まで出候ニ、中途ニテ宇土使僧ニ行候、伯弼人脈武真たるよし使僧候、行興、河尻ヲムカヘノコトク遠慮、十七日（内侍）日武真伯弼家將、

（一）下菟野郡古原山村
菅古武真家將

名和行興書狀

(相良家文書四五六)

〔相良野志〕

名和行興盟約ニ違ハザシ
コトヲ相良暗殿ニ約ス

急度申候、慮外之仕合、無是非候、定而可有其聞候、今度義武御弓箭、御方申合、倍不可有別儀候、隨而、惣宅鎮有宗見
迷入魂候、題目候、依御分別、一途可申談候、恐々謹言、

六月廿三日

行興(花押)

(一)相良殿(相良暗殿)

相良殿
進之候

八代日記

(天文19・6・23)

皆吉武高落去

同廿三日 武真宇土落居候て、如疊福御籠候、行興宇土ニ在城同日、

名和行興書狀

(相良家文書四五七)

〔相良野志〕

〔天文十九六月廿四於高津賀到来〕

相良殿

進之候

行興

名和行興盟約ニ違ハザシ
コトヲ相良暗殿ニ約ス

〔相良野志〕

度々預御札候、祝君之至、受元弥取鎖候、可安御心候、仍迷心之者共、至盡福指籠、其御方へ種々申旨候哉、就其、當方
取段之事、無別儀候、彼一滅之事、可去進候、如此之上者、武真其外之者共、堅固可被召兜事、進々可為首尾候、旁用口
上候矣、不能細筆候、恐々謹言、

六月廿四日

行興(花押)

(一)相良殿(相良暗殿)

相良殿

御報

内河宗直書状

(相良家文書四五八)

〔相持ウヘ書〕

相良織染

御報

内河刑部太輔

宗直

皆吉武真豊福城ニ體ル

行與如所存之、遂不意候、就其示給候、祝着之至候、仍武真豊福へ被指體候歟、不可有異儀候、御察之前候、御方當方倍無二可被申談候、御同前所仰候、恐々謹言、

〔天文十九年〕
六月廿四日

宗直(花押)

(一)相良織染(相良織部
佑)

相良織染

御報

八代日記

(天文19・6・25)

同廿五日 武真豊福御方皆古左近允方・同左京進方、其余數百人如八代遠慮候、彼地晴感さま知行、武真鷗福善寺御宿、

八代日記

(天文19・7・7)

七月七日 宇土來・隈庄衆取合、南條方・本郷方父子打死、

八代日記

(天文19・7・8)

同八日 武貞莊院寺ニテ略談ニ御參會、

八代日記

(天文19・8・11)

同十一日中 武貞宇土ニテ御打死、同南郡人數宇土ニ勳候、

皆武貞討死

大友義鎮書狀

(相良家文書四六五)

〔圖表形式〕

大友義鎮、名和行興ヲ擊タ
ントス

就伯耆行興閉口之儀、前日以真光寺申旨候ツ、如何被申談候哉、具承度候、雖無申迄候、永々無氣仕様、才覚肝要候、相良事於自今以後、忠貞不可有別儀之由、入魂深重候、是又為御存知候、恐々謹言、

八月十九日

義鎮(花押)

小原進江守殿

吉岡越前守殿

志賀安房守殿

八代日記

(天文21・4・5)

四月五日 御舟・宇土ヨリ限庄ニ勳、御舟衆十一人打取、

後奈良天皇口宣案

(名和文書)

○名和系諸字真抄録及ヒ東
大史料編纂所影写本ニヨ
ル

(編纂地)
口宣案

上野 美奈中納言

天文廿二年五月廿一日 宣旨

宇土伯耆守行興

宣任修理大夫

藏人權右少辨藤原経元*

八代日記

(天文22・12・26)

同廿六日 鎮邊國中御遠慮、宇土行興ヨリ人數被遣候て、如宇土迎取、夫ヨリ志岐のこたく御出船、

八代日記

(天文23・2・9)

同九日 宇土・豊福ノサカイさうせつの義ニ、永賀藏主・円護坊遣され候て、さうせつ御しつめ候、此兩使ハ奉行四人ヨ
リ被遣候、

八代日記

(天文23・3・29)

同廿九日 天草志岐御座候高兼宇土ニ御申請候時宜、何たる事亦て候哉、世上何たる事も申さず候、しつか尔候、

八代日記

(天文23・4・25)

廿五日ニ陣内ニ兩人御出之時之安内者淡河強正忠方、陣内跡中ニテ晴広さま庭中ヨリ御奏者候、墨形さまヨリ御書条數三ヶ条、一 肥後拵之事、一 高木牢人出入之事、一 行興無真所事、真光寺ヨリ引物、杉原十帖、薄板一たん、田吹殿ヨリ太刀一・二百疋、三光寺ノ引物ハ宮原兵部左衛門尉方被請取候、田吹殿ヨリノ進上物ハ上村源十郎方被請取候、鳥日ハ中間古田請取中候、犬ヨリ三獻、御めしす糸所七三番、點心・さかもりハ候ハ寸候、其後晴広さま小宿ニ始テ御出候、御朝東左京進方、

八代日記

(天文24・5・8)

五月八日ニ大矢野ニ字土、竅ヨリ動候よし聞得候て、旧冬書かハしの辻として、八代人數少々七日ニ兵船出し候、然共、誠雜説までにて候、八日ニ八代ヨリ出候兵船帰宅候、

後奈良天皇口宣案

(名和文書)

○名和系継享真抄録及ヒ東
大史料編寫所影写本ニヨリ

口宣案

上卿 原橋大尉言

弘治二年四月十四日 宣旨

正五位下源行興

宣叙従四位下

藏人左中辨藤原喜元

従四位下

168

八代日記

(弘治2・6・16)

同十六日、矢部・宇土ヨリ八代ニ兩使始テ被着候、同十七日、陣内ニテ御會尺、

169

八代日記

(弘治2・6・24)

同廿四日 宇土ニ興善寺使僧ニ御行候、三寶院御札和平之後(1)へたかいニ始て也、廿六日ニ歸宅候、

170

八代日記

(弘治2・6・27)

廿七日 阿蘇・宇土(備前)・当家さはか(佐藤)ねルテ三家之老耆會談、

171

八代日記

(永祿2・4・18)

同十八日未記 宇土ヨリ高塚ニ走衛ト云説在テ、八代人衆辰刻ニ関まで打出、

172

八代日記

(永祿2・6・28)

同廿八日 宇土ヨリ八代ニ動之由候つれ共、袋ヨリ異見ニ依テ被留候トきこえ候、

173

八代日記

(永祿2・7・5)

同五日 豊福ヨリ小野丸塚まで人數百斗打出候、

174

八代日記

(永祿2・7・18)

同十八日 亥刻ニ豊福ヨリ小野ニ畑田仕候、八代人數皆同興寺口^(森)まで打出候、

175

八代日記

(永祿2・7・26)

同廿六日丙申ノ日 宇土ヨリ勲、宮原まで放火、人數今村まで来り候、横山人衆並薬師ニスハリ候、八代馬衆高神ニ打出候、

176

八代日記

(永祿2・8・5)

八月五日 宇土衆小犬丸放火、岡ニテ合戦、宇土衆數百人打取、

岡ニテ合戦

177

八代日記

(永祿2・9・12)

同十二日 守山満丸・正院ニ宇土ヨリ伏草仕候、此方無何事候、

178

八代日記

(永祿2・9・19)

同十九日ニ高津賀ヨリ豊福・竹崎ニ伏草候前、海ニすなとりニ出候者三人打取、八人いけ取、

179

八代日記

(永祿2・10・11)

同十一日 宇土ヨリ高津賀城ニ勲候、

(一)高津賀城(高津城)

八代日記

(永禄3・2・16)

同十六日 宇土ヨリ伏草仕候て、足カル高津賀迄来候、

八代日記

(永禄3・4・8)

同八日 合子殿(名)ヨリ、又城殿ヨリモ同前ニ(前見・名)相伯両家和平之儀ニ使節、

八代日記

(永禄3・4・13)

同十三日 宇土ヨリ守山ニテ手人取候、

八代日記

(永禄3・8・25)

同廿五日ニ御舟ヨリカン藏主被越候、和与調達之儀、駿和融定候、宇土八代之儀、

八代日記

(永禄3・9・13)

同十三日ニ和平の始ニ宇土ニ興善寺使僧候、合子殿(名)ヨリ案内者ニテ候、

八代日記

(永禄3・9・16)

同十六日 宇土ヨリ和平始ニ八代ニ使僧被遣候、

○年紀不明ナルモ、シバラクコトニ取ル

菊池則直書状

(相良家文書五〇四)

〔西宮切羽〕

就中國衆渡海之儀、存分中候處、御惡意之至、乍案中、惡敷存候、

一先器ニ如中候、阿蘇家之事、當方深重之由候間、可引試運之事、口上ニ申候、

一毛利へ使備可被指遣之由候、一段御心懸、祝着之至候、問者、急度被相調還存候、

一河尻江入部之事、從字土對當方懸望之由、傳説候之条、被引試、可然候者、一人被相添還存之由申候ツ、從安元於隔心

者、何条不及調候、御察之前候、旁口上ニ申候、恐々謹言、

九月廿一日

則直(花押)

相良殿

(↓)相良殿(相良義陽)

八代日記

(永祿5・3・13)

名和行興死去

同三月十三日 伯孫行興死去、依夫字土雜説、重行御子孫歳七ツ、豊福人跡ハ行直ハ名代と被思候哉、又内河方ハ行興ゆ

い言ニテ候間、名代と候敷、互ノ疑心ニよつて雜説也、

八代日記

(永祿7・4・8)

名和行直字土打入
名和行直家督

四月八日 字土伯孫死去、年少九歳、被家嗣退、豊福人跡行直彼家連續トシテ、五月八日ニ字土ニ打入、同九日未明ニ暨志田のこつく退出候、是ハ内河方之事也、行直彼家連續ト八代ニ聞得候て、八代人敵豊福ニ右ノ八日ニ打出候へとも、無事ニ人敵掃宅候、

八代日記

(永祿7・4・25)

同廿五日^丁ノ日 宇土ニ火手見え候と候て、今日酉刻ニ、八代衆小野・守山・高塚・[○]おか・[○]前後及皆同打出誠ニ難説
ニテ候間、總面夜中ニ皆帰宅候、

八代日記

(永祿7・5・8)

同八日^巳日 行直宇土ニ打入候、

八代日記

(永祿7・5・9)

同九日 内河方堅志田ノことく退出候、

八代日記

(永祿7・11・13)

同十三日壬子ノ日 宇土ヨリ[○]あふ田[○]絡申候、宇土者十四人打死、

八代日記

(永祿8・3・12)

同十二日 八代衆、豊福働候て、高田藤左衛門尉方打死、

八代日記

(永祿8・4・4)

同四日庚午 豊福ヨリ伏草候間、稻留文善允方・三石名字兩人用ニ被立候、

八代日記

(永禄8・4・10)

同日 宇土ヨリ小野ニ動候(前志)候て、頼房(永禄)さま高塚御光儀、やかて御場宅、諸軍ハ神判官まで、

八代日記

(永禄8・5・22)

同廿二日

小河ニ宇土ヨリ忍来候て、

大付候へとも取合やし候、忍かめ候ノことと表候、かめ候ニテテ御場御門方人足行合、人足長位候

八代日記

(永禄8・6・6)

六月六日 限庄落去、甲斐下野如宇土落行候、甲斐織部佐御船親直ニ同心ニテ、城持こたへ、赤蓮ニ同心候、

八代日記

(永禄8・6・13)

六月十三日(前志)日 頼房(前志)橋高津賀ヨリ御社参候、夫ヨリ御師宅之山陰處ニ、豊福落去の火色見え候て、夫ヨリ直ニ豊福ニ御在城候テ、ヤカテ多賀津かのことと御出候、廿九日ニ號のことと御開陣、

八代日記

(永禄9・2・2)

二月二日 宇土取亂、行直(前志)と賀祝方の間事ナリ、美作方上津浦ニ此前ヨリ山中候ヲ、歸任させられ候て宇土ニテ成敗、

家久君上京記

(唯見島原史料拾遺四) 天正3・2・25

一 廿五日の明方より松はせといへる部に着船、それより陸ちに移行にて左の方に宇土殿(前志)の城みえ侍り、猶行て右方に殿

のしやうとのゝ城有、儒舞の江といへる渡にて、神も扇もしほ／＼と渡貫とられ候、それより大渡といへる所、亦川尻といへる所にて關ととられ、それより肥後の宰廣瀬右京亮の子孫三郎といへる者の所へ一宿

家久君上京記

(鹿児島県史料拾遺四)
天正3 4 28

(1)上選殿(織田信長カ)

一、廿八日上総殿(1)美野のこたく打歸候、人数よそなから見物、それより紹巴、昌屹、肥後のう土殿、加悦式部太輔、北野大炊介といへる人同心にて、こゝかしこ一見、

家久君上京記

(薩摩島原史料拾遺四)
天正3 5 4

一、四日紹巴は肥後の宇土殿、亦我々にも食たへさせられ候

家久君上京記

(鹿児島県史料拾遺四)
天正3 5 7

一、七日宇土殿、蒙丹連歌興行、連歌終候て月見ニとて昌屹心前門外に指出、酒肴、宇土殿兩人も来り候様紹巴當座
五月雨の晴まの月や天の露をひらきて出し光なりけん

家久君上京記

(鹿児島県史料拾遺四)
天正3 5 9

一、九日、宇土殿、行邊連歌興行、

阿蘇惟将書状案写

(阿蘇文書二一七四頁)

相良義隆ノ時辰ニロリ阿蘇
惟将ト名相顯孝トノ和成ル

伯州(1)方無二之儀、前後以御故實成就候、珍重候、此等之段、宇土可申述候、被添御心候首尾候条、使他可被指加事、祝

(1) 正法寺下益部郡大澤木村カ)

着候、時分柄等正法寺可傳達候、恐々謹言、

惟將

相良殿 進之候

相良殿 進之候

惟將

相良義陽書状写

(阿蘇文書二一七四五頁)

相良義陽、阿蘇惟將ノ名和氏ヘノ使者ニ使僧ヲ添ヘンコトヲ詔ス

草書 伯州御和談之儀成就候、尤肝要候、此等之段、至宇土依彼仰達、為取前首尾案内者之儀承候間、申付候、益々無異儀可中

談之奏、本望候、每事御同前不及申候、尚正法寺可有口達、恐々謹言、

十二月十八日

相良 義陽

阿蘇殿 御報

阿蘇惟將書状案写

(阿蘇文書二一七四五頁)

宇土 代々申談候辻、近年免角之儀、無是非候處、以御入魂、無一二之筋目連續候、珍重候、殊相良義陽預故實候、擧并之覺此事候、可為御同前候、仍太刀一腰、馬一疋芦毛、表蓋例候、猶同安寺可被演說候、恐々謹言、

惟將

伯耆殿 進之候

伯耆殿 進之候

惟將

(一) 一著 (一着)
名和顯孝

城親賢書狀 (紙折)

(日本書紀中世五)
龍造寺文書一六五

為當國中一著、近よ可為御出雲之役、以ケ條預御入魂候、乍案中、連よ之音尾悉願然候之矣、自他之覺畏存知候、愚意之旨、銘よ至御使僧迷細達候、伯州存分之儀、直被中入候之間、不及口能候、勞慥以一人可申展候之矣、聞重筆候、恐よ禮言、

(天正九年)
三月十七日

龍造寺殿
御報

城親賢
親賢 (花押)

龍造寺隆信覺書

(日本書紀中世五)
龍造寺文書一八

覺

一、陸厂衆歸宅之事

一、御質人之事

一、御田・郡浦之事(御田) 親賢覺書御書介

一、察運比方同意之事(御田)

一、合志方之事付

赤星方之事(赤星)

以上

(天正九年)

龍造寺隆信
(花押)

名和顯孝書狀

(相良家文書六一四)

〔相良殿〕
 進之候

顯孝

名和顯孝、龍嘉寺院信等ト
 共ニ相良・島津阿氏ノ一致
 フ願ス

前日者預御使書候、本願候、其以後無音之条、令啓候、仍至船津家一致之儀、任御入魂、（此處之儀）降信親賢申令、令成就候處、御意分如何候哉、然々承子細無之候、以一着於示給候者、鹿兒島江急度可申遣覺悟候、自親賢戎被申入候之間、御思慮專一候、其請高口上申候、恐々謹言、

〔元正寺カ〕
 十月四日

顯孝（花押）

(一) 相良殿(相良義陽カ)

相良殿
 進之候

名和顯孝書狀

(相良家文書六一六)

〔相良殿〕

一 一

前日者進面預御使書候、誠欣悦不少候、至薩广御一致之段、尤目出候、進々首尾候之間、倍可申談之外無他候、仍薩广衆、一兩日中、蘆北以通道、如此境出勢必定候、於共者、萬端可申合候、御間儀所仰候、巨細猶三境院江申合候、恐々謹言、

〔元正寺カ〕
 十月九日

顯孝（花押）

相良殿
 進之候

名和顯孝書狀写

(阿蘇文書二一七四六頁)

阿蘇名和相良三家ノ同盟成
 ル

〔字二カ〕
 進用嘉札候、仍代々申談筋目、無他事候處、近年不感之姿、自他之覺不及是非之段、至相良義陽申入候間、以調遣三家一

致之旨成就、尤日出候、於向後者、每事可申談候、御阿前所仰候、隨而太刀一腰置頓金、馬一疋（切馬）、令進之候、表御禮計候、巨細高性岳寺東堂可為演說候、恐々謹言、

十月十日

顯孝

（御行）
阿蘇殿 進之候

上小寺
此分

阿蘇殿 進之候

顯孝

名和顯孝書狀

（相良家文書六一七）

（寫切封）

加御札、近年不通之儀、心外候、然處、當時至薩戶被仰合候、委許同方之事候之間、向後一段可申談候、此等之旨遮而示給候、畏悦不少候、將亦國中行等無異儀候、珍事候者、何様可申承候、巨細高用口上候、恐々謹言、

十一月四日

顯孝（花押）

相良殿

御報

名和顯孝書狀

（相良家文書六一八）

摩年之御吉賀、多幸々、不可有盡期候、抑為斯等之御祝儀、啓慶書候間、中帶二束令進入候、補御嘉例計候、恐々謹言、

正月十四日

顯孝（花押）

相良殿

進之候

名和顯孝書狀

(相良家文書六一九)

〔書封々(〓)〕
〔相良殿〕
御報

顯孝

御慶珍重々、仍其表之様狀、近日如何候哉、細々可示預候、倍御賢慮專一候、連々筋目候之条、何様一段可申談候、御同
懐所庶幾候、猶期後喜之時候、恐々謹言、

正月十四日

顯孝(花押)

相良殿
進之候

名和顯孝書狀

(相良家文書六一〇)

〔書封々(〓)〕

如仰、當時諸方無為之姿候、可然候、自然珍行等候者、一塵可申承地盡候、連々筋目御同肝之条、木望候、其段具神農寺
法印可有御達候、恐々謹言、

正月十六日

顯孝(花押)

相良殿
御報

城親賢書狀

(相良家文書六一三)

〔書封々(〓)〕

乍御報、令啓候、仍而嶋津家江御和融之儀、伯州禰造寺以同前、至義陽度々雖中入候、于今不然々候、不及是非候、能々
御賢慮此時二候之儀、尚重々可承候、恐々謹言、

〔天正九年〕
十一月一日

高橋殿又御報

親賢

加悦素心書狀

〔相良家文書六三五〕

〔編年書〕

尊礼令拜見候、仍先度至蘆北面悲説之趣、自東山城守方預入魂候之間、願家可願心底覺悟候^{〔名理〕}、此等之段被聞召付、御使書、本願被存候、殊至愚拙御懇蒙仰候、忝候、其謂宜預御故實候、可得御意候、恐懼謹言、

八月七日

素心〔花押〕

東山城守殿

上井覚兼日記

〔大日本古記録
天正10、11記18〕

阿蘇留將君致ノ事ヲ名和顯
李ニ報セシ

〔1〕武庫〔島津義忠〕
〔2〕字部〔宇士〕

一、十八日、吉總・新武・伊作、拙宿へ禮被成候也、新武御酒預候間、各參會候也、此日鎌田寛柄を以、忠棟より承候、^{〔名和顯〕}字部殿へ、阿蘇家被召出候する御談合之儀、彼辨目衆にて候衆、彼仰分候て可然も哉候すらん、拙子御同前に存候へ、此由武庫様へも、寛柄被中候て可然之通承候、御下ニ存候由中候也、然者寛柄・種富新介殿兩人、字部へ使之由相定也、

上井覚兼日記

〔大日本古記録
天正10、12記20〕

〔1〕三舟〔御船〕

一、廿日、從字部殿、歳暮之嘉禮并鴨二預候、其返書中候也、三舟・隈庄へ遣候延命院・淨覺坊歸候て、兩處之返事承候、趣者、就和平質人差出候、為御禮兩使長入候、次ニ者、到境目手切之儀、神寂何も得其心候、旁以五六日中、使節を以委曲可申述之由也、兩處共自身指出兩使ニ會尺之由也、此日、比富有馬へ使として渡御可被仕に相定候、左候へ

、鹿兒嶋衆一三人同心之由也。忠棟風呂焼せられ候、可參之由候間參し候、それよりめし振舞なされ候、夜深まで雑談にて罷歸候也。

221

上井覺兼日記

(大日本古記錄
天正11、9、8)

- (1) 八城(八代)
(2) 宇部(宇土)
- 一、六日、如常、税新八城へ越中候、此度有馬へ就渡邊之儀、存分共候儀、忠棟・光宗へ申候也、此日、(前野野)福嶋地取伊集院野筋、人衆先ニ八城へ被遣候間、我ハ小幡ニ付面理參候、彼方のことく被通山候て、拙宿尋也、御酒參會、御行等之事なと閑談申候、宮崎衆悉皆被召合候也、市來玄番左衛門尉此日出船也、宇部よりの船ニ載申候也、此日ハ宮筑州拙宿にて終日雑談也、葦・將葦なとさせ候て慰候也、

222

上井覺兼日記

(大日本古記錄
天正11、9、21)

- (1) 宇土殿(名和顯孝)

一、廿一日、如恒、忠棟より伊野へ御遣候する、拙者同心有度由承候、然間伴申候、葦・將葦にて終日慰也、夕食振舞被成候、種々酒宴也、此日も宇部殿・城殿へ使者可被遣談合共也、

223

上井覺兼日記

(大日本古記錄
天正11、10、8)

- 名和顯孝限庄ノ攻ム
監置野村文彌ノ侍者ノ干渉
ニ依リ名和軍進入シテ敗談
(1) 宇部(宇土)
(2) 新悦飛彈(加悦飛彈
守)

一、八日、小野より如八城歸歸候也、肝付彌正忠殿同道申候、此晚、宇部より限庄口へ働共候、其見者ニ野村備中守被遣候、罷歸、彼方之様子物語也、先朝立、然々村なと不被破候事を備中守侍者共見取候間、其分地下へ被中候、然處ニ日下候て談合共被仕、物深々村破却之由候間、野備顯無用之由被申候へ共、新悦飛彈守打立候て、限庄近く指寄、村破却共候、然處ニ、故手痛懸候間、宇部衆敗軍ニ及、筑摩左近・岩佐兩人を始として、三四十人戦死之由也、笑止之事共也、

上井覺兼日記

〔大日本古記錄
天正11、10、9〕

一、九日、如恒、城一要より使僧預候也、竹宮口之事、北郷彌正忠殿當番被成之矣、致談合、村少と打破、火色其隠有聞
 敬候、此口無何事御勝利、日出由也、使書并傳二、水鳥一雙預候也、相離之返吉也、使僧御酒振舞、歸候也、從合志も
 書狀を以、此口之様子尋也、是又有之儘ニ返書申候也、合志口より魚遊三舟へ通候山、城一要より承候間、曲事之由、
 寄合中より合志へ書狀にて申候也、此口從字主殿使僧にて彼口之様子・戦死之衆々と委承候也、使僧見參仕、相離之返
 事申候也、(後略)

〔一〕字都殿(名和顯孝)

上井覺兼日記

〔大日本古記錄
天正11、10、16〕

一、十六日、如常、忠懐より珠長越にて候間、一折興行可有候(中略)宇部より限庄口へ仕役見立ニ遣候衆歸也、伏兵な
 と可成様ニ被申候、宇部よりハ、彼口之働無領掌之由、見得聞得候由也、此晚、肝彈へ忠懐・捕者・佐多宮内少輔茶湯
 寄合也、雷靈手前也、此座過候て歸候ニ、忠懐宿へ參候て物語申せ之由候間、參し候て雑話共也、誕などにて終夜談言
 也、

上井覺兼日記

〔大日本古記錄
天正11、11、3〕

一、三日、早朝より忠懐宿にて諸口番盛、又ハ當番番盛等談合共申候、光宗へ又々、當所御主取被成候て可然候、其故者、
 甲斐頭・小野・守山など捨護之為之椿候、專愛元人致御番可被仕候間、自除之寄合中ハ似合間敷候、境目役にて候
 間、莫角澁州御下知之外ハ難有候、又鹿兒嶋へ御意請られへき由候へ共、是又此椿取之事、澁州如御存知、愛元談合に
 てこそ執仕候へ、聊鹿へハ無御存知候候、然者主取之事など、御意請候共、御納得有間候、今少御校量なされ、光
 宗御領掌肝要之由、平田新左衛門尉殿を以申候也、此日、宇部役人本郷甲斐守、乘陣之祝言として被來候也、忠懐宿に
 て參合申候也、吾と宿へも酒肴持せ也、

名和顯孝ヨリ築城ノ實地測

上井覺兼日記

〔大日本古記錄
天正11、11、7〕

一、七日、普請等同前、伊野州陳屋へ可參之由候間、新武・上長・山新同心にて參し候、朝食擬舞也、從夫種々會尺之中、四吟之速寄共少々仕候也、此日も宇部・隈本又ハ泉なとより、使書多々到來候、しるしあへ寸候、此晚、小野まで歸陣仕候也、此日も忠種より兩通到來候、番盛等彼是細々之儀候間不及記候、此夜、小野之宿ニ稱宮新被來候、有馬表様子一昨日細々承候つれ共、忠棟會尺、又ハ餘々繁多之來、委承ましく候間、具ニ可語之由也、被表之儀、龍造守と和睦被成候てハ、一圓に笑止之由、有馬殿存分之由也、併愛元御校量法第之儀也、其外此方之番衆中、意分共委物語也、

上井覺兼日記

〔大日本古記錄
天正12、4、21〕

- 〔1〕八城(八代)
- 〔2〕辯臺(島津忠長)
- 〔3〕肥後田山本部
- 名和顯孝八代出頭
- 一、廿一日、從武州、昨日參候、并御酒進之候由、使僧にて禮承候、此日、從八城伊地知越中守(京都)・和田玄番助兩使にて、愛元辛勞申之由蒙仰候、兼又条書を以、此辨之様子諸篇御談合之由也、然間、即新武州・河上上野守殿・同名三州・鎌田出雲守殿・比志嶋式部少輔殿・上原長門守殿、此衆明日於此方可為御談合候、早々越着被成候へと書狀にて申遣候也、御使兩人へ食振舞候、種々閑談共也、去十九日、太守様着御歸鞍之由也、今暫御滞在候すれ共、被思召子細候間、与風御院之通被仰分候、親貞御供候て歸之由也、八城へハ武庫公・忠種・光宗然と候由也、辯臺御事者暫愛元御入候て、拙者へ諸篇御談合之段被仰候處、歸帆被成候、無是非之通御使物語也、肥後表之儀、下野之城被御手山也、宇土殿八城へ出頭候つる由也、經・太刀進上候、從 御前も顯孝へ御御被下候由物語也、去十四日、中津公御息御元服被成候、種々御祝言共之由、是も御使物語也、

上井覺兼日記

〔大日本古記錄
天正12、9、9〕

- 〔1〕伊豆之伊津也
加賀無禮寺
木原祭礼

一、九日、未明寂之浦を漕出候、(〇中略)
種々戲言共互ニ申候候間、川尻と云處ニ岩船候也、伊豆之志摩裡と云者所へ宿申候、即加悅飛勇守より使者にて、愛元へ着岸之由目出候、尤自身早々可被來候へ共、今日木原無余儀祭礼候、參詣候て只今被歸候間、鶴面可被來之由也、

(2) 武庫(鳥津義弘)

230

従此方可申通短ニ着津之由被聞せ、使節祝着之由返答申候、此晚、如限本可能通覺悟候處、鹿兒島衆少ニ被來候、武庫公・忠禎ハ何たる由共候之哉、今日ハ小川・豊福邊ニ御留之由物語候、さてハ陸路御供申候ハぬさへ候、せめて此方ニ待申候へてハと存、税新・拙者同心ニ留候、加悦兼守宿舎へ禮ニ被來候、即參會申候、御酒寄合候也。

上井覚兼日記

(大日本古記録 14)
天正12、9、14

(1) 武庫(鳥津義弘)

(2) 隈符(隈府)

名和頼孝等ヨリ著陣ノ假使到ル

(3) 御舟(御船)

231

一、十四日、早朝武庫探御宿ニ參候、それより忠禎宿へ參し候、隈部殿意分一粟よりきかれ候て、新武・伊野まで被仰候、當時隈部殿控護三郡にて候、兩郡を指上、山鹿之郡計被下、被召出候する由尤日出候、併隈符ニ城近候領知千町計相添被下候様ニ御詫之由也、是者各無納得候、先と山鹿より直ニ申理事等候假、隈部之分者道而御談合可有由被仰候て可然之通出合也、宇土殿、城殿より著願祝言、自身被來候すれ共、先と繁多たるへく候間被仰述之由、同名衆にて承候、義虎よりも御使にて承候、御舟宗運よりも使書到來候、従合志殿も使預候、太刀・槍表一預候也、此晚、山鹿より賀人宇殿伊賀と云者指山候、就其町羽・伊野彼方へ被指遣候也。

上井覚兼日記

(大日本古記録 17)
天正12、9、17

鳥津義弘名和頼孝及び被一
要ノ節ニ述ル
(1) 武庫(鳥津義弘)
(2) 宇土殿(名和頼孝)
(3) 忠禎(義弘)

232

一、十七日、如常、典殿抽宿へ入御被成候、税所新介なと被居合候、御閑談共也、御酒數爲參候、此日、武庫探御宿にて各打合御談合共也、宇土殿・城殿へ忠平・權彌礼被成候、伊野、町羽より兩使にて被申候、山鹿之事、番衆申請候する由申候候、各打立候免ニ相異候て一聞ニ御奉公仕間敷通申切候、不及力之由也、従察運孫にて候兵部太輔出張申候由、使書にて被届候也。

上井覚兼日記

(大日本古記録 30)
天正12、9、30

名和頼孝上井覺兼ヲ訪フ
(1) 宇土殿(名和頼孝)

一、卅日、抽宿にて各ニ御酒參會候、座談、客居平田左近將監殿・伊美・吉田美・伊知地伯州、主居新武・町羽・拙者・伊野州、酒宴にて閑談也、宇土殿抽宿へ礼儀也、御酒參會候、加悦兼守守座ニ召出候也、此日も堺目へ人数不出様ニと

割差留候也、

上井覚兼日記

(大日本古記録
天正12年10月2)

一、二日、加常、武庫繰於御宿御談合也、此晚、宇土殿(宇土殿)へ御寄合也、座牀、主膳忠平(忠平)・忠棟(忠棟)・奥之山左近將監、客居(客居)願孝(願孝)・拙者(拙者)・上原長門守也、種(種)と御會尺共也、乱舞也、奥之山大較、松尾與四郎小較、笹野田甚丞也、御めし已後御看之時、加悦飛脚守御座ニ參候て御酒被下候也、

上井覚兼日記

(大日本古記録
天正12年10月6)

一、六日、加恒、忠長、宇土殿(宇土殿)御寄合被成候、參候て會尺御頼之由候間參候、座牀、客居宇土殿・新武・木野甲斐守、主位忠長・拙者山田新介、種(種)と御會尺、酒宴など候て閑談共也、從合志殿、昨日楚忽ニ拙者馬所望之由候處、即進之候、祝着至極ニおほされ候、為祝礼贈申、使節持せ預候也、馬進之候處、進前御礼珍重候、殊更祝物送預候、乍爾南君儘由申候也、此日、同名右衛門尉を以、合志殿へ明朝御酒可參會候、拙宿へ來儀之通申候、明日早と可被來之返事也、從城一要使者預候、明日忠棟へ御酒寄合可有候、拙者も可參之由也、尤可參候へ共、合志殿明朝拙宿へ來候之由兼約申候、不及是非之段返答申候也、此晚、小代殿礼ニ被來候、太刀・馬預候、并日野殿同心也、鳥目百正預候也、兩人共ニ御酒寄合候也、

上井覚兼日記

(大日本古記録
天正12年10月8)

一、八日、藥師ニ別而祈念等仕候、宇土殿(宇土殿)宿へ各被申請候、座牀、客居典殿・吉利殿(吉利殿)・拙者(拙者)・木野甲斐守、主膳願孝(願孝)・願孝・税所新介殿也、種(種)と御會尺、亂舞など也、御茶など參候て、各御立也、此日、方角見儀之為、三池(三池)へ新武・伊野・山田新介・猿渡越中守被指越候也、忠棟へ珍敷金到來候、見可申之由候間參し候、福笹之様ニ候て置之蓋にて候、言語道斷無類之由共各御褒美にて候、勿論御茶湯會尺也、川上七野守殿(川上七野守殿)・願孝・拙者也、種(種)と珍物共也、御茶無上也、忠棟

島津藩私名和願孝ヲ獲ス

島津忠長名和願孝ヲ獲ス
(一)宇土殿(名和願孝)

名和願孝ノ宴ニ赴ク
(一)宇土殿(名和願孝)

手前被成候、各及薄暮歸宿仕候也、

上井覺兼日記

(大日本古記編 19)
天正12、4、26

一、十九日、(名刺御使)從宇土殿使僧預候、今度御出勢之刻於所と同陣被成、被仰談事本望之由也、中希三十帖預候、此晚、風呂焼せ候て入候而慰候也、吉利殿より無沙汰被成候由候て使者預候、猪肢二預候、拙者留守中ニ、從桃山殿大山にて取せられ候とて丸猪にて預候、此等之爲御禮、野村彦七使ニ參せ候也、

上井覺兼日記

(大日本古記編 26)
天正13、2、6

一、六日出仕如常、(名刺御使)護尸之道場へ御指出被成、暫 御聽聞也、(名刺御使)從宇都殿賀礼進上候、中間持參候、當住無室より懸御目候、御中間奏者仕候、從土持殿年頭御祝言之使者并賀礼進上候、去年御仕被申候とて披露狀也、御字をも舊冬被下候とて久綱と被名乗候也、來十六日拙宿へ、御光儀定候、就其瀬戸口安房介被來、御歸部共被仕候遊様共、談合中候、當所衆多し登ニ被來候、各御酒預候、不及書成候、本田野州御出也、御酒預候、拙者留守也、上使藤原、拙宿へ御礼ニ入御候、京之對番過分ニ被下候、并衣鉢持者總藏主扇子五本預候、拙者留守にて參會不申候、從城一粟年頭之使者、川原名字ノ人にて候、礼ニ被來候、即參會仕候、從一粟賀書并中希三十帖預候、使者より十帖くれられ候、從土持殿之使者礼ニ來候、樽一筒并肴預候、若衆中多し此方へ被居合候て酒宴共也、八城來連院被來候、木部一預候也、此晚若衆中十人計寄合候深行まで誹論などにて閑談候、

上井覺兼日記

(大日本古記編 26)
天正13、4、26

一、廿六日、出仕如常、(名刺御使)一乘院此間御祈禱被成候、御暇之由候て御參也、(名刺御使)從宇土殿使僧、片色二進上候、從小代殿使者、轉多酒樽廿荷進上也、右各拙者御前ニ候て取成申候、此日、拙宿へ新武・珠長・山新・伊伯・八木鶴、礼ニ被來候、御酒參會、閑談共也、新武御酒預候、即賀申候也、此日、明日向船可為御馬追候、御供可仕之由、白濱次郎左衛門尉殿

名和顯孝ノ使者到ル

名和顯孝・土持久綱等、島津義久二年賀使ヲ進ム

(一) 深行(誹論)

名和顯孝及小代鶴、島津義久ニ物ヲ進ム

にて承候也、

上井覚兼日記

(大日本古記録 7 卷 16)

一、十六日、如常、八城より忠長・忠棟御兩處より書狀預候、今月三日甲斐宗運死去候、就夫從阿蘇家も中來事候、又者宇土殿取成を以限庄可差出之由申候へ共、御遠慮共被成事候て未落着候、自然人敷入事候へ、註連可被成候、早よ可馳續由也、又へ二番衆之所へ無油斷可申之儀共也、此日、長野談路守かこ嶋へ使者を上候、御祭礼御供たるへき由承候へとも、當年指合事候間、罷成まじき由申候、翌後御使僧金乗坊之事、就夫夫丸之等之事、四國説之事、南林寺作之事、此等之条と申上候也、

上井覚兼日記

(大日本古記録 7 卷 11)

一、十一日、限庄城近村と破却被成候、衆盛等、昨日越着候間然と不承候、併御馬廻ニ一手、鱗室御供也、忠棟一手、吾と一手、大略日州衆也、吾と龍居候口ニ破衆被退候ニ、敵付送候處、櫓前追崩、敵二百程被討取候、武庫様御内衆過半分執也、限庄板城戸まで追詰候、宮崎衆野村甚介・濱田後藤兵衛尉・立本右兵衛尉、捕者停者谷山刑部少輔・山本勘前守分捕申候也、致弥源六戦死被仕候、高城雅樂助被手負候、宇土殿自身出張也、彼手之衆も餘多高名申候、志岐・高津良・栢本・天草殿など、皆よ自身被圖出候也、勝社氣川田原河守、總持時伊集院三河守也、龍造寺・秋月殿使者勝時ニ相候、御働之様林義美共也、甲斐宗運次男林方へ頭見せられ候、甲斐治部・同名帯刀兩人共ニ限庄役人共也、此等始首頭二百程也、三船より續衆四千計、むかへの原ニすわり候、若衆中切崩候する由類ニ被申候へ共、日さかり候間、無用たるへき由候て、割御留被成候也、

上井覚兼日記

(大日本古記録 7 卷 25)

一、廿五日、當所天神ニ毎月祈念之通哥候間、其分ニ候へてハと候て、百の御興行也、御發句

名和親孝、御船ニ来リテ戦
捷ヲ致ス
島津義弘名和親孝ヲ襲ス
①宇土殿(名和親孝)

242

名和親孝親後退治紀東

243

岩倉城下榎坂陣
①宇土殿(名和親孝)

吹敷やいく千里まで秋の風、とあそはされ候、運衆、御談合ニ際入ウさる衆迄也、此日、忠棟も隈庄より參被成、終日御談合也、宇土殿①參上候、御湯漬御寄合也、御座、次岡吉頭殿・忠棟、客居關孝・拙者也、御閑談にて御酒也、運物太刀・織筋一・銀子二也、私ニ太刀・織筋一預候也、

上井覚兼日記

(大日本古記録
天正13年9月6日)

一、六日、合志へ被行候下知衆なと被歸、彼方之様子物語候、哀なる事共也、此日、三池境へ軍衆少と被指登候、伊集院(城下)肥前寺・山田(有)越前守・猿渡(信忠)越中守、此衆を始諸所之衆被指遣候、宇土・隈本・大津山・和仁・邊春・小代右之衆也、御行ハ宇津・久我なとへ、此方之衆取入、從夫山下目日邊放火させられ候て可然之談合也、左候へ、とても江之浦・堀切之事ハ難勤忍之由共也、しからハ秋月ニ取懸候豊後陣ハ、無量可引退かの由共也、

上井覚兼日記

(大日本古記録
天正14年7月26日)

一、廿六日、夜中より手火矢揃也、然ニ辰之刻計、秋月殿衆、城殿衆、宇土殿衆、兼日下榎坂衆ニ候つる、彼衆又ハ諸所足輕衆なと、頼ニ下榎坂却候而、諏州人計討取候、然者、諸限より各支度仕合、城を取巻候、若衆中、此次ニ城を賈度由被申候間、忠長・忠棟へ、使者を以尋申候、今日ハ無御談合之矣、其儀不可然由承候間、指留候、吾よハ暫取添ニ罷居候て、見申候、下榎坂候へ共、敵城少も騒事無之候、劫者なとも罷調たる敵にて候由、被見及候也、拙者へ、昨日終日取添より手火矢射候て、城ノ林細と見申候也、從忠棟、拙者用段之由候間、彼宿へ參候、彦山(彦山)般若坊(彦山)禮儀候、會尺取中に候、我よも會尺ニ罷出、御酒などにて閑談共也、此日、城内(彦山)紹運(彦山)前より、笠之陣まで申事ニ、下城不仕、當時之儘思付ニ御宥免候へかし、可罷出之由申候、從此方被仰離候也、忠棟承事ニ、明日城賈と被思候、如何之由候間、尤可然存候由申候、(後略)

鳥津忠平書状

(薩藩密記後集)

岩原城攻

就筑紫遷治到此表令發足候之處、輒没落候、陣那之境、大慶不遇之候、然者為右之祝言、遷而使書、拜太刀、織筋劍來、御懇志之段欣悅候、猶吉左右、重疊可中承候、恐々謹言、

(元治十三年)
七月廿一日

(後略)
忠平

伯耆殿

(後略)「伯耆殿」

於肥州八城」
(八代)

城戸左右兵衛覚書(抄)

(簡拙草十九)

(前略)

(1) 玉名郡園村、臨カ獄城

(2) 玉名郡府本村、筒ヶ嶽城

(3) 玉名郡安楽寺村

宇土ノ城請取

(4) 八代郡種山村陣内城カ

一五番御陣山下より大津山之間五里、一夜之野陣、(元治十三年消息)同十一日大津山之城御受取被成候、

一六番同、十一日御陣小代、一夜之野陣、大雨故夫丸不參候、大津山より中間二里、小代(二)の城御受取被成候、

一七番同、十二日御陣高瀬、家陣一夜、大雨大風高瀬川大水出申候得共、數萬騎の勢にて渡申候、小代より高瀬迄二里也、

一八番同、十三日御陣安楽寺、高瀬より二里、一夜之野陣、大雨也、

一九番同、十四日御陣、隈本より中間五里、大山を御越候、二夜之家陣、(後略)此時殿の城御請取被成候、

一十番同、十六日御陣木山、隈本より中間四里、一夜家陣、夫丸不參、

一十一番同、十七日御陣宇土、木山より中間三里、二夜家陣なり、宇土の城御請取被成候、

一十二番同、十九日御陣黒城、宇土より中間五里、一夜之野陣、

一十三番同、廿日御陣八代、黒城より中間四里、大川御越候、一夜之野陣、此城御請取被成候、白犬城の内より下り申候、扱ハ城主届不申候よと何れも申候、

(後略)

豊臣秀吉朱印状

(小早川家文書四七一)

急度染筆候

一去六日、耳川を相越、滝崩、數多討補、則高城へ追籠、取巻由、(別書見)中納言注進候、(中略)

一高城之儀、(中略)

一当表之儀、(一)百京前岩醜城責崩、悉剃首候儀聞傳、筑前國大隈・秋月・間寺・霜万・山下、筑後國高良山・肥後國三池・小

代・南四・山鹿、合志・高瀬津・熊本・宇土、其外城々、或聞北、或命之御化旨申、明渡候、然間、明日殿下至熊本被

移御座候、八代ニ敵有之由候間、取巻、悉可討果候、左候へハ、肥後平均候間、大隈城、薩摩城、何へ成共、可被成御

諒向候、額面其面可入相候條、可成其意候也、

卯月十五日
秀吉
朱印

小早川左衛門佐とのへ

豊臣秀吉朱印状

(豊公遺文一三二頁)

應染筆候

一高城之儀、責詰られ候、

(中略)

一先度之以後、肥後熊本事、命を被助、城を請取候、彼地、國のかなめ所ニ候間、一兩日令逗留、留守居等被仰付、宇土

・備庄之儀へ取懸候處、宇土令降参、被相渡候ニ付て、命を助置候、備庄可成敗と被思召候中に、城を明北敵儀處、百

姓おこり、少々うちころして首を上候、其外、小城之儀不知數、甘ヶ所候、明北候事、

一八代を專ニ、敵相拘、新納武藏守・伊集院肥前・町田出羽・島津右馬頭・新納右衛門佐・稻富新介・桂神候介・伊藤右

衛門佐相繼候間、右之八代にて、彼凶徒等可被剃首と思召、宇土城之御とまりより、彼八代へ、五十町道七里之處を、

一騎かけに、させられ候へは、夜中ニ、彼八代を、大將分者、北落候て、國の奴原計候間、追取廻首を可被剃と、被

思召候へ共、御覽候へは、奉公人、町人、其外百姓男女にて、五萬も可有候ものを、ころさせられへき候、不便に被思

4321
大隈(取前)
明寺(山鹿)
霜万(山下)
間寺(山鹿)
下(筑前)
豊公遺文

8765
合志(竹田)
高瀬津(熊本)
熊本(熊本)
小早川左衛門佐(薩)

宇土降参
備庄之儀(熊本)

立花宗茂、一揆蜂起ニヨリ
加悦飛騨守等を置置ス

召、又者國に人なく候へは、耕作以下、如何に被思召、被相助、八代に被成御座候事、

(中略)

別月廿日

朱印

毛利右馬頭とのへ

豊臣秀吉朱印状 (紙折)

(熊本縣史料中世五
立花文文書六)

加悦飛騨守・本郷甲斐守・三輪紹宅兩三人事、肥後面一揆令蜂起付、其地留置之由、心違尤候、併御暇被下儀候間、無異儀國本へ可返遣候也、

九月廿四日

朱印

立花左近將監

とのへ

豊臣秀吉直書 (紙折)

(熊本縣史料中世五
小早川文書一八)

去六日書状、昨日廿六日、於大坂加披見候、

(一)一著(黃)い
宇土忠節之族

一、和仁・逸春事、一人も不逞可剃首旨、被仰出候處、即時討果、彼等一類四人首差上候、誠粉骨段、感悅不淺候、殊其方割入付面一老儀、為向後尤之儀候事、

一、於宇土忠節之族、中越候通、被聞召候、追前可被加御意候事、

一、有勤事者、今度一揆妻本人儀候間、悉可被加誅討候條、一人も不逞候様可申付候、然者、肥後國人科之輕重、其外知行方、為御亂明、人數二万餘、正月廿日可罷立旨、早最前被仰出候、今以同事候、相越上使次第、遂相談、有勤可剃首候、但百姓として有働一類首をきり出候ニ付てハ、百姓之儀者可被助置候歟、猶御上使ニ可被仰合候事、

一、阿蘇事、神主若輩候間、下々親可有之方被思食候、是又上使相談、遂乱明、一揆妻本人成敗候者、をのつから不可有異儀候事、

一、肥前西日者共事、中越候通、具被聞召候、被遂御乱明、可被仰付候間、成其意、亂造寺申談、彌不可有緩候、是も今

豊臣秀吉朱印状

(小早川家文書一七九)

伯耆郡赤坂前國ニ替地入替

長野三郎左衛門尉・原田五郎・草野中務大輔兩三人事、至肥後國被差遣、替地被仰付候、然而、為右入替、於筑前國內、八百町城十郎太郎、五百町伯耆左兵衛尉、合千參百町事、相渡之、則可令隨(送)還候也

天正十六

八月十二日

秀吉朱印

羽柴筑前侍従とのへ

豊臣秀吉朱印状

(名和文書)

○名和系譜享真抄録及ヒ、東大史料集所影写本ニヨル、伯耆領事ニ筑前國五百町宛行

於筑前國為替地五百町事、被宛行之詔、令令領知、則羽柴筑前侍従ニ可令隨(送)還候也

天正十六

八月十一日

秀吉朱印

伯耆左兵衛尉とのへ

重行書状(紙切)

(大分縣史料一)
福見八幡宮文書二八

○名和重行ノ可能性アリ、參考トシテ採録ス

(墨書)

大御書

福嶋御塩焼大夫殿

(福嶋御塩焼)
「(墨引)」

重行「

御祈念御裁大御ヲ謝シ漆阿百本ヲ送ル

去歲五月二日之御音□今春到著、令ニ披見一候、仍御祈念御裁大御并□糧目出候、從是漆阿百進入候、表祝事候、□事、恐々謹言、

三月廿二日

重行(花押)

大御書
福嶋御塩焼大夫殿

○名和官貢・兼行ノ可能性アリ、参考トシテ採録ス

○「原本所在不明、東大史料影写本による」トアリ 255

歴代祈禱依願者注文

(大分県史料一)
朝見八幡宮文書四三

御先祖様御祈禱仕候覺

(中略)

御祈禱被爲 御付候御書有

行直様

(中略)

御祈禱被爲 御付候御書有

重行様

(後略)

天正十六年参宮帳

(大分県史料一)
朝見八幡宮文書四三

〔天正十六年 参宮帳〕

天正十六年

肥後國惣國

豊前宇佐郡

御参宮帳

日向土持庄

(中略)

天正十八年九月三日

肥後宇土郡

伯耆左兵衛佐

長良 是ハ宇土殿事也、

同御供之衆

西千右衛門尉殿 加悦急内入道殿

美作藤内

加悦喜三左衛門殿 岩田三次殿

福嶋大夫

宇佐郡

宇土郡

(一)伯耆左兵衛佐長良(願孝)

南条溪路介殿 岩田弥吉殿 荒松主水佐殿

村上四郎右衛門尉殿

(中略)

翌年十月七日
豊後日田郡しゆ三人つれ

羽野五郎左衛門殿 同 源右衛門殿 同 御ともの人

肥後國ニ今御座候旦那

相模良殿 通正谷六郎也

城十郎大郎殿 大坂之御やとへはらきやとなり、
名字也

宇士二郎大郎殿 今ハ伯耆左兵衛佐長良

大坂にてやと、さかいまち

赤星備中守殿 大坂にて之やと はまのまち

小代伊勢守殿 大坂にて之やと、はうとくまち

大野殿 大坂にて之やと、はうとくまち

白間野殿 大坂にてやと、はうとくまち

名和顯孝知行宛行坪付(折)

(加本郷史料中世三)
加悦文書二

○加本郷史料ヲ原本写取ニ
照リ訂正

坪付之事

田五段 赤木ノ内組口

一屋敷 有之 知行

一屋敷 壹反 同

一屋敷 壹反 同

一屋敷 壹反 同

助二郎
平二郎

同 同

伯耆顯孝書狀

(淺野家文書五〇)

伯耆顯孝尾張星崎城番
跡目之儀能様惡奉ル

雖蘇敷候、白布苧蒲蓮上候、表御覺計儀、以上、
總令啓上候、仍長々御陣、御苦勞之段、尤致祇候、可中上候處、自降景公尾州星崎城之番、御被仰付候間、無其儀候、餘ニ
無音申上候條、先以用使者候、殊此中若病惱出来候而、身上も相究様ニ覺候、自然折節者、跡目等之儀能様、御分別奉惡
候、此謂宜預御披露候、恐惶謹言、

六月廿四日
(慶長十八年)

伯耆顯孝
顯孝(花押)

小早川隆景書狀

(名和文書)

去正月廿六日大明勢都近辺寄来刻、為先手人數差出、及合戦之處、井上五郎兵衛尉被報談、堅固之御覺悟、誠ニ粉骨之至
候、彌御心懸肝要候、恐々謹言、

六月七日
(慶長三)

隆景(花押)

伯耆顯孝、碧輝能戦ニ先手
人數差出

〇名和系諸字寫抄録及ビ、
東大史料編纂所影寫本ニ
ヨル

蜂須賀日記

(肥後文獻叢書第三卷)
新撰事蹟通考卷十六系圖之四

鐵房ニ遠江國成原庄被下居屋敷鶴谷村尾張國皆桑之郡被下居屋敷蜂須賀庄被下候是号蜂須賀名字宮方將軍之職時依宮方忠
抽丹波國丹井庄被下候候又伯耆國一役被下候右糸口宜候也九州筑後國河崎庄十町之クセン九州肥後國八代莊小井丸繩之内

伯耆左兵衛尉殿
御

御

伯耆左兵衛尉殿
御

御

小早川

隆景

〇新撰事蹟通考本ヲ既本ト
シ奥本ニヨリ校訂シ、マ
タ、若干ノ補註ヲ加ヘ、
〇出典ハ句讀点ナシ
〔1〕被是(被是、イ)

(2) 子孫(子孫イ)

(3) 藤津守殿(藤津守イ)

(4) 阿蘇惟則(惟忠イ)

(5) 重俊(名和重年)
重治(菊池義武)

下ヤウ之内 按小井丸郷今小大郷 本郷治武左衛門尉跡六丁クセ_二也守山岩戸名四丁同守山江頭サウシヲ名二丁 按守山益城郡守山郷江頭村在守山

西_二岩戸名サウシ_一顯忠様依十六年幼治部少輔家親ニ宮原大宮司_按家_{八代郡}道後郷役_按八代郡_{湯後郷也}私領田九町分アヲサ六町重盛五町ヘキ一町合テ二十一町_{按有佐村日取}ツ子給三町子孫ニ至テ忘却有間敷由被遊候被奉書候者家親至限莊義隆町分 武顯様与風御成一

被仰時家親成若候ト思被召被召仕候テ過分_二之山面談_一中上總而禁足時候ヘハ 顯忠様皆吉伊豆聞被仰付連ニ被遣候奉公之儀者瑞齋堂丸ニ中被渡候從先祖御ケセン判形ハ攝津守殿阿蘇殿奉公之儀被中渡候御ケセン判形ハ兵庫助處ニ在リ

又三郎義久守妻福出萩尾十八町郡山之内十八丁藤山十二町限莊之内平野五丁敷田三丁被下 按藤尾古集山郡山元朝被守瑞齋奉

公中候山城守家氏葦北湯浦城往私領釘野三町桃井河内三丁下角三丁舟津一段段馬口此分私領也 按釘野今吉久木野一棟并今舟津有

和泉守義親大河内五丁五段上野隔サギノ浦アフ瀬七段下リ馬口被下也 按以上村 對馬守義房高田木野六丁島森一丁列所合拾町刑部少輔分古閑三町丹後守分ウ棚五丁四重丸名此内ハシ一アシロ八代御地行時同名タメ殿アマカエ三町瑞齋堂丸持トマリ 按木野古閑瑞齋 按今益城郡中山郡中間村上江村下 代官一節家親覺悟之時江上弓矢人足壹人 殿様ニテテ申候

間ミヤ山名大瀧源左衛門殿ニ持セ中候十三年格護申候小島名是ニ人足一人立申候間地島ニ下地被下候治部少輔務ニ候

阿蘇惟忠甲佐ニ三年在宅之内ニ惟忠ニ一字_二慮望_一候而顯忠御元服候其時御太刀蜂須賀山城守クツ竹方七郎御家御祝義之酌之事 義興阿蘇惟忠賀子ニ御成候時皆吉與二郎クツ蜂須賀七郎 武顯阿蘇惟則賀子ニ御成候時御御虫須賀三郎皆吉

千十郎續松之役本郷與一左衛門尉加悦彦五郎 重行阿蘇惟忠賀子ニ御成候時松岳之役加悦右近兄弟皆吉與三郎蜂須賀係四郎の任也 重俊御元服之時御太刀岩田源左衛門尉クツ大井殿 武顯重治_{按菊池}御參會之時御太刀河田加賀守御クツ

大井一助仕候 重行重治ニ御元服之時御太刀則元次郎左衛門殿御クツ竹方宮内少輔 行直御祝義之時御酌皆吉與七郎續松之役本郷七郎兄弟

教長字土知行水享六年甲寅年大野原合戰年號文正元年 文龜三年癸亥宮地合戰蜂須賀右衛門尉討死

教長御生害享德元年壬申五月二十一日 義興御生害長祿三年己卯師走十三日_按野生吉

義興御生害長祿三年己卯師走十三日_按野生吉

義興御生害長祿三年己卯師走十三日_按野生吉

義興御生害長祿三年己卯師走十三日_按野生吉

- ① 成貞之年（本正十五年カ）
 ② 守山満丸名下谷城郡小川町大字北新田字満丸
 ○原文句讀点ナシ
 伯耆卷
 ① 宗鑑（崇鑑、イ）
 ② 弓前ノ面自家ノ冥加（弓前ノ冥加家ノ面日イ）
 船上山

260

- ③ 戦功（一戦功、イ）
 ④ 重頼ヲ山（重テ爾ヲ出イ）
 ⑤ 建武三丙子年（二月二十九日改元延元元年）
 ⑥ 延元二年五月廿七日（延元三年五月廿二日）
 ⑦ 大井太郎兵衛尉長重頼（大井太郎兵衛尉長重頼、名和系圖）
 ⑧ 賀生（賀生、イ）
 ⑨ 敵艦（敵艦、イ）

順忠八代御本意之年号明應八年己未三月
 順忠八代御没落文龜四年甲子二月六日同年字上知行成重頼部運治申合小塚之忠 守富敵高御判形ヲ以テハンシヤク之忠
 ニヨツテ知行候成貞之年
 條須賀治部少輔家親守山満丸名九町九段三丈阿蘇惟長以判形知行小川山次山城守一跡二町五段下地相添四郎三郎名八町三段三丈山下名二町五反相添判形迄以被下候限莊之内原越後守跡十三町判形居屋敷南カタイ御監殿敷

説之卷

〔筑後國柳川段臣伯耆家之家傳
 肥後古記家賢卷四・肥後國誌〕

伯耆卷曰 神武天皇九十五代ノ帝 後醍醐天皇御宇北條九代相模守高時入道宗鑑四海ヲ併合シ一天ヲ歌振シテ畿與ノ總枝
 國ニ奉遷愛ニ 村上天皇第六ノ皇子具平親王十三代之後胤伯耆國名和莊地頭村上又太郎源長高ハ勇力智謀ノ武士一族多ク
 從者皆猛兵也ト達 寂閑御味方可仕由潜カニ蒙 勅宣長高讓テ奉成勳答一族庶臣ヲ集メ今度一天ノ君ノ勅命ヲ蒙ルコト弓
 箭ノ面自家ノ冥加何事カ加之哉汝等急ニ船上山ヲ城郭ニ可構ト役所等堅ク中付諸將ト共ニ謀畧ヲ施ラシテ、主上ノ重圍ヲ
 奉出伯耆國名ノ湊ニ到リ給フ依テ船上ニ奉成臨幸農來ル諸敵ヲ悉ク命討伐因茲 主上天下ヲ再治シ給フ其軍功ヲ賞美ア
 リテ元弘三癸酉年二月廿九日戊ノ刻ハカリノ事ナルニ長高ヲ御座近ク被召出被任左衛門尉 勅語ニハ長高ノ二字現龍有
 御ノ象物極レハ必變候長ク高キハ危シ尊高年所以長其長アリ今御高成年則長年朝臣ニ叙セラル同十五日ノ夜長年ヲ御前ニ
 被召 勅語ニハ今度汝カ忠義甚厚勅命ヲ重シ身命ヲ輕クシテ戰功ヲ勳ム故ニ小勢ヲ以テ大敵ヲ退ケ謀ヲ以テ凶徒ヲ攻滅ス
 コト是汝カ武勇ノ猛也世臣皆強兵也是彼武勇ノ英臣也今度海路ノ便リニ依テ重圍ヲ出今亦船上ノ船ニ在テ賊徒ヲ滅ス汝朕
 ヲ奉スルコト如水能浮船古人曰君若舟也臣若水也思フニ朕ハ舟汝ハ水ニ一心相應セリ旁以テ船ハ貞祥也自今以後汝カ汝
 ヲ改メ水ニ船ヲ仕レト靈靈ニテ帆懸船ヲ開シテ之ヲ給リ宣旨曰此間為被思食續御事共租有之被遊之條末代之靈靈ニ可仕ト
 悉モ奉頂戴汝等同年五月五日 主上如御慮御入洛被遊ケリ長年當國ノ役ヲ勤ム其後大功之輩抽賞被施行長年一ニハ伯耆ハ
 本領也因州雲州ノ兩國ヲ被差加三ヶ國ノ太守ニ被任長年一族共ニ一郡一莊ノ所領ヲ給ル建武三丙子年六月晦日京都内野合
 戰ノ時今自書長年嫡男正五位下伯耆大夫兼朝臣義高ハ延元二丁丑年五月廿七日泉州界浦ノ戰場ニテ討死罪其後南帝戰敗テ
 吉野へ歸給フ内侍所ノ御禮供奉ノ武士敵ニ號ハレ御禮ヲ打捨落矢ヲ長年朝大井太郎兵衛尉長重之ヲ見テ馬ヨリ飛テ下リ荷
 擔シテ賀生ニ獻セント欲ス敵前後ヲ遮リ奪ント欲スル故ニ持セ長重踏留リ矢ヲ番ヒ散々ニ射立ケレハ敵艦々ト引退

名和頼興下向

(10) 從五位下(從四位下、
1)

(11) 泰山(守山)
名和頼忠

(12) 古身(古海)
下部登人(下部ノ十
二人)

(14) 古真城ニ歸入(古里
ニ命歸入)

(15) 勝光寺(光勝寺カ)

(16) 鞍掛山(鞍馬山、イ)

統大明神

名和頼奉

(17) 文應三甲寅歲(明應
三甲寅歲カ)

ク此間ニ御極遜ニ延給フ敵又襲フニヨリ長重追付奉リ太刀ヲ抜切立拂立ケルニ依テ敵遜ニ引退ク敵ノ矢御極ニ中ルコト兩
ノ降カ如クナリケレトモ通り矢一筋モナク御極無差質生御所ニ獻シ奉ル。帝御感誌ク長年カ忠義ノコト共思召出ル、勅
宣也倍長年義高在世ノ内義高嫡男從五位下村上小太郎源朝臣顯興建武乙亥年三月下旬。後醍醐天皇第六皇子征西將軍宮
筑紫下向ノ供奉ノ大將ヲ給フ親族郎黨五百餘騎ヲ引率シ肥後國ヘ到リ同國八代郡鹽北郡益城下郡豊福莊其外九州ノ内ニ於
テ一部一莊ヲ賜リテ領ス將軍宮ハ泰山ノ御所ニ御坐ヲ被居顯興嫡子伯耆守泰興朝臣居ヲ八代城ニ移ス豊福ニハ加賀長安ヲ
在番セシム泰興五代孫正五位下村上源正少源朝臣顯忠顯國ノ冠ニ依テ八代ヲ退散シ妻子女屬等諸共ニ深ク山中ニ忍セ顯
忠浪牢ノ身ト成リ古身ト云下部登人相具シ洛陽ニ赴テ中興長門ノ海ヲ通ル時惡風吹來テ船忽ニ覆ラントス舟師母取力ヲ
合セ押セテ船更ニ進マヌ舟師茫然トシテ申ケルハ是レ唯事ニ非ス海神ノワサ也各御身代リニ重寶ヲ海ニ入給ヘ必ス惜
ム心アル時ハ一命ヲ損シ魚ノ餌食ナルヘシ只神力ヲ頼ムヨリ外ハナシ一衆轉倒シテ或ハ財寶或ハ太刀脇指等ニ至ル迄源
ヘ投ス顯忠ハ獨流落ノ身ナリケレハ別ニ財寶ハナシ懷中ヨリ錦囊ヲ出シ海神モ聞給ヘ是累祖傳來ノ論旨也我命ト共ニ亡ン
ト欲スレト一衆ノ命ヲ破ランコトヲ忍ヒス歸命頂禮ト祈念シテ白紙ニ之レヲ包ミ海底ニ投シケレハ忽浪風靜マリテ船ハ攝
津ニ着ニケリ其後顯忠ノ老臣故伯耆守長年ノ長臣内河兵衛三郎入道眞僧六代ノ孫内河式部少輔善定ト云モノ彌カニ山ヲ出
テ殘黨敗士ヲ召集シ敵城ノ不意ヲ謀リ顯忠ヲ取立八代城ヲ即時ニ攻落シ寛正六年乙酉三月九日再び古籠城ニ歸入スルノ後
七日ニ當テ三月十六日ノコトナルニ當郡樹柳浦德淵ト云所ニ漁人又三郎ト云者アリ西海大戸ノ沖ニ於テ前代未聞ノ大魚ヲ
得タリ老タル漁夫是ヲ見テ曰是ハ鮫魚也我少年ノ時再三見之其後絶テ不見此ハ奇魚ナリ城主ハ上ケヨト云テ忽チ此老漁父
ノ行方知ラス失ニ樹柳浦ノ勝光寺ト云寺僧ノ領地也故ニ此魚ヲ寺ヘ持來ル寺人曰出家ノ身トシテ魚物ヲ城主ヘ進獻スル
法ナシ汝等直チニ持參セヨ崇價他ニ賣ヘカラス依之城主ハ令進上當番ノ士是ヲ請取服テ割ケレハ何共不知能ク包ケタル物出
ツ人々不思議ノ思ヲ為シ顯忠ニ命披露顯忠之ヲ見テ敬テ拍テ曰我流落ノ時長門ノ海ニ沈ム系圖ナリト三度頂キテ禮拜シ
披キテ之ヲ見ルニ更ニ一字モ不缺是レ誠ニ天ノ武運ヲ守給フ驗也トテ則吉日良辰ヲ撰ヒ此魚ヲ石櫃ニ納メ八代郡鞍掛山ノ
下丸山ノ城南流水ノ北ニ極ミ壇上ニ廟宮ヲ建テ鮫塚ト號ス夫ヨリ此所ヲ鮫谷又鮫山ト云也又ニ三郎ハ甚タ感行ヲ成ス一日
顯忠靈夢ノ告アリ衣冠正キ老翁光明赫赫トシテ左右ヲ照シ徐々トシテ來リ告テ曰我ハ是日本祖天照大神也汝ヲ加護スルカ
故ニ假ニ垂跡魚ノ形ニ現シ汝ニ系圖ヲ與フ實魚ニ非スト云畢テ夢已ニ覺タリ同國菊池肥後守眞顯忠ト交厚シ在京ノ序此
事奏聞内裡ヨリ宣旨ニハ日本ハ神國也如此例多非實魚鮫ハ魚ノ名ニ非ス統大明神ト勅詔下ル依之社ヲ建立シシ神ト崇奉リ
十一月七日神職諸方氏奉成遷下村上源正大弼武顯朝臣戰國ノ時強敵ヲ伐テ宇土ノ城ニ移リ八代城ヲハ文應三甲寅歲相良近

(18) 伯耆左兵衛尉(伯耆佐兵衛佐名和五郎)

名和顯輝

名和顯武
(19) 村上下近大夫顯武(村上下近大夫伯耆之卷奥書)

江守(和平ノ)故アリテ城ヲ渡ス武顯所領宇土郡并東(益城中郡守富郷西ハ邊海三角ノ)浦北ハ飽田中郡南ハ八代外郡宮原ヲ限リ令領地武顯五代ノ孫從五位下伯耆左兵衛尉顯朝臣顯孝マテ宇土ノ郡主也天正年中豐臣國白天下統一統ノ時九州未治シテ肥後最遊黨多シ顯孝舊友ヨリ内通アリテ博陸侯ノ麾下ニ降テ不叛ノ旨申附ケル上今度ノ訴訟不叶ハ急キ馳下シ此城ヲ死出ノ山ヲ召此旨ヲ申談シ固ク城ヲ守護シテ逆兇ニ不散ヤウニ仕ラント言置ケル其令度ノ訴訟不叶ハ急キ馳下シ此城ヲ死出ノ山ト定ムヘシ舊亦我ニ代繼ノ子ハ無シ京都ニテ空クナラハ汝宗系ヲ繼ヘント傳來ノ系圖ヲ弟ニ譲リ天正十五丁亥年正月下旬宇土ヲ立テ豐前路ヨリ上洛ス海路三百里ヲ隔ツレハ口敷ヲ經ル處ニ肥後一揆退治シテ佐々陸奥守成政大將トシテ大勢豐後陸奥令下向肥後國中城郭ヲ將ヘル武士共五十餘人大名令降參顯輝ハ使者ヲ以テ成政(中入ケルハ當城ハ兒顯孝某ノ預置令上洛歸國ノ後沙汰スヘク夫迄ハ某預リ中旨述タリ成政忿テ曰顯輝直ニ來テ其言アルヘシ使ヲ以申條謂レナン不日ニ攻亡サントノ返答也依之一族庶臣召集メ兵ヲ催シ逆寄シテ成政ヲ討散サント評定ス何者カ告タリケン成政大軍ヲ引率シ其日ノ暮程ニ雲霞ノ如ク寄來ル顯輝兼テ用意ノコトナレハ諸方持口ヲ堅ク申付防戰ヲ雖モ大軍當リ難クシテ遂ニ攻落サレテ天正丁亥年四月十六日下城シテ薩州出水ニ落行テ令牢居此旨秀吉聞召給ヒ島津修理大夫義久ニ之ヲ討ヘント仰付テ顯輝其外屬從ノ庶民共此事ヲ聞伝ヘ馳集テ百五十餘人山寺ニ燔籠リ討死ス其時系圖散失ス其後十餘年ヲ經テ球磨郡ニ古書數多賣來ル顯輝ノ弟伯耆左衛門尉行良此處ニ牢居ス市中ヲ點檢シテ古書殘篇ヲ見ルニ我家ノ系圖アリ熟々見レハ繪旨數畫一モ不缺少備セリ是天ノ與ト喜テ則買取テ家ニ歸リ歸命頂禮鏡大明神我家ノ武運ヲ厚ク守給ヘト祈念シテ帳ノ内ニ納ルコト年久シ爰ニ顯孝ノ嫡子村上下近大夫顯武遊客トナリテ球磨郡ニ來ル行良大ニ喜ンテ則顯武ニ對面シ此龜玉宗寶傳授ノ眞寶ニシテ庶子ノ可持ニアラス必ス子孫ニ可傳他家ニ譲ルコト勿レト宗子ニ授ク依之顯武秘シテ之ヲ持ツ久キ後嗣ナキ故ニ弟伯耆太郎兵衛尉長興家系ヲ嗣ヘント寛永十七庚辰年七月廿一日授之其後顯武ノ家失火アリテ家寶悉ク燒亡シ顯武モ自害ス夫惟ルニ此系譜ノ德海ニ没セス錄列ニモ損セズ益火ニモ燒スシテ子孫ニ歸來ルコト三度ナリ是祖先ノ神保護スルニ非スシテ何ノ如此ナランヤ故ニ家傳ニ稱シテ鮑魚腹中出現書ト謂フ今長興之レヲ所持ス顯大明神ハ伯耆家氏神也時世ニハ靈寶治亂アリ此頃伯耆家衰ヘテ後氏神鮑宮衰微セリ其由來ヲ考ルニ天正ノ末肥州宇土城主小西彌津守行長ノ代ニ鮑ノ宮殿重器ヲ破却ス慶長年中肥後太守加藤肥後守清正ノ代ニ再興ス元和和地襲ノ為ニ破損ス清正ノ長臣加藤平左衛門尉遺營ス寬永ノ始洪水ノ為ニ社流亡シ是ヨリ空殿トナル里人毎年草堂ヲ造テ祭禮ヲ成ス又再興ノ志アリテ三月毎ニ鮑命ヲ為ス然レ力不足シテ果サス爰ニ天武天皇ノ御末櫻町權大夫藤原朝臣右家武者所ノ孫從四位下右馬大夫右宗ノ末孫本鄉伊兵衛眞家兄弟三人八代ニ牢居ス元來伯耆家ノ臣也依之里民ト共ニ再興ヲ願フト雖モ下等ノ者ノ成スヘキ事ニ非レハ幸ヒ先君ノ嫡孫東武ニ在リ

(20) 寶永二(甲寅年)延寶二(甲寅年ナリ)

(21) 崇尊セン願曰ハ(崇尊シ願ヘイ)

(22) 崇大明神(崇大明神イ)

其下知ヲ蒙リテ再營ヲ欲シ千里ヲ遠トセスシテ長興ニ告ク長興之レヲ聞キ大ニ喜テ曰絶テ久數キ餘宮今伯耆家ノ宗臣ノ八代ニ有ラスンハ誰カ此事ヲ計ラン哉故ニ再興ノコトヲ本郷氏ニ許ス依之造營全幅ス時ニ寶永二(甲寅年)十一月六日神職諸方左近太夫奉成遷宮同七日祭禮ノ神事ヲ執行シ八十年來ノ神樂ヲ奏ス神慮ノ致ス處也其後本郷氏告テ曰何者カ純宮ノ氏子ト成リ亦何者カ末代ニ到テ此神ヲ崇尊セン願曰ハ(崇大明神ノ縁起并伯耆家ノ因山家臣ノ名字ヲ記シテ寶殿ニ納メハ萬代ノ後此卷ヲ考ヘハ其君臣タルノ義ヲ知り亦純ノ宮ハ氏神タルコトヲ知りテ尊ムヘシ亦誰某ハ其門業末流タルコトヲ知ラハ後世見者ノ一助トモ成ヘシト再三語之宇土三宮ノ神職吉見伊織佐共ニ此事ヲ計ル今我是卷ヲ記シテ古昔ヲ語ル必ス他ノ游リヲ得ン全ク其コトヲ不顯ス唯其厚志ヲ感喜シテ成一帖與本郷氏純ノ傳記ヲ願サハ此證ソ記セヨ

延寶三年十一月吉祥日伯耆太郎兵衛源長興謹記之

伯耆親康加悦大井三谷布瀨河南北竹萬名和長田上神筑見榮作村上者伯耆一家之別名也内河本郷谷台三輪進貞弓月野是等者一家之人代々之長臣也蜂屋保田光武黨者代々之頭臣也此外小臣者記ニ不足皆純大明神之氏子孫民也畢

近
世
の
記
録



近世の記録

例言

記録のうち、北肥戦誌以下は都合によって抄録するにとどめた。既に活版に付せられたものの中には、句読点など刊本により区々に互るものがあるが、統一しなかった。同時に句読点が始からない写本も、原本の体裁に従い、敢て句読点を加えなかった。しかし、用字は活字の都合によって一部支・弱・弱などの外は通用の漢字により、変体仮名は、者・江・而・茂・与・ニ・ハなどの外は概ね平仮名に改めたが、メ・ノ・トなど旧字体を残したものもある。各記録には必要に応じて若干の補註を加えた。

解題

『肥後宇土軍記』は年次を異にし、地域にわたり、その写本は九種類以上の多数に上る。これは稀有のことというべく、本書が士人によって珍重せられた事情を窺うに足る。これらの異本は、文体に異を認めないが、用字・用語に小異あり、章の追加・割成替までも行なはれ、記事の順序とその取扱また一様ではない。行間書込、註なども区々であって、これもまた特色をなしている。

しかし、すべての写本を通じて異同を弁ずるは、徒らに紛雜を招くだけであるから、現存諸本のうち写しの最も古く、最も旧態をとどめておる、と思わるる山田本を忠実に再現するに努め、明らかな誤記、錯誤などにつき、若干の註を加えるにとどめた。

『肥後宇土軍記』（山田本）は、宇土市指定文化財、浅井寅藏旧蔵、寛保三年十二月五日浅井芳暉の写しであって、墨色濃く、善写本というべきである。横一八・五段、縦二五・五段。表紙、青色（和紙）、題して『肥後宇土軍記、全』という。また、地に「宇土軍記」と記入してある。巻頭遊紙一枚につづき、目録四枚、本文七十九枚、奥書一枚、全一冊本。目録の第一紙に一・九段角「浅井所蔵」の蔵書印、巻末に浅井芳暉の印章三個を押捺してある。目録はすべて巻頭に集記し、逐条番号を附しているが、本文の標題は悉く番号を省略している。全文同一筆跡であるが、一部後人

の書入も原本の佛を書するに至っていない。

本書は『清正記』・『横橋清正記』・『太閤家譜』・『朝鮮征伐記』・『慶長記』などを参考しているが、『福田九郎大夫覚書』・『廻江久兵衛子孫の『覚書』』、宇士の伝承等を網羅した覚書である。しかし従来の元禄十三年、峯雪子の著という説は正確ではない。現在のところ著者は未詳というのほかはない。山田本の跋本は元禄十三年、峯雪子の写しである。当時本書はすでに成立していたが、峯雪子もこれに少々追加したことが窺ひできる程度である。

現在伝写本が九種に上っている。すなわち、山田本・肥後古記集覧大石本・藻塩草本・熊本県立図書館本・乗燭雜録本・橋岡叢書本・福島本・草野本・碩田叢史本がこれである。

肥後古記集覧本は、大石真磨（一七九〇—一八三七）文政四年正月の序文で編纂の由来が知られる。肥後宇土軍記はその第二十一冊・第二十二冊の上・下二冊に収められている。この点において肥後古記集覧本は既記山田本の跋本から離れ、次の転写に立つものである。現存の大石本を転写したものに熊本県立図書館本あり、更にこれを影写した乗燭雜録本がある。肥後古記集覧本には大石本のほかに善本があったらしく、これを転写した大浦本（いま伝はらず）をもとにして筆写した藻塩草本第十七冊がある。これには大石本に見られるような脱落はない。

橋岡叢書本は小山武峯（一七九六—一八七〇）が、文政五年十二月、井門常順（一七六一—一八三九）所蔵の宇土侯の臣倉橋又七の自筆本を写したものである。福島本は天保三年八月橋岡叢書本をもととして許九齋荒木貨勝が写したもので、ともに輪・坤二冊本である。草野本もまたこの系統の写本である。碩田叢史本は豊後の後藤碩田写すところのものであって、井門常順所蔵本の系統に属する。大分県立図書館本のほか、京都大学図書館本第二十七巻および東京大学史料編纂所本がある。

肥後古記集覧本には絵図一枚を添付した旨の記事があるが、現在略絵図を添付したものは福島本のみである。祖本に近い他の写本にこれを欠くことよって、この絵図が後人の追加による極めて新しいものであることがわかる。

『北肥戦誌』・『九州記』・『清正記』・『菊池傳記』などの戦記には往々宇土氏・名和氏および宇土の城の逸聞を伝え、史料の裏付けがあるもの多く、参考に値する。『肥後地誌略』・『肥後國領略志』・『新編肥後國誌草稿』・『肥後國志略』・『太宰管内志』・『宇土郡村誌』等の地誌および『新撰事蹟通考』にはいづれも宇土城の記事があり、特に『肥州城陸旧知考』・『古城主記』および『古城考』の宇土古城の記事は、近代の諸書の必ず参考とするものである。『三宮社記録』は近代早期に成立した三宮大明神宮の記録であるが、口神以外記録が稀有であった宇土において、神社の記事のみにとどまらず、地誌・歴史などにも触れているので、『肥後國誌』には、この記録に基づいて宇土郡の地誌を編述している。三宮社記録はその後継代の神主にこれに必要な書込をしているので、信頼度は高い。

書名		著者	成立	体裁	備考
1	肥後宇土軍記 (戦記)	峯雪子 (奥書)	元禄十三年	寫本 二卷	肥後古記集覽 二十一卷、二十二卷 格燭板草 十七卷 碩田叢書 三百五十八卷 碩田叢書 十九卷、二十卷
2	北肥戦誌 (戦記)	馬渡俊継	享保五年		肥前叢書(活) 二卷
3	九州記 (戦記)	大竹春龍			天草郡史料(活) 二卷
4	水野日向守覚書 (伝記)	水野勝成		寫本 一卷	改定史籍集覽 橘園叢書 三十六卷 三十二卷
5	清正記 (戦記)	吉橋又文		販本 三卷	改定史籍集覽 續群書類從 肥後文獻叢書 二十五卷 二十三卷上 二卷
6	國郡一統志 (地誌)	北嶋雪山	寛文七年	寫本 十五卷	永青文庫 複製本がある
7	菊池伝記 (戦記)	井沢長秀	寶永五年	販本 十卷	改定史籍集覽 天草郡史料 二三卷 二卷
8	肥後地誌略 (地誌)	井沢長秀	寶永六年	寫本 十卷	

18	17	16	15	14	13	12	11	10	9
宇土郡村誌 (地誌)	太宰管内志 (地誌)	新撰事蹟通考 (雜小)	肥後國志略 (地誌)	新編肥後國誌草稿 (地誌)	三宮社記錄 (記録)	肥後國陳跡略志 (地誌)	古城考 (城郭)	古城主記 (城郭)	肥州城跡旧知考 (城郭)
	伊藤常足	八木田 桃水	森本 一瑞	成瀬 久敬		水尻 屏山	森本 一瑞 横田氏致校正	森本 一瑞	肥州古城考
明治十五年	文化元年	天保十二年	寶曆十一年	享保十三年			天明八年 寶曆十一年納年		
寫本 二卷	寫本 八十二卷	寫本 三十一卷	寫本 三十卷	寫本 十八卷	寫本 一卷	寫本 三卷	寫本 三卷	寫本 一卷	寫本 一卷
	活字種刻	肥後文獻叢書 三卷				東燭雜錄 百九十九卷	肥後文獻叢書 肥後の古城 二百七十五 一卷	肥後古記集覽 乘燭雜錄 肥後の古城 五十九 三十二卷 三百六十一卷	肥後・天草の城 五十七 熊本縣立圖書館架蔵

肥後宇土軍記

目録

一 肥後之國宇土之城由來之事

付異名之事

按内之事

二 太閤秀吉公九州へ御遣發之事

付宇土之城主之支

佐々陸奥守切腹之事

三 加藤主計頭清正小西攝津守行長へ肥後之國押領之事

四 朝鮮在陣之事

五 石田治部少輔三成シノブ懽威ウツクシ之事

六 石田小西与一味之支

付小西領内留守居之事

宇土藩城持口之事

七 清正肥後へ下向之事

八 從家康公清正へ御書被成下候事

九 大友義統石田ニ組して豊後へ廻事

付作樂之城へ手遣之事

十 木付之城細川忠興公御押領之由來之事

付同在番之事

忠興公此節御人數御手配之事

十一 黒田クニノリ惣木木付へ後詰之事

十二 石垣原一戦之事

十三木付之城へ從清正加勢之事

十四岡所へ清正後詰之事

十五清正宇土之城を可被責發起之事

付從小國密ニ熊本へ使者被遣事

十六清正之先手木道筋を宇土へ押寄る事

十七廻江村久兵衛熊本勢を相支る事

付久兵衛宇土之城へ走加る事

十八石之瀬口初度之追合之事

十九二度目之追合之事

廿寄手町屋を破ル事

廿一加藤百助働之事

廿二右戰場斷之事

廿三清正以熊本宇土之城へ被取寄事

廿四清正茶磨山ニ暫ク陳取給ふ事

付三齋公右松山ニ城地御見立成候事

廿五清正取寄せ給ふ義ニ付所にて申傳之事

付治承之亂之事

廿六清正智謀深キ事

廿七清正陳取ニ付斷之事

廿八三宅喜藏と南條元宅勝負説よ之事

付福田九郎太夫走廻之事

飯田角兵衛廻を入るゝ哀

關九左衛門走廻之事

於三橋手ニ熊本之若侍走廻之事

三宅傳記之事

南條傳記之事

廿九寄手持口之事

三十清正急ニ城を賣不給子細之事

付寄手誠を乘不定事

森本儀大夫更

卅一舟手之寄手失勝利之事

付塩入斷之事

卅二寄手沼田之淺キを不知事

卅三從城内夜討ニ出る事

付手柄僉儀之事

卅四敵之忍之者生捕事

付清正心を付給ふ事

八代へ問者被指遣事

計策文認様之更

卅五宇土之誠へ從八代後詰有之ニ付清正より押勢被指遣候事

付於小川ニ迫合之更

相田六左衛門勘之更

北川監物敵陳ニ紛るゝ更

從藤原宇土八代へ加勢之沙汰之事

小西与嶋津家与一味之斷之事

敵城を賣る古法之事

右於小川迫合之義長野久兵衛中傳之事

卅六南條元宅夜討ニ可出覺悟之事

付古法ニ夜討ル可出時節考據之事

卅七畿州於關ヶ原ニ合戰家康公御勝利之事

付石田小西以下御誅罰之事

右之義從清正城内へ被相通和談有之候得共不相調事

小西墨付指下候説之事

卅八行兵之家來戰場より宇土へ走下城内へ相通候儀兩説有之事

付重而和談相濟城を明渡事

卅九和談相濟城内之輩外へ出る節定之事

四十籠城之張清正へ相抱給ふ事

四十一宇土之城代小西華人切腹之事

四十二小西飛彈追出之事

四十三八代矢部兩所之城代者薩島へ立退事

四十四宇土八代矢部城番之事

付清正開陳之支

四十五宇土之領主相知レ候分之事

付同所城地被為割候事

加藤家斷絶之事

肥後宇土軍記

肥後國宇土之城由來之事

付異名之事

肥後之國宇土郡之宗廟三宮大明神之緣起ニ云 當社ハ人王四十三代元明天皇之御宇和銅六年諸國郡郷之名を被定時肥後國を十四郡に被為割領宇土郡者當國郡郷割納之地也ト云々依之國郡為鎮證之以勅定春日作吉之兩社を草建有之夫より此

(1) 三宮大明神實イマ
西國神宮トイウ

(2) 原ノウチ(原)又中
マ原トイウ

(3) 南条元宅 左衛門尉
元清 小西行長ニ仕
ニ三千石ノチ加藤
清正ニ仕ニ六千石
慶長十九年卒

(4) 三宮山、イマ字土市
神馬町字千尋敷ノ地

(5) 黒門口、字土城、城
山ノト北ノ出口ノ思
門ト称スル

(6) 馬場口、字土城、城
山ニ出ル虎ノ口馬場
村ニ出ル虎ノ口イウ
被城神山村ニイマ
字土市神馬町ノウチ

邊を惣而垣原と号す是より曆數三百三十六ヶ年以後後冷泉院之御宇永承三_平年_{御堂之園白道隆公}或ハ中納言隆家御_為仕
置之肥後之國ヘ下向為在之鬪字土之城を築給ふと云_ニ此節崇_三派八幡之神社_一有之_之號三宮大明神神殿_三社末社十二字為在
之由此外年中行克之事ハ縁起ニ在之ニ付畧之右和朔六_月年_{より}元禄十三_年時_之年迄年數凡九百廿八年に成又永承三_年より
右同年迄ハ六百五十三年ニ成也

一又云字土之城者鬪之城共云亦異名ニ切立之城共唱申候由也字土郡之内也

一異説ニ云字土之義積_ノ原共所之者ハ唱申候田舎者片言にだのはらと申候子細者古國中ニして一國之祈禱為在之由肥後之
國の眞中ハ字土ニ相當たる由ニ付則禮を飾加持為在之由夫よりして右之通ニ申候由禮之飾たる所ハ字土本町筋石之頭
町南かわ浄土齋園應寺門前西南角と町屋敷ニ罷成居申候又ハ石之瀬樂師堂在之所共申候所ニて之中傳にて候ニ付其儘ニ
記置候也此外種々之説有之候へ共不愜候故不及記也

一南條元宅家來福田九郎太夫か云字土之城ハ坂田筋堀入ノ沼田を監固ニ構ヘ堀を掘門を五ヶ所ニ構候と云_ト

一此城之形を考るに惣してハ三宮山と續たる山にて有りしを夫にてハ地形廣過申候ニ付其間壹町餘斗も掘切城に構たる_ト
見ヘたり依之切立之域と云歟是を古法に陰山を陽に改前城を築と云ハ如此之事也城を築ニ山城平山城平城とて三段在之
地形高クしても平山城在之地形低候ても山城在之事也字土之城ハ地形低候ても山城と可申東南西北之方角ひつミ候て角
ニ當れり西東へ長し本城ハ地形少高天守之跡ハ見ヘ不申候とも本丸之眞中よりハ東南之間ニ少寄たると申候高サ三階之
由後障本之小天守と惣成候由斷異有之也惣して天守を建る所ハ惣見を宗とする事也本丸之虎口貳ヶ所大手へ出ル口ハ北
東之間ニ明たり岡掃手之口へ出ル口東南之間ニ明たり又三之曲輪より外へ出る虎口貳ヶ所北に當りて虎口有之是大手也
黒門口と云又南ニ當りて虎口有之掃手也馬場と云所へ出る口成故に馬場口と云由也城之後ニ大沼を専一之要害とし後監
固ニ取たる城也古法ニ沼を要害ニ取たる城ニハ堀外之習在之事も北向ニ大手を取候へハ火性之城と見ヘたり三之郭之地
城ヤ東に當り慶長年中ニ新在家出來申候也是ハ城を割たる已後城神山村と云此村ハ三之郭之外也畑中ニ三之郭と外郭と
の境目之驗ニ石垣之根石相残り居申候無之古城之内故屋敷構御領禁也境目より外ニハ屋敷構不苦候ニ付右之新村も
有之由也此境目之内外ニ昔ハ諸士之屋敷為在之由惣して城内城外共ニ今ハ田畑と成古之町之名成ハ人之姓名を則田畑之
字ニ唱申候由也右福田が覺書ニハ虎口數五ヶ所と有之候に繪圖ヲ考候へハ本丸ニ貳ヶ所三之郭ニ貳ヶ所ガ四ヶ所より外
無之候蓋ヶ所ハ繪圖ニ見不申候六之内ニ西之口之角ハ加悦飛彈持口と有之候へハ此邊ニ虎口壹ヶ所為在之事故門之跡ハ
しき所ハ城之地形ニ成不相見候城之形ハ見ヘ不申候へ共畑中之遺筋ハ古之遺筋らしく相見ヘ門之石居之石なと在之也

⑧ 塩田、イマ字土市古
城町、塩田

⑨ 西原、イマ字土市
馬町字西岡・三城跡
ノウチ、宇土城跡

⑩ 湖川行孝、宮松・帶
刀・丹後守、從五位
下、推恩字十三万石

⑪ 石瀨村、イマ字土
市字土石瀨

⑫ 粟崎山、宇土市粟崎
町

⑬ 石橋村、宇土市石橋
町

⑭ 本町・新町(モト宇
土郡段原村ノウチ)
土ノ字土市大字

① 伯耆左兵衛尉(領老)
守宇左兵衛佐、伯耆
守、長共、從五位、郎
太部、長共、從五位、郎
應長十三年、年四
十八

② 加藤主計頭清正、小
字又若、處之助、肥
後五位上、從後、肥
後守、長共、從五位、郎
長十六年、年五十
一、法名日樂、年五十
一

③ 佐々除奥守(成政)、
肥後國主(從四位下)、
侍從、天正十六年國
除白辰、年五十六、法
名道圓

一 城外之噂へ塩田邊へ侍屋敷之由舟入之支へ三十一に有之從城西ニ當り對之山有之三宮山と云是へ所之氏神三宮社有之每
歲九月十九日之祭禮ニ相動る瀧渡馬の馬場前ニ有之此社古へ大社ニ而社領も附居申祭禮等美と數為之在之由委細縁起ニ在
之ニ付略之中比小西領地と成候節へ彼仁那宗たるに依て漸と神祇を隠し置たる社故年中之行事万支斷絶申由也三宮社并
社家人之屋敷其節ハ諸士之屋敷數にて為之在之由三宮山の山つゞきに西番と云山有之古へ不知今へ不我曉也此山の上下に
馬場村有之此村ハ石之瀬町之枝郷慶安年中に分ると也是へ行孝公御引越ニ付小身之輩石ノ瀬ニ被指置候ニ付如此と見へ
たる由城之後南ニ當りて巾三四町程之大沼有之今へ淺田となれり此沼を隔而粟崎山有之城よりハ少かさ也此等之沙汰ハ
廿七ニも有之三宮社之前ニハ屋敷無之已前より如にて候由石橋村邊ニ大分家中之屋敷為之在之由本町新町兩町と城との間
貳町餘有之候乍兩筋古へ町屋又者小身之輩之屋敷為有之由依之城迄へ家續也其外町筋之事又石之瀬筋之議ハ廿二迫合場
噂之所ニ記之從城亥子丑之方ニハ山無之村と或ハ田畑斗にして日懸り無之城外四方荒と如此也

太閤秀吉公九州へ御進發之事

付宇土之城主之事

佐々除奥守切腹之事

一 薩摩之國主嶋津修理太夫義久者對秀吉公ニ逆心ニ付為御退治秀吉公ハ天正十五年二月朔日京都御出馬にて九筋へ御
下向と云々

一 嶋津之旗下伯耆左兵衛尉と云者其節宇土ニ籠城せし處に秀吉公御進發ニ付同年四月十日被を明選申候ニ付從秀吉公為在
番加藤主計頭清正を被指置此時其年ニて身上三千石之由也

一 嶋津降參ニ付薩摩大隅日向之領地へ被下我れ分へ被召放候て夫々ニ御仕置被仰付御聞陳之由也

一 同年四月日佐々除奥守(肥後國)に在城依之宇土之城清正より陸奥守へ渡相渡候併陸奥守仕置悪敷いまた壹ヶ
月も不立ニ一控越起中此旨秀吉公達上聞其御機嫌不宜候所ニ上意も無之ニ為御斷押而罷登り申播州尼ヶ崎ニ若船之旨先
達前達上聞候所ニ上意ニハ仕置悪敷上押而上洛之段不届ニ被思召候由ニ面問年五月十四日為檢使清正を尼ヶ崎へ被指置
肥後國被召上候而陸奥守ニ切腹被仰付候也

加藤主計頭清正小西孫津守行長肥後國押領之事

一 秀吉公一度朝鮮國へ御出陣被成度御心願有之候由其節ハ加藤主計頭清正(從五位上)小西を御先手に可被仰付との思召ニ付同年壬五月
十五日清正行長兩人へ佐々除奥守被下城主ニ被仰付候也

肥後國佐々領地之明高五十四万石

内

廿五万石 熊本之城主加藤主計頭秀忠後守

廿四万石 宇土之城主小西孫津守

五万石 御藏入右兩人ハ御預也

内（共方五千石ハ 主計頭分 御預分）

合五拾四万石也

朝鮮在陳之事

一文祿元年（西）年秀吉公朝鮮國へ御人數被相渡 加藤小西兩御先手にて諸將被指派兩道より資入しに 兩將權を諍ひ夫より不和
ニ罷成候也秀吉公ハ肥前關名護屋ニ御在城也

一右より七ヶ年目慶長三（西）戌年八月十八日秀吉公於城務伏見城ニ御他界依之朝鮮在陳也各開陳也 今年秀頼公ハ御六歳御十
五歳迄ハ五大老衆御後見之由其内ニ此出入發リ申候也

石田治部少輔三成發權威支

一秀吉公御代五大老奉行とて有之し也五大老衆と云ハ内大臣源家康公加藤大納言菅原利家藤毛利中納言大江輝元柳上秋
中納言藤原景勝浮田中納言豊臣秀家藤是也又五奉行衆と云ハ淺野彈正少弼長政増田右衛門尉長盛石田治部少輔三成（長）
東大藏太輔正家徳善院玄以法印是ハ御当之御老中之義也右之内石田ハ身上拾万石（總）大垣之城主也秀吉公へ出頭にて器量
世に越たるに依て蘇權威秀頼公を後續にして家康公を奉亡己天下を望志深ニ付諸大名を味方ニせんとの念甚しけると也

石田与小西号一味之事

付小西領内留守居之事

宇土籠城持口之支

一小西ハ元より石田と一味成りし故慶長三（西）戌年從朝鮮開陳已後行長者終ニ宇土へ不置下直ニ大坂へ遷越 秀頼公御幼君故
為勤仕とて相詰罷在候由也 今年秀頼公御拾二歳敷同五（西）十年関ヶ原合戰迄三ヶ年在大坂仕宇土ニハ留守居斗残し置申候
朝鮮出陣辰之年より子之年籠城迄九ヶ年の間宇土ニ不罷在候ハ著万支家中速習之事耳多ク可在之事也宇土を大事とおも
者ハ暇之義願候而罷成問敷事ニても無之趣ニ一向此沙汰無之事也

① 小西孫津守行長 九郎、ド、ア、ジ、ス、
内ニヨ、從五位下、
主、肥後守土城、
長、五年、敗、四万石、
死、

① 石田治部少輔三成、
小字、佐吉、宗成、
五、下、奉行、近江、
佐、和、山、主、八、
死、千、石、慶、長、五、
年、敗、

① 小西軍人、身七郎、主殿助、長元、行

城、飛騨正城代、行

② 小西飛騨如安、姓内藤、忠俊、德庵、寛永三年ノ頃マニラニ於ケテ卒

③ 竹内吉兵衛、著書ニ「竹内吉兵衛」アリ、ナチ加藤清正ニ仕ツ

④ 小西美作、木戸作右衛門、行重、美作守、東門、ヤコボ、寛長七年卒

⑤ 矢部之威、上益城郡矢部庄、大畑村、美作守、寺城、御村、尾城、イマ上益城郡矢部町

一 小西領内留守唐字土之城代ニ者小西軍人、其比四十歳斗之由小西飛騨如安其時分ハ老人にて隠居之態にて罷在候文字茂有之朝鮮征伐の時ニ大明之北京ニ至リ和議を取扱ひ首尾よく時を明ケ世に知シたるもの也太閤譜ニハ内藤飛騨如安と有

之其後行長より小西之名字を被免たり依之朝鮮征伐記ニハ小西飛騨藤原如安と出申候亦大明神宗皇帝勅諭之中ニハ豊臣

行長遣使使藤原之如安と見へたり籠城之嗣四方にて之沙汰ニハ宇土ニハ飛騨が居候間御城ハ落間敷と申候由其外南條

元宅番頭竹ノ内吉兵衛、鉄炮頭兼奉行役日比左近奉行役植木首濶之介等也此外ハ不相知候也

一 城内持口相知候分

塩田口相守望ニハ竹ノ内吉兵衛口比左近植木首濶之助、塩田口ニハ大寺門之守成也

西之口之角ハ加悦飛騨持口也是ハ馬場口之事歟

黒門馬場兩口之外ニ西之方ニ一ヶ所虎口在之様ニ相聞ヘ申候追而可考也四十一ニ加悦得口之沙汰之可及也

留守故小勢殊更足輕少何方茂守薄ク及難識ニ申候由也行長領地廿四万石外ニ御預り貳万五千石、廿六万五千石之身上

殊ニ地職之事ニ候ヘハ其身に城於有之者人数、堅ク巷万二三千余ハ可有之事、歟朝鮮之長陣ニて開陳在之間無之又今度關東

ヘ之出陣ニて候ヘハ宇土之人數少キ筈ニ候其上兵糧兵糧米ニ至迄、難可為不足事一向留守をハ打捨たる義と見へたり一度

立身を望備ニ石田ニ組シ一用一捨之格成ベシ

一 八代之城代ニハ小西美作是者太閤譜に有之木戸作右衛門事也有説ニ此時八代之城主ニハ小西若狹罷在候由也此若狹ハ行

長之養父にて候處ニ籠城已前に死去為在之由ニ候ヘハ是ハ異説也宇土より八代まで行程七里也

又於所ニ申傳ニ三家老有之由、丹後平馬美作是也美作ハ右在之通名字小西ニて八代之城代也残り兩人ハ關東之供にて為在之歟、留

守之人數之内ニハ沙汰無之候身上ハ五千石三千石二千石如此程之身上之由五千石より上之身上之者ハ無之かりしと也

行長之身上ニて何茂小身なり不審

一 益城郡矢部之城代ニハ結城彌平次罷在候矢部之内上月と云ハ府也、是迄從字土行程六里なり

一 清正配後ヘ下向之事

一 慶長五年夏之比迄者清正も在大坂たりといへとも、石田逆心之義、粗風聞有之殊ニ石田と小西と入魂之儀是又無其隠候

ニ付清正ヘ家康公上意ニハ此節九州筋之儀、無御心元被思召候間、其方ヘ肥後ヘ歸國有之見合せ給り候様ニとの御事ニ付被

任其意ニ清正ハ早ニ肥後ヘ下向候て見合被居候由也

矢部之威、上益城郡矢部庄、大畑村、美作守、寺城、御村、尾城、イマ上益城郡矢部町

矢部之威、上益城郡矢部庄、大畑村、美作守、寺城、御村、尾城、イマ上益城郡矢部町

矢部之威、上益城郡矢部庄、大畑村、美作守、寺城、御村、尾城、イマ上益城郡矢部町

矢部之威、上益城郡矢部庄、大畑村、美作守、寺城、御村、尾城、イマ上益城郡矢部町

矢部之威、上益城郡矢部庄、大畑村、美作守、寺城、御村、尾城、イマ上益城郡矢部町

矢部之威、上益城郡矢部庄、大畑村、美作守、寺城、御村、尾城、イマ上益城郡矢部町

矢部之威、上益城郡矢部庄、大畑村、美作守、寺城、御村、尾城、イマ上益城郡矢部町

矢部之威、上益城郡矢部庄、大畑村、美作守、寺城、御村、尾城、イマ上益城郡矢部町

矢部之威、上益城郡矢部庄、大畑村、美作守、寺城、御村、尾城、イマ上益城郡矢部町

家康公清正へ御書被成下候支

一 同年八月十二日の御日付にて従家康公清正へ御書熊本へ到着其趣者於上方ニ石田飯速瀧頼頼候て近日一戦可在之候然者肥後筑後兩國者貴殿江進置候間成次第ニ仕置可被中付候由被仰下候ニ付奉畏候むね被及御請候右之御書熊本へ到着之翌朝清正諸士を召集メ被中間候趣者右之通従家康公被仰下候清正ハ殿前より家康公之味方にて候今度彌御惡意ニ被仰下候義ニ候間熊本ニ石田方之敵を引請途一戦必死ハ此時と相極候間何及此旨相心得軍忠を可助由被申渡候家中之丞承之此節是非共忠節を可盡と勇ミ申候由也石家康公御書ニ付御謀在之忠興公御事家康公御供被成關東へ御出陣夫より尾路清須へ御越被成御逗留之内ニ従家康公但馬一國被遣候と之御書も八月十二日之御日付石清正へ肥後筑後被進候と在之も八月十二日付之御書也諸方之御味方へ其節御謀候之圖共を可被遣由被仰遣候事と見へたり古より在之手段也

大友宰相義統石田ニ組して豊後へ趣事

付同國杵築之城へ手遣之支

- ① 大友宰相義統、長壽丸、五郎、吉義、豊後守、号宗殿、慶長十年卒、法名中老
- ② 吉弘加兵衛統就、長行、長五年歿
- ③ 石垣原、イマ六分系別府藩
- ④ 松井佐渡守、吉明、新助、式部大輔、康之、從五位下、佐渡守、細川忠興、二萬六千石、慶長十七年卒
- ⑤ 有吉四郎右衛門、將監、武藏守、細川忠興、慶長十二年卒
- ⑥ 木付之城(杵築城)り、大分県杵築市ニあり、勝山城トモ稱ス

一 秀吉公御他界已後石田へ上方に有りて家康公に奉敵對天下を覆さんとて諸國にて味方を催し其内味方ニ成間敵大名をハとにかくニ事を寄せ是を亡さん謀をなし既に日本國中東西南北ニ至り凡十八ヶ所にて一戦有之たり是皆石田と家康公との出入也又爰に豊後前之國主大友宰相義統ハ故有りて其比中國邊に平よ之脈にて有しか是も石田に組して此時豊州を切取り再び本國へ歸參すへきとの事にて謀有之所ニ家老吉弘加兵衛統就此趣を聞いまた時不測候間今度ハ存立之議被相止候様ニと雖レ例レ之議に不レ從して同年九月九日從中國邊後へ至り旧臣を招き或ハ土民を集て夫より同國石垣原ニ陣取先東方羽樂越守忠興公家臣松井佐渡守有吉四郎右衛門罷在候木付之城を可賣取との支也依之同十一日之夜義統より柴田小六と云者を頭として土民等を召連木付之城下へ亂入して百姓共之人質を城下ニ指置たるを取返し申候併其翌十二日之朝小六ハ不慮に討レ中候土民共小六死骸を取り石垣原之本陣へ歸歸申候也

一 細川之御家傳ニ云木付之城内ニ返忠之者有之是を便りて敵城下近ク迄押來り責たりしに城内よりも防之し也返忠之者ハあらわれたるニ付是を搦捕討捨たり依之敵手段を失ひて早ク引取たり又人質之分ハ城下ニハ不指置本丸ニ小やを懸ケ指置候と云

一 御家傳ニ云忠興公御名字秀吉公御代ニハ羽樂元和元年大坂落城已後於駿河ニ家康公為上意細川之御名字ニ御改被成候此時信國之御願指御押領也木付之節ハ大坂落城より十六ヶ年以前之事にて此時ハ御名字羽樂也

一 又云松井義秀吉公御代豊臣氏を被下被任從五位下文祿貳、元年十一月十一日ニ於城脇御知行高百七十三石貳斗九升押領也

有吉四郎右衛門奉木付之翌年慶長六年七月七日ニ豐前中津於御城ニ武藏と御付被下候由也

并築之城羽樂越中守忠興公御拝領之由來之支

付問在番之事

忠興公此節御人數御手配之支

一木付之被細川家之御領地と成子細者天正八^八年之秋從給田信長公長岡兵部太輔藤孝（時略）丹後一羽高拾貳万石余御拜領同國田辺ニハ藤孝公宮津ニハ忠興公御在城也其已後慶長三^三年八月十八日秀吉公御他界已後其年中ニ城於於伏見ニ石田与家康公と御出入之儀出來諸大名方もより〳〵兩方ハ助力有之既ニ敵味方之色懸然たる所に忠興公ハ家康公ハ御心を彼為寄其外被仰合御取持ニ而先拔に罷成無支ニ治り申候此時忠興公御忠節外より之察一筋之義ニて無之深キ思召入之義杯有之家康公不淺御満足に被思召右出入より三ヶ年已後慶長五^五年之春從家康公忠興公ハ為御加恩於豐後之國ニ貳郡高六万石御拝領依之御領地為御請取之御家老松井佐渡守康之有吉四郎右衛門與道を始として頭分之者尔ハ魚住市正杖田七右衛門河喜多藤平魚住右衛門兵衛岡本源三郎桑原才藏速水孫兵衛可兒清左衛門上林源介其外諸勢被相添二月廿一日丹後段尾速見郡之内木付之被ハ被指遣候三月三日ニ木付ハ下着候て城を受取申候是ハ御領地御仕置等相濟候已後有吉ハ御城代外在番之輩斗相残し松井ハ丹後ハ歸宅可申旨被仰渡跡より忠興公も押付御入部被遊候御逗留之内ニ上枚景勝遊心ニて關東ハ家康公御出陣忠興公ニも御供之旨被仰出候由丹後御留守居衆より申來候ニ付忠興公早速御出船被遊候也松井等も押付可罷登覺悟之所ニ此節迄ハいまた御手舟も數多無之外ニ舟水主も無之難求内ニ敵可寄來取沙汰ニ付俄ニ籠城中候由丹後兩所之高ハ拾八万石余也又兩國之行程海陸百五十九里六町と云ト云

一又此節忠興公之御領地拾八万石餘ニてハ有之候得共木付領六万石ハ右之通いまた御仕置被成兼たる時節ニ付是ハ外ニして先丹後拾貳万石斗也此御人數大法にして五千斗也其内忠興公關東ハ之御出陣に被召連候御人數遠國ハ之議ニ候ハハ半役ニして貳千餘斗關東之御人數ハ武藏國ハ之議ニ候ハハ半役ニして貳千餘斗此節ハ上枚景勝御逗留之義ニて奥州迄御供但是ハ御和談ニ罷成別余無之夫より澁州岐阜之城責關ヶ原御合戦ニて何茂心勞仕候由現候御人數貳千餘是又田邊料築大坂三ヶ所ニ分ル先丹後之御留守ニ幽斎公田邊ニ御罷城數日之迫合在之後被ニ罷成御城を被為開せ候木付ニて城下ハ敵亂入石垣原之一戰有之候此節ハ木付御拜領ニ付還而御人數殊之外滅し申候世俗ニ物有りても其時の間ニ不合事を筑紫之味方と申候候ニ此時之事なるべき也

一此節丹後國ニハ宮津田邊久美之城松井居城嶺山城代不知候御城四ヶ所ニ有之宮津元城忠興公御在城也田邊幽齋公御隠居所也此時三ヶ所をハ被掃捨田邊一城ニ被成候也

② 竹中伊豆守、陸奥

豊後高田二万石

③ 早川主馬、若八郎

長城・長政、豊後ノ

内一万石

④ 毛利民部大輔、高

寛永五年卒

① 庄林平人、モト主膳

ノ手白体ト号ス、加

藤清正臣ト号ス、千三百八

十二石三十八貫、寛

永八年卒

小國、阿蘇郡小國郡

ゆのみ人、山由院高

布衣、大分縣大分郡高

一此時九州筋ニ味方としてハ豊前中津に惣水肥後熊本ニ清正斗也一戦以前ニ木付ハ惣水ハ見越にて大筒三丁被遣候清正より

ハ使者にて兵糧米米貳百石玉粟五千石分三萬石之數ノ第十五ノ目也合力此上何ニても入用次第可被指越由也竹中伊豆守早川主

馬毛利民部大輔此三人ハ近邊ニ在城石田方にて丹後之責衆之内ニ候へとも木付ハハ心入にて内通為在之由竹中頼として不

罷發引込罷在候よし也

木付之城江清正後詰之事

一從清正木付ハ加勢者被指遣候得とも様子無心元由にて右加勢之跡より押付清正自身木付ハ之為後詰之出陣可有之由にて

手配在之一番備此は加勢將士之武者若庄林平人三番備此は竹中將士也門此取守に被殘置置候所也一番備此取守之數也二番備此取守之數也三番備此取守之數也人數貳千貳

本組之人數貳千ノ四千人之數を引率し九月十二日之比清正熊本を出軍有りて木付ハ趣給ふ既に先手ハ豊後之内ゆのみん

ハ着陣旗本ハ肥後阿蘇郡之内小國ニ着陣之所に彼表味方勝利之旨告來る由也

一熊本より木付迄之通之法熊本より阿蘇之宮地迄拾壹里宮地より小國迄八里小國よりゆのみん迄九里ゆのみんより木付迄

拾貳里行程ハ四十里也

清正字土之城可被資發起之事

付從小國密に熊本ハ使者被指遣事

一於小國ニ右注港之趣を清正聞給ひ此上者豊後ハ出張候ても無專論也自是開陣すべし乍去字土之城主小西藩津守者石田与

一味して其身ハ上方ニ罷有今程留守也先年於朝鮮陳ニ權を許ひし無念亦今有之上對家康公ニ當敵之義殊ニ當夏於上方

ニ家康公被仰聞置候御内意之義も有之其後八月十二日ニ又被仰下候趣此取守之數也茂有之義ニ候ハハ同國ニ乍有之非レ可レ

指置唯今迄小西を不責亡義心外之至也數年心懸ケ時節を見合せ候所に今度幸之儀出來る也取於字土ニ敵之心を察るに

清正ハ豊後ハ趣今可寄とハ思ひ寄中間數候取者不意に勝利有之者也殊ニ留守にて人敵小勢と云ヒ木大將なけれ

ハ何茂一味致し難からんと之積にて從小國熊本此取守之數也密に軍使を指遣被申手段之趣者留守に被殘置置候豊香備此取守之數也

百兩參香備此取守之數也此兩備を以て川尻之本道筋を押行字土大手石之瀬口ハ可相助候其間に清正ハ山を廻り先手敵城ハ取

詰候時節を積款本を以て搦手ハ可取詰由内意為被申遣由也右之外灘上より舟手之備在之三十一記之

右十五より廿二迄ハ先手之人數を以て大手ハ取寄候義を書記申候又廿三より廿七迄ハ旗本之人數を以て搦手ハ取詰候

義を書記申候廿八自是ハ先手旗本一所ニ集中候斷段トニ在之候此趣入組候て難見分候半と被察候間能考可在之事也為

其斷段申候なり

① 吉本町(モト八代郡
道前郡吉本村)イ
マ電北村大字高塚

① 五丁目之橋、近世土
橋ノノ限遺構イ
宇土市本町五丁目
本町六丁目間ニアリ
② 足尾町、近世石橋本
丁及ヒ宇原下ライウ

和田が甲之真向に中り前の方へ倒けるを和田が家來に和田宇右衛門と云者走寄りて勝兵衛を肩に引懸立退けるに付前野芦野石田三人之者共も木戸を破る事ならずして手負を隔ミ引退けると也

右町を燒立候ニ付放火と云手自焼と云と二ツ有之或ハ夜軍之時火見せ場風之順逆杯と云而古法有之事也放火ニハ種々心得在之先相圖之為敵を慍亂之為氣を奪謀其損徳時節を考へなす事なるニ是ハ故も無之殊みかたの為ニ以之外悪敷不作法之義共也武之故實をしらすしてハあやまり可在之候也

一又右之こたく町屋之せり合をハ古より小路軍と云元亨之時於京都小寺衣笠等が手立又慶長年中ニ信務上田表にて真田か手行又同年肥後八代郡吉本町にて八代勢之手段是等を以て可知事也

寄手町屋を破る事

一跡に扣たる寄手の同勢相敵て進退も難成其夜ハ木戸之外に備を立堅め鉄炮迫合にて夜を明し翌廿日之早天に押懸り町を破りしかば城兵不相叶敗北せしにより城の彌際迄押寄せ手よに竹束を付たりけると也

加藤百助働之事

一寄手一番備之頭加藤百介ハ味方本町筋を破る時節裏通呉服町筋^{新町}を燒立敵を迫立しかは後ニ聽され可為難義とおもひ本町筋の敵彌早ク引取しと也夫より寄手大手黒門口へ押寄せ竹束を付寄其後石之瀬之古城之跡ニ各陣取^{自置}八丁^其と實口を相守し也

右戰場斷之事

一字土町右迫合場之斷城の方を上として町貳筋有之未申の方より其寅の方へ丁筋有之壹筋ハ本町と云是通筋也本町筋長サ七町有之札之辻より五丁ハ本町之内也至五丁目ニ而土橋有之^其是五町目之橋と云橋を越候て下之方貳丁ハ石之瀬と云其内上之方之壹町ハ昔より町屋為在之由出口之方之壹町ハ古ハ畑にて町屋ハ無之由然ル處に正保三四年行孝公從八代御打入之節より此所に足尾町出來今以如斯也但石之瀬町壹町ハ古より亦今至迄新町之内也斷此次ニ有之也

壹筋ハ裏町を古ハ呉服町筋と云今ハ新町筋と申候此町筋四町有之候數惡敷ニ付古より石之瀬町を聲町加而新町五町と定ると也古ハ新町之裏に町並貳筋有之細工町なと云も此邊也何茂長サは四町宛之山下之方に古ハ墓所為在之故町筋難延して四町有之と也今ハ田畑と成古之町之名を字に唱候由也

又石之瀬之出口ニも土橋有之城之村と云村之前ニ在之ニ付則城之村之橋と云長サ五間斗惣して本町通筋ニハ堀入之川筋貳ヶ所有之ニ付土橋も二ヶ所に有之事也右土橋二ヶ所ニ其節ハ從城木戸を構て要害にせしとみへたる也

へ首を取せたり（後援者不内成武士ハ將領として時者有之）援助左衛門ハ残而壹人の敵を追散し井村を沼田より引揚ケたすけたり

其時勘左衛門が父作右衛門其邊に扣て有けるが件之働を見て傍輩共へ向ひ申様ハ唯今井村を助ケ候ハ我等之世侍勘左衛

門にて候各已後の證據に見届給り候へと言葉をつがひ申候山右衛門ニ付從清正井村へ感状を給ふと也佐分利父子共ニ其節

へいまた無足にて罷在候處從字士開陳已後父子共ニ知行七百石宛ニ感状を相添給りたる由此兩人其已後豊前小倉へ參三

齋公へ御奉申上候山也

無足と云ニ二説在之切米取之奉公人を無足と云家中も在之四國松平土佐守殿家中なと如斯又熊本御家中有馬之時御家中

之子共御目見ハ仕いました不被召出何をも不取侍を無足之中小性として一組御仕立被成候本文ニ無足と在之ハ家中之子共之

事歟

一右之時節元宅城内より門を開キ突面出寄手を追放す此時喜藏脇より元宅を目ニ懸ケ進々出勝負をしたる共申候右者旗本

之勢を以て搦手へ取寄たる時之働之趣也

一字土町にて老人又三宮之社家之申傳ニハ搦手南之虎口より敵出馬場村へ出る田の中の籠手にて之勝負と申傳候也

一又云佐分利勘左衛門か云喜藏元宅勝負之様子初め籠を合せ其後組合候が如何下心も有之つるか勝負を不付相引にした

る事也此場合何共難斗と云々此時元宅か若黨壹人討死喜藏か馬取壹人討死したるとの事也右ハ細川家牧頭太夫と云者勘

左衛門へ相尋候趣者如斯之由也

一又云先手ハ大手黒門口へ可向義順よく是作法也旗本組ハ搦手馬場村口へ人數被指尙義是又もより能本義也三宅傳記に牢

人之節庄林か飯田か兩人之内を頼岩中候と有之候三宅義清正之氣ニ違ひ牢之氣ニ罷成候ハ共歸參を心に懸たる義なれ

ハ侍之作法にて留守ニハ居中間敷先清正豊後へ之出陣早ク宇土城賞ハ其以後之事ニ候ハ著定而豊後へ之供之内にて候

半豊後への供之分ハ旗本組にて宇土陳之時ニハ何處搦手へ向ひ候と見へたり又留守ニ相殘候分者宇土之時ハ先手ニ成大

手へ向ひ候趣也庄林ハ一番節之頭加藤百助組之武者奉行にて豊後之時ハ留守ニ罷在宇土陳之時ハ先手と成り大手ニ向ひ

候義右ニ書記候通にて候飯田ハ豊後への供之内共不相知候へとも旗本組と相見ハ廿九ニ搦手口へ向ふと有之又井村佐分

利籠手働之所ニ飯田も搦手へ向ひたる人數之内也右之趣取合せ考申せば三宅ハ飯田を頼豊後へ罷越於宇土ニハ搦手にて

首尾を合せ候事にて候半と被存候也

一又云右ニ記候通庄林（庄林或時行時ハ大手ニ向ひ候と相見ハ中候處ニ庄林か奥力之井村彦右衛門佐分利作右衛門岡勘左衛

門ハ搦手へ相向ひ申候事不審又武者奉行ニ奥力を預ケ中義少とにてハ有之間敷事也是ハ大家にてハ可在之事也併ケ様之

事ハ家風ニ可寄事也此旨心得可置事也又木書ニ旗本之若侍之内と有之候是を以考申せハ庄林ハ加藤百助組とハ在之候ハ共旗本之武者奉行ニテハ無之殿庄林旗本之武者奉行役之時ハ何方へも可相向ニ障ハ在之間敷事也庄林大手請取ニテ候處ニ其組之者若榎手へ相向ひ候事ハ作法ニ無之爰也我か請取の場をハ指證外之請取之丁場ニテ迫合有之手ニ逢度連も不相觸作法也若心儘ニ相越事ハ軍法を背馳是を亂と申者也但榎手ニ迫合有之ニ付大將之下知ニ依而大手より加勢ニ來たるか庄林武者奉行たるに依而組之與力召連隨越手ニ造たる事か是ハ又各別之爰也庄林か役職ニハ子細可有之事と可知其場之様子ニ依り物極ニ變化なくて不叶事也雖者小荷駄奉行備ハ足弱を守る斗ニテ合戦ハせざるものなるに古遠効味方ヶ原合戦之時武田信玄小荷駄奉行之備を以彼得勝利たり是皆變化也依之委細ニ記之者也

一又云栗崎村之庄屋河内と申者之傳云元宅と喜藏と續を合せ候て後引取中筋河内と名乗て城へ籠り申候由是者最前に城へ入外申候ニ付寄手之陣に紛レ居右之節に城へ入たと見へたり

一又云廻江村久兵衛覺書ニ云南條榎手之門を懸出候時三宅等組合たると云々

一三宅喜藏傳記ニ云喜藏義豊後木付へ加勢に不參義ニ付清正之氣ニ進ひ平人仕候義委細之義前に有之字土城寅之節ハ庄林軍人かて後傳之時ハ榎手ニ相向ひ候事ハ飯田角兵衛か之節ハ榎手ニ相向ひ候事ハ見へたり
一飯田角兵衛ノ内を相觸隨越候由右喜藏義元宅と出合橋之段清正被開闢於陣中ニ早速揚氣を免し呼出し彼申候諸人ニ勝れたる志を賞し感狀を給る其詞ニ云敵味方互ニ勝負ハ非れとも諸人にすぐれて達人進出たる志神妙也と有之其上に加恩有之し也此加恩之義ニ付三説有之先知百五十石ニ加増三千石共申候又先知三百石ニ加増三千石共申候又先知五百石ニ加増千石共申候三宅義前十三ニ如有之鐵炮百挺預ケられ三宅五人を頭として從清正木付へ被指越候義ニ候へ者百五十石なとの小身成鉢ニテ者有之間敷様ニ被存候小身ニても千石之内外ニても可在之もの歎本文之説ハ若キ時より立身之次第を記たるもの歎本説不憚候ニ付不分明候也三宅指物ハ四之三本しない也即時ニ着給ひたる羽織を給り開陣已後加増為在之候由也清正之名跡加藤肥後守忠藏之侍帳にハ一番備之内三宅角左衛門三千六百七拾四石六斗五升鐵炮百貳拾挺之頭と相見へ申候由也

一飯田角兵衛にも感狀を給り候其詞ニ云其方事廻を合せ三宅を助ケ敵を威中へ迫退ケ手柄無比頼働との事也

一續濟清正記ニ云元宅事を南條伯耆と記候ハ誤り也伯耆者元宅兄之名也元宅割髮以前ハ左衛門尉元次と申候身上三千石籠城之節ハ法林にて有なしの事不分明候元宅子南條大膳元信三千石熊本に罷在候也

此廿八之ヶ條ハ三宅喜藏と南條元宅と勝負之義説と有之ニ付書記之置候先後を考可在之事なり

寄手持口之事

① 森本儀太夫加藤清
石三年 五千百二十六

② 攝津國 イノ宇士市
古郡町 塩田ノ地
時傳入

一大手塩田黒門口者寄手一番備之頭加藤百助持口也武者幸行庄林軍人相添也

一搦手馬場村口天守より南西之間者寄手飯田角兵衛持口也

一右之外持口之義ハ不相知也

清正急ニ城を貴可給予細之事

付寄手城を乘不定事

森本儀太夫支

一寄手夜の境も無之情を出し仕寄を付候に依て後ハ外部の漏を悉埋め拵際へ竹束を離なく付寄たり伏之諸者頭共打寄令内談殊森本儀太夫議別而進出清正ハ謙言せしハ右之通に候へハ城へ能乘極にて候間惣乘可被仰付候由申渡候處に清正被申候ハ何茂之申分ノ尤至極せり乍去今度ハ某存の旨有之間暫相待可申候子細者人数を不損して此城を只取ニすべし各心易可存との義にて免し可給候ニ付不及是非任下知罷在候陣中にて之取沙汰にいつも早晩軍勢に先達而隙城を乘給ふ事にて候處に今度者扣給ふ豈不審成との事也後思ひ合れハ關東にて家康公御勝利疑無事を兼而能考給ひ心底ニ深ク納メ候給ふニ付如斯し後道之積少も不違城を只取ニ被致候誠ニ良得哉と諸人感心せしと也

古法ニ城を賣るに種々之心得在之先右之義ニ付二ツ之趣在之人数の可損ニも構無之儀賣ニする時も在之又心靜ニ賣る節も在之緩急之二ツを可心得事也清正之心底此二ツをふまへ給ふ事也

一右之通ニ城乗之事制し給ふといへとも乘能げにみゆる所有之餘金輪敷思ひ外之者ニも不云合有時鐵砲頭名宇助右衛門と申者西之口より不斗辨之手へ乗候て矢倉を一ツ引崩し乘込んとせし處に内ニ堀有之おもひの外堅固之所にて候ニ付不乘定して引取けるとなり城内ニハ内堀穴道或ハ内もがり樹木など立候様極々有之兵書ニ具成故略之也

一有時森本儀太夫竹束表へ出下知せし處ニ鐵砲に中り危かりし所に庄林軍人助來り引取しと也この時森本廣言之事共為在之由此様子不具候森本ハ右之通最前ニ手負たるニ付此陣中ニハ何之働も不罷成よしなり

船手之寄手失勝利事

付堀入斷之事

一清正之舟奉行罷原助兵衛會士有説ニハ堀川才兵衛と云々塩田表之額瀧額瀧に舟を乗込ム所を城内より是を見て大筒を放懸ケ堀原が乗たる舟ハ不及云々其外十餘艘之舟共或ハ打沈め又打破り故々に堀成候由堀原も討死す此時舟奉行井口伊賀と申候者も堀越候由ニ候へとも備等之義不相知候也

(2) 大木土佐、加藤清正
四、三千石

(3) 新開、イマ宇土市新
開町

(4) 下り松(モト宇土郡
高良村下り松、イ
マ不知火町大字高良

一右之橋原ハ此節於大坂ニ清正之御内室為人質城内之屋敷ニ御入候處ニ大木土佐⁽²⁾申合せ盜出し舟ニ乗せ大坂出船八月廿六日ニ豊前之國中津へ下着此所之城主ハ黒田如水味方にて候ニ付照木へ送給ふ同廿八日ニ熊本へ下着と云々右兩人之謀深キ手段有之事長キ故略之口つから傳之へし

一小西代海路通路之義西之海川口より内ニ新開村と云所より⁽³⁾堀入有之城下右之懸崖河ニ移り夫より惣堀へ續たると中傳候今ハ田と成たり川筋未考城之後大沼へも堀之指引為在之由大手より勝手往來之所にも橋無之候てハ難叶候是も不分明候

古沼を埋し手行ニ遊沙の謀と云ル事有之堅固成として油斷すへからず必破たる事多キ事也堅固之不堅固之堅固と云ル事可心得也

一清正之代に此沼より下り松と云所へ⁽⁴⁾堀入を掘造し其自由よりかりしと也乍去はへの風強ク砂を吹込埋中淺瀬に罷成舟之往來指つかへ中度と砂をさらへ中候處に城も割レ申候以後へおのつから堀入埋り申入江筋今ハ田地ニ罷成候由也

一右海上より舟手佛之夏何比彼表へ船手之輩着船候哉日限不相知レ候懸して從兩方取詰るにハ互ニ相圖在之夏也清正今度取寄給ふニハ遲速有之てよしとす又時ニ寄遅速在之時ハ敵防よし先ハ同時ニ遊陸より押寄る時ハ敵防兼るもの也遲速同時ハ其時ニ考可在之事也定而此時は先手敵本共に城へ取詰候已後陸之味方を頼みにして城より壺町内有之懸崖河遊近と乗込たると見へたり清正之下知なれへうかくと近ク乗込語へ舟手失勝利申様成義ハ在之間敷ものにて候其上舟をも圍可申義にて候然ルに早速敗北在之たる由其甚合如何様ニ為在之様様子不相知レ候大手勝手裡中筋ハ舟手都合三筋より為被取寄事也右ニ委細也懸して舟軍之作法習數多在之事なり

寄手沼田之淺キを不知事

一字土之城際に大ヤ成沼田有之しに寄手之考に此田ハ如何にも遊泥深クして底のかぎりしられす人馬の足の及支に非ず卒尔に入たるにおいてハ大死する事必定成へしと諸人沙汰するに依て其田之端迄ハ仕寄を付換へとも田の中へ入り付る事をせずして徒に遠々と守り居たり榎和談相濟城を請取候以後に能尋れハいかにも底淺クして漸々壺尺斗足入りて底こたへて人馬の往來自由也熊本と宇土の間險行程四里隔て諸人往通ひて常々能しりたる所なれとも敵地となれハ人よ之心も恐疑するもの也近キ所さへ如此なれハ況哉遠國へ行而ハ色と之手行可在之も難斗義也敵國之境に入而ハ必地之形勢を能察せよと古人之云る可也尤田之淺深之見分様古傳ニ在之事也右之田之所何方共無之候也

從城内夜討に出る事

付手柄齎議之事

一有夜雨風烈數時節從城中塩田口へ夜討に出申候夜討之頭ハ校本次郎右衛門と中者人數引連出たり竹束火を以付申候得とも寄手何茂強ク防火を打消中ニ付早ニ城内へ引取申候此時寄手之内にて日下部與助與助一番ニ進ミ鎧を合せ手籠を負申候相續て坂川忠兵衛忠兵衛伊藤新五右衛門佐久間角介并藤右衛門田中兵助何茂より相續敵を追込申候右之兵助ハ手負申候右之輩へ從清正感狀給りたるよしなり

古淵生飛彈守氏郷有時夜討ニ被逢手柄有之しかとも恥と才又先年大坂にて蜂須賀阿波守至鎮夜討ニ被逢候處ニ從兩御所様淡路國并御感狀被下候家中之輩手ニ合候者共も御感狀拝領仕候此趣御家傳に見へたり三齋公御意之趣也清正も此心を以褒美為在之候と見へたり

一右夜討之時出合而能ク働たる者共清正前へ呼出し直々其場之様子聞給けるに付證據を立委細ニ申達候其内ニ田中兵助右之肩先ニ鎧籠負けるを見付給ひて清正のためふハ兵助手籠ニハ不審在之敵をハ左ニこそ可請候左候ハ左ニ籠可在之處ニ右ニ有之事如何と僉議有けれハ兵助申様ハ私籠元來左かまへの籠にて御座候ニ付敵を右ニ請申候ニ付手籠も右ニ負申候由申達候常々竹刀にて鎧之糟古仕候節も左籠之由籠之陣匠相弟子共も餘多在陣にて籠在此旨申達けるニ付兵助左籠之證據正數認成逃籠にてハ無之向よりの籠に相定感狀を給りたる由ケ程之事ハ誰も可見知支なれ共度急成時節早ク尤給ふ事愚意之運及事共也

敵之忍之者生捕之事

付清正心を付給ふ事

八代へ聞者被指越候支

計策文認様之事

一有夜丑之刻時分ニ竹束之際へ何者哉覧そろ／＼と忍ひ來る所を仕寄番之足輕聞付組伏せ則搦捕見けれハ四拾餘歳斗之男丸腰にて何之道具も不持而下人何者なれハ如何様之用事有之候て爰ニハ來るぞと聞けれバ彼之者申様某義ハ宇土町に居たる商人成か不斗籠城せしに堪忍難仕ニ依て今宵忍ひて城より落來ると斗云而此外之義ハ何と尋候ても一言も不云如何様怪數者成故本陣へ召連面行件之通申達けれハ清正被申候ハ此者自然杖などハ突來らざる敵と尋給ふ足輕共申候ハ今存知當り候組伏せ候時何哉覽投捨たるかからりと申たるやうに覺申候と云て初搦捕たる所へ行求けれハ竹之杖有之しを

見出して持來れり清正其杖をわらせて見給ひ候へハ杖の中に對狀壹通為之を取出し指出し申候清正披見在之候へハ字士之城代小西軍人方より八代之城代小西美作方へ之狀也文牒へいつの何時人數を出し後詰可在之候其時分尔城内よりも切て可出候一左右相持との事也清正之云是幸成義出來候とて不糾喜悅有りて其狀を元のごとく絶封し地下人之内にて才覺成る者にて八代之義よく存知たる者を尋出し妻子を人質に取置金銀之與へ此義仕懸候者又々重而褒美を可取ス旨申聞せ從城中之飛脚之趣ニ仕立八代へ被指越ける所に宇土之城代軍人判形ニ紛無之に依て從八代之返事にいつ比為後詰之出勢可申由にて日限を定たる返事を持來る故彼者ニハ加約東之増妻美下行為在之由也

一右城より出たる者ハ早速成敗為被申付共申候又體者中付置和談已後一命を為被助共中候也

一古法ニ如此謀之使相助候者歎味方いまた勝負不定内ハ他へ為不洩此者願外ハ堅ク不出指置事之由也尤其牒にも奇事也

一ケ様之使ハ能侍之勳る義也淺キ手行之様ニ候へ共為得利多キ義也古語ニ云謀者可深して不可恐と中傳候義也古語亦今川義元と尾州織田信長公と數度雖有ニ合戦一義元之家老笠寺新左衛門と云者謀勇兼備したる者にて殊更能書たり是故信長公之勝利少し依之信長公謀書を認森三左衛門と云武功之侍を商人ニ仕立而駿河へ被指遣候處此謀相洞ひ義元笠寺を被誅せ候其後義元も為信長公之ニ亡給ふ也

一古戦國之術者元城与枝城との間を敵ニ被取切たる節互ニ書通せし時其用相達申候様ニ若シ其狀を敵奪ひ取披見しても曾而不被察認様之古法有之桶正成武田信玄専用ひ給ふ事也是を計策文之認様と云也又慶長之比丹後田邊御城内へ關東より忠興公御書度と被遣候御使ハ何茂侍分之者被遣候敵ニ被改候時御書之隠し様被仰付候遠國と申敵中を通り罷越候事にて無義なる事共也ケ様之時ニ文之認様入申義にて候文之かくし様ヲ右認様ニ加申度候右宇土八代之如也兩城代ケ様之秘衷を不知故其更顯るゝ耳にあらす敵の謀ニ落たる更なり

宇土之城へ從八代後詰有之ニ付清正より押勢被指遣候事

付於小川ニ迫合之事

相田六左衛門備之支

北川監物敵陣に紛るゝ事

從薩摩宇土八代へ加勢之沙汰之事

小西与嶋津家与一味之斷之事

敵城を責る古法之事

右於小川ニ迫合之義長野久兵衛申傳之事

- (1) 相田六左衛門 内匠、
（權六イ）加藤清
正殿、四百石
(2) 小川町、下益城郡小
川町

- (3) 誤 誤カ
(4) 誤 誤カ

一 清正之云從八代宇土へ後詰之義返事在之事誠ニ天之與ふる所也敵ニ逢次第に可馳向由にて急キ押勢を被指置大頭ニハ吉村左近吉野門相田六左衛門與本ハを武者奉行ニ被相派其勢貳千五百と也從八代之總頭不相知レ候敵味方小川町ニて（四ノ上）七郎八代下斗出合一戦に及し處ニ八代勢ハ從宇土是迄可出向とハ不意寄不意之事故敵本勢に被追立悉敗軍せしとなり一戦之義不具候也

一 此節右之相田ハ如何成故に歟其場に少遅參して手に不合衷を口惜敷悔居たる所ニ敵の内にて能武者殿レシして退候處を見付言葉を懸ケ互ニ馬上にて二ツ三ツ太刀打して引組馬より落相田彼武者を組伏せ首を取たり清正此働を賞し感狀を給り名を内匠と被改候也

一 又此節敵本勢之内に北川監物と云者いまた軍に不馴若武者成か敵味方入亂れ一戦して兩方其間貳町斗（一）取たり此節清正家中之番指物ハ何茂白キ練の切割の魂成る故監物人よ之指物ニ目を付見けれハ件之指物指たる武者ハ無之其外之武者ハ色よ之指物なるに付怪敷思ひ能と見けれバ皆敵也探ハ入亂たる節にて見損して敵方へ退來れりさらバ一手立して見んと思ひ心を静め云やうハ引退敵餘り間ハ在之間敷候追懸て壹人成共討取たるこそ能働たるへしいざ〱各ハ追懸給ふ間敷敷と云捨て其儘馬を乗出したたり其跡にて八代勢之各心付今之出立之武者ハやれ敵にて有けるに謀られぬるそ還すなとてひしめき逢て追懸ぬれとも其内に廻延ひて難なく遣れ味方之陣へ懸込不忠義に一命を助りけると也

一 戰場にてハ方角之目付有之支也今年益湯關ヶ原合戦之時井伊兵部少輔直政松平藤摩守忠吉公へ於戰場ニ相傳為被申上題是也能心得可慥事也右忠吉公ハ直政之甥尾張大納言義直公之御舎兄御早世にて御子孫無之御家断絶也

一 右小川迫合に八代勢を引出し清正得勝利給ふ事ハ敵の謀を以て味方之策に用る事は皆良將の成す事備ニ此迫合ニ有之と也

一 清正記ニ云一説ニハ薩摩より本郷能登と云者歩立之者三百人斗召具し八代宇土之者共に力を添んとて先八代ハ罷越夫より小川表へ出張し町屋を放火し自由を振舞由告來るに付て清正より吉村吉左衛門庄林半人貳組を小川表へ被指尙小川ニ着陣有之迫合有之たり一戦之義不具候也

一 此時相田權六本郷能登か乗たる馬の太腹を鐵炮を以て打通スに依て能登馬より下立而退ク所を權六一太刀にて切留る大將討死之上ハ手之者敗北して八代之方へ退行を迫討に雑兵三拾八人討取宇土之本陣へ開陣と云

(5) 宇土・穴部(ハ拾六里六里一三三)

(8) 長野久兵衛ノチ加藤清正ニ歸身 二百五十石

(7) 喜余久平介清久平介ノチ加藤清正ニ歸身 二百石

之城之趣を考るに肥後之國古ハ不知ヲ中興ハ國主存人ニテ被領候と見へたり依之熊本字土一所ニ付一味也ニ付字土熊本との間ニハ何之氣遣も無之故城も無之通用自由成事也其後一國を清正行長に被下兩守護となれり兩所共ニ秀吉公之家臣ニテ相味方ゆへ何之用心らしき事も無之義也從字土ハ薩摩境ニ八代之城日向境ニ矢部之城を築薩島向州を敵にしたる様子也兼而味方与頼たる清正ハ此時敵と成り字土へ取詰給ふ故被城之八代より元城之宇土へ後詰之沙汰ニ罷成候是遣也敵となられし清正之居城熊本へハ從字土行程四里宇土之被城八代へハ從字土七里是熊本へ之道ニハ大かた倍せり從字土矢部へハ拾六里是ハ熊本之道ニ對し候てハ四四倍也味方之為ニとしたる薩摩ハ遠くて此節之助とならず敵みかたの道之遠近是又逆也行長於在被城ニ者中々清正可為難義處ニ留守ニテ城を守たる計を專一とせり夫故小勢ニテ難防候もよよし清正ハ地職ニテ人數大せいにてつよし是又逆也不戰已前ニ刷算之考清正勝利之數多し敵支配味方支配と云る古法ニ違たり是秘傳也能知る者ハ榮ハ考不可然者ハ危ヤ事共也

古戦國之御家康公ハ信長公と御味方武田信玄とハ御敵對也又武島松山之城主太田三乘上野義備之城主永野曾瀧兩人共ニ越後之上杉謙信と一味間ニ戸根川之大河在之北条氏康信玄とハ敵對也是ニ面可知口傳在之也

一又云宇土之城ハ八代薩島より之後詰可在之歟と清正之備定可在之事也此趣不相見ハ候惣して大勢小勢之心得在之小勢之方ハ勢ひ少キニ付籠城して後詰誤を以て討ン之と大勢之方ハ勢ひ大成ニ付出面合戦す大小之願如斯也又敵城を責ニハ定法有之城を責るハ後詰之押ハ勢敵本ニ備其外遊軍夜軍を厭備なと云る事有之殊ニ遊軍ヲ用る法在之心得可置更共也

一八代勢之内長野久兵衛(6)ニ云清正宇土之城を責給ふニ付從八代後詰可在之歟と為押之九月日從清正人數を被指越候頭分ニハ吉村左近人數式千五百引卒したり又八代之城代小西美作清正字土ハ取詰給ふ義承早速下知して足輕頭長野久兵衛上竹原久八兩人別居別給人其外高橋少三郎喜余久平介別居別給人其勢種兵五百斗にて宇土へ為後詰之出張せし處ニ九月日之晚八代郡小川之内吉本町にて兩勢不斗出合たりまた夜之内之事なれども互ニ敵と見定たり熊本勢敵の旗を見て少しも不可引懸れノと云なから追たり此時熊本勢ハ町之内ニ並居たり八代勢ハ町より外に居て此由を見て兩足輕頭申合せ謀之次第ハ敵方ハ大勢也此處にて向者と可為負人數を二ツニ半分ハ道筋を可懸半分ハ町の東奥へ廻り町中へ出熊本勢之左へ懸り向脇兩方より懸り候者ト可得勝利と評定を極メ一手ハ向ふより懸り勝負をはしめ吾手ハ町町斗町裏を廻り町を打破り寄手之左中へ懸り鐵炮を放懸ケ兩方より詰替ノ打立けれハ熊本勢不相叶亂立番番盜賊軍したり其間一里之所悉ク追討に逃たり百箇ニ云合戦小勝負之趣必勝自を定ム事也是ニ決余多居之殊方計等之何れ也其勝之也八代勢ハ袋ニテ追留り勝而甲之緒をしめ早と八代へ

(8) 原佐右衛門、宇士兼中、三石、原佐六、宇士兼中、三十七石五人扶持

(1) 関ヶ原、岐阜縣不破郡関ヶ原、柏川、増川、柏川谷、イ、岐阜縣掛妻郡卷井村

開陳せしと也久兵衛論此時太刀討せしニ刀にて敵之甲を切稻首を取申候此刀をかうべ嗣と名付秘藏せしと也夫より熊本勢ハ宇士へ引取たり清正右之段開始ひ立腹有之左近ニ早よ切腹被申付しと也右者八代勢得勝利ヲ清正方負軍之沙汰之趣也

迫合場小川ハ在郷町故唯老筋也町之間ニ川有之此川郡境也川之北宇士之方ハ益波郡小川と云川之南八代之方ハ八代郡吉本町と云也小路軍之度此卷十九ニ有之可見合也小川より豊福へ香里豊福より松橋へ香里松橋より宇士へ志里ア三里なり

右之一道ハ長野申傳之趣也長野和談已後清正ニ仕罷在候忠廣遺流之様浪人致し肥前長崎にて病死ス男子吾人有之父無之ニ付母と一所ニ流牢中候處ニ母者肥後宇士ニ嫁在之罷在候世悴ハ故有者之筋なれハとて宇士家中原傳右衛門身三十三石与云者子無之ニ付為養子原傳六と中候傳右衛門義ハ先年肥前有馬城乗之師立孝公於御前ニ御昇を能下知仕候ニ付御加恩等被下候其後於宇士傳右衛門義病死仕候其以後傳六義行孝公歩行士ニ被召仕候處ニ於江戸ニ不慮ニ相果申候其子傳七八有孝之御代ニ御歩行之組外ニ被召出也

南条元宅夜討ニ可出覺悟之度

付古法に夜討に可出時節考様之事

一清正より八代へ人數被指遣候義城内へ相知レ申候ニ付南条此時節を窺ひ夜討に可出由軍人へ強而進め申候得とも如何成所存ニ候や軍人無用と制せし故相止ミぬ元宅商賈をして怒りしとなり
古法に夜討に可出時節考様種々有之何れにても敵之隙を窺義也右ハ寄手より押勢指遣少々案跡あきあと之隙を元宅考たるもの也
誠ニ圖に當れり残念成事共と云々

義務於関ヶ原ニ合戦家康公御勝利之事

付石田小西以下御誅罰之事

右之義清正より城内へ被相道相談有之候得共不相調事

小西墨付指下候説之度

一慶長五年九月十五日義務於関ヶ原ニ自關ヶ原宇士寄手家康去石田と合戦家康公御勝利石田小西以下敗軍其後兩人共ニ被生捕御誅罰被仰付天下一時に治り家康公御代と罷成申候誠以恐悦之御事共也

小西行兵へ江孫伊吹山ニ續たる柏川と云谷ニ隠れ居たるを関ヶ原之任人相川之林藏主と云押備ニ被見付て是より注進し

(3) 相川、谷川、イマ岐
泉原岡ヶ原町

(4) 安国寺、幼子竹若
頼嗣主・忠政、宇地
市、伊豫ノ内六万石

竹中丹後守内伊藤次郎左衛門後藤又兵衛ニ被生捕九月十八日ニ江州草津之宿ニて家康公ハ奉見せと也石田三成ハ江州井口村之茶園畑ニ隠れ居たるを古橋村之田夫見付て前知りたる者ニ而我か家ニ隠し置しを岡崎之城主田中兵部大輔其刃を搜したるニ田夫が妻心替して田中内田中傳左衛門ハ知せられハ生捕之九月十九日江州大津宿ニて内府公ハ奉見せと也安国寺も此節彼生捕し也三成行長安国寺三人於京都ニ渡大略十月朔日六条河原ニて首を被刎三条河原ニ獄門ニ懸りたると也石田首ハ中西安国寺首ハ左右ニ在之何茂供妻ニ藏たると也此三人ハ第一之大將逆心之強本と見へたり三人之傳記書面之外不具候小西者世俗ニ元米泉幼城之木樂屋ニて為在之由申候兩人之妻事沙汰不承及候安国寺ハ清情之由申候也

一右之趣清正ハ從家康公御飛札到来有之ニ付右之段清正より城内ハ被申通此上ハ可令和談候通付城を明渡候様ニ左候ハハ籠城之輩ハ不残一命を助ケ先規之通無相違可扶持由被申遣候へとも城内ハ者何方よりも慥成其咎無之ニ付清正之謀にて被申越と狐疑をなし和談不相調空ク光陰を送りしと也

有説ニ云右之節小西方より宇土留守居之者之方江城を相渡し何茂一命を可助ル旨申遣候様ニと家康公就被仰付候行長方より書状指下候由小西墨付を城内之者共見届候已後和談相濟候共申傳候也

行長之家頼戰場より宇土へ走下り城内へ相通候義兩説之頁

付重面和談相濟城を明渡ス事

一然る所に行長之鉄炮頭芳賀新五同役加藤内匠関ヶ原之戰場より宇土へ十月廿日ニ走下りしに九月十五日命戦之日十月廿日宇土下
八月廿一日此よりハ日暮也清正免之して城内ハ被人候處に河土喜之賀を誦申候ニ付籠城之張力を落し最前之通ニ扱相濟同廿三日に城を明渡し也九月十九日ニ大矢合廿日より籠城して十月廿三日ニ城相渡シ申候此日數凡三十五日也

續撰清正記ニ云右之通最前清正より関ヶ原合戦ニ小西政北之義被申遣和談之取扱雖有之謀ヲ思ひ同心無之處に小西身近ク召仕候小姓落人と成りて宇土へ下り忍び候て罷在りしを能見知りたる者有之て召捕たり清正此者を城之辨際ハ被指遣関東表之義此者之口を可聞届由被申遣けられ城中よりも二三人出向此其方月形前之勢被取被相止合戦之次第小西成行ノ義具に聞届て扱へ関ヶ原之合戦負に成小西殿滅亡疑なく扱不及是非ニ次第也此上ハ城を清正江可相渡候乍去宇土八代矢部之城に罷りたる士卒落人と成り方々へ離散して妻子等迄見苦敷目を見するに於てハ一命助りたる驗無之不残被抱候候て摂津守所ニ罷在候時之身上ニ不違本知下行於右之者右三城之城代共致切腹願可相渡候於無左若城を枕にして討死すへき督城代軍人方より申越たり清正返事ニ申越候段尤之事也三ヶ所之城代切腹有之城を無異候於相渡者家中之輩不残令扶

助候立少も相違有之間敷由返答有けれハ城内之者共不殘喜悅して三城代切腹致し城を明渡す清正三城請取給ひ小西家中之輩不殘約束之通ニ被相抱候由也一説也此次に又異説在之可見合也

又云和談約束之通相違有之間敷由にて清正神文等可在之事ニ候處ニ其沙汰無之也

又云龍城之輩一味し内通之沙汰茂無之能持こたへたり武士之能手本也小西滅亡無之ハ中々手間を取可申候無理ニ貴申候者人敷余程損中可為難儀候武功之勇士罷在候故也早主人亡給ふ上ハ士卒之為ニ候間何方へ可敵様も無之聞和談尤なり

又云三十一ニ如有之清正つよく資給者早ク落城可申手段も可在之候ハ共右ニ有之様ニ雖も及延引申候由也扱城を賣ニ還

運之時節考在之事也清正依為良將而此趣運速と見へたり古法ニ敵城を賣るに不損人ヲして城を拔を良將とす専工夫

可在之事なり

和談相濟城内之輩外へ出る節定之事

一和談已後清正之定龍城之輩待下ニ至迄城を出候時老入ニ付荷物老荷宛可持出候内ニ入候物ハ何にてても不及改候此外ハ無用之由被相觸候ニ付其通ニ相守候下門口に鼠戸を結ひ其口より老入短出し家名宛相改候ニ付ケ申候也

龍城之輩清正へ相抱給ふ事

一字土籠城之輩并八代矢部之人數共ニ兼之約束之通小身侍ニ至迄不殘一命を被助先知之通少茂無相違下行有之清正被相抱候也於熊本ニ字土小路と云所有之者右小身之輩被指置候ニ付如此唱來候由也

字土之城代小西華人切腹之通兩説有之事

一字土之城代小西華人義三十八ニ有之通切腹可仕候間残者共之一命御助ケ被下候様ニと申進候得ハ清正云一命相助ケ可被相抱由ニ付華人義十月廿三日熊本へ罷出中とて海道筋へ軍勢いまた入満たるに付引違へ加悦飛彈相守候下門口より

字土口へ出夫より栗崎松山岩之隈へ廻り大渡り川尻釋迦堂を通り熊本新町老丁目ニ着けれとも誰も指

闕無之宿不相定候ニ付町中ニ筈を敷置在候處に潮と共日西之刻時分に老丁目之町乙名大驛大驛と申考之方ハ宿相定

内へ入り申候其夜下川又左衛門方より使指越申候口上之趣香木と之輩城廻可為三因窮一候明朝茶之湯可仕候間

入來待入候由中越候ニ付翌廿四日之朝又左衛門方へ參候得者廣間へ通シ三方に盃を居夫に小脇指を組合指出し申候ニ付

即刻切腹之由也

一有説ニ云右之通又左衛門方へ華人圍越候處ニ料理出茶菓子之後華人録ニ出香水を遣ふ所を給仕せし小性ニ兼而申合め置

手拭を持行傍に立寄さまに首を打たる共申候也

(2) 下川又左衛門(加藤 政左衛門イ、並河志 摩守、古城考)並河志 左衛門、加藤清正又、 七石

(1) 播磨子口、イマ字土市 神合町神原子庄口

(1) 結城弥平次、本貫河内國、シコロジ

- (1) 加藤左衛門、重次、加藤正臣、六千三百八十石
(2) 並河金右衛門、志摩守、藤正臣、志摩守、藤正臣、四千三百八十石
(3) 中川清林、太郎平、豊後、加藤正臣、二千石
(4) 田寺久太夫、加藤清正臣、五百石

小西飛騨追出之事

一 小西飛騨者前二書記候通名高キ者たりといへども那蘇之宗門を甚尋崇中候此宗門其時分迄ハ從公義強ク御禁法も無之由併此段清正之心に不相叶依之飛騨落城已後扶助無之肥後之圍を追出有之行方不知レ罷成候由行長ハ切死丹之宗門たるに付常ノ家中領内共ニ専邪宗多ク為在之よし荒よ一ニ記置候也

八代矢部所之城代ハ薩劔へ立退たる事

一 宇土之元城拔ニ罷成城を明渡たるに付枝城之八代矢部茂城相濟城を相渡し申候所之諸士宇土之者同前に一命を相助ケ可被相抱之由ニ付何茂熊本へ罷出申候併八代之城代小西美作矢部之城代結城弥平次二人ハ熊本へ罷出候致辭退薩劔へ立退申候二人熊本へ罷出候ハハ華人同前ニ可為切腹之處ニ厚キ分別にて死をのかれたるとの沙汰之由也前にも如有之鶴津家と小西家とハ石田と一味にて相味方たるに依て右兩人薩劔へ立退たと見へたる也

宇土八代矢部城番之事

付清正開陳之由

- 一 宇土之城番ニハ加藤與左衛門並河金右衛門被指置候由也
一 有説ニ云宇土丸ニ中川海林二之郭ニ田寺久太夫被指置候由但是ハ遙か已後之事歟
一 八代之城番ニハ吉村吉左衛門提權右衛門被指置候也
一 矢部之城番不相知レ候也
一 清正ハ宇土ニテ跡々仕置ニ隙入月日熊本へ開陳有之也
一 宇土之領主相知レ候分之事
一 付同所城地被為開陳事

加藤家斷絶之由

- 一 永承三年御堂因白道隆公肥後へ下向仕置在之今年宇土之城を築給キ元禄十三年迄年迄年數六百五十三ヶ年ニ成る也
一 此城菊池家十一代伯爵家六代城主と云々古キ書ニハ名和伯爵守と在之也
一 天正十五年秀吉公九州へ御下向之時四月十日宇土之城主伯爵秀左兵衛尉城を明退也
一 同年伯爵明退候跡ハ加藤主計頭清正暫在番有之し也是ハ領主ニテハ無之候ハ共為心得記之置候なり
一 同年佐々木守肥後國押領熊本之為城主併宇土之城茂領内也此時之城代不相知レ候然レ共無程肥後國被召放佐々木切腹

被仰付候也

一同年壬五月十五日小西義字土之城主ニ罷成候慶長五庚子年十月廿三日落城迄小西領主之年數拾四年也 又落城より元禄十三庚辰迄年數百四ヶ年ニ成也

一右落城已後小西領分御預ヶ地共ニ廿六万五千石清正江從家康公被下先知メ五十四万石内肥後國之内ニ郡邊五十ヶ方九ヶ方有之依之宇土も清正之領地と成り右御付之也宇土之城紐張等清正之心ニ不相應之所有之由ニテ毎歳方々普請有之後ハ丈夫に罷成候已後ハ隠居所に可被致との取沙汰也慶長十六庚申年六月廿四日清正五十壹歳死去迄拾貳ヶ年之間 右之通清正宇土を被領候清正死去之歳嫡子忠廣拾歳也

一清正遠行之翌年同十七庚子年忠廣代官宇土之城を割給ふ城築より地を割ニ至迄年數五百六十五年ニ成也右地を割より元禄十三庚辰年迄八十九年ニ成也

有説ニ云地を割之義忠廣ハいまた幼少成義なれハ此方より之願ニ而ハ有之間敷候半殿家康公上意成へし清正遠行之翌年之義なれハ肥後斗ニ限たる事兼古天下一同ニ一國一城ニ可仕旨被仰出候由今年之宣取追而可考也大國ハ枝城共ニ二ヶ所斗ハ在之事也於肥後ハ熊本八代兩城也

御家傳ニハ大坂落城已後其年元和貳百貳年諸國一國一城ニ豊前ハ罷成候て直し可申也又云慶長十七庚子年一國一城ニ成と有之候ハ元和貳百貳年よりハ五ヶ年已前也

又云宇土之天守ハ三階ニて有りしを清正代ニ熊本之城ニ被為引小天守と名付被建置候今以其通也宇土之城割レ申時分ニ引ヶ候事ニテハ無之宇土之城落城之翌年ニ熊本今之城ヲ取被立候節ニ被為引たると見へたり此次ニ取立候義記之可見合也

又云宇土之城地を割之節跡ハ畑と成といへとも所々石垣等ハ不損又崩形も残たる所も在之所ニ寛永十四丁丑年中肥後天草領肥前島原領於阿所切死丹一揆蜂起せり其節天草にてハ大矢野之内中村之古城嶋原領内にてハ原之城之古城如此古城ニ便り籠城したるニ付從江戸之依御下知而九筋筋之古城之石垣等取崩し畑ハ畑候て平地ニいたし申候由其御宇土之古城も石垣等取崩漏ハ埋め申候ニ付其形今ハ相見へ不申由也

一續撰清正記ニ云熊本之古城より東に當りて茶磨山と云小高キ山有之慶長六庚申年八月中旬ニ右之山ニ鐵初め有之城を築給ふ今之熊本之御城是也同八庚辰年迄至三ヶ年ニ出来之由此節宇土之天守為被為引事歟

肥後にて之申傳ニ云熊本古之古城也元宇之比薮池之家老赤星掃部城越前守とて兩人在之其内熊本之城ハ代々

① 肥後守忠広、加藤氏
幼名勝忠、光義
清正(長日記)忠之助
長日記云、忠之助
承應二年卒、九年改元
侍承、二年卒、五年
一、法皇日原

② 細川忠利、幼名基千
代、内膳、越中守
忠良、從四位下、左少
將、肥後國主、五十四
万石
肥後守光尚、細川氏
幼名六九、小六、光
利、光貞、肥後守
從四位下、待從

③ 細川氏、幼名
六九、越中守、從四
位上、左近衛權少將

城越前守筋居城之由此所ハ茶磨山又祇園山かきに在之鉄炮之恐有之ニ付清正心に不應何方そ可然地形を見立度との義ニ
て方々被見合候處ニ東ニ当右茶磨山か北ニ當りて龍田山此兩所心ニ應し此内ニテハ何方可然かとの事ニテ度々兩所ハ諸
將召連被罷越候由龍田へハ一里之内可在之由其比之取沙汰ニ古より之中傳ニハ茶磨山ハ味方之城龍田山ハ敵之域と申候
子細ハ茶磨山ハ少高ク是を城ニ取立る時ハ大津之宿迄五りの内ニ龍田山より外ニ高ミなし是ニ敵陣取時ハ敵之域也其時
押寄討取可然との事故かく云と也清正此言葉を聞信して心付キ茶磨山を取立給ふと也味方ハ城ニ面調敵者即時之事故不
調然レハ味方ニ勝然也

又云宇土落城関ヶ原合戦は同年也今年より清正大身ニ成給ひて翌年より城を築給ふ也右城築之節清正之茶遣狂哥をつら
ね申候熊本の石引廻す茶磨山敵寄たりとかとふ城哉此段清正関給ひ喜悅ニ面米三石賜ふと也

一慶長五丁年宇土落城より清正之領地と成ル断前ニ具也其嫡子肥後守忠廣遺跡無相違御領兩代共ニ肥後之國主たるニ付
宇土ハ領地也然ル處ニ公方家光公御代忠廣不修行跡ニ付寛永九年六月三日領地被召放扇庄内ハ遺流被為仰付加藤
家断絶右加藤家兩代肥後國守之年數三拾三ヶ年也

細川越中守忠利公從豐前肥後ハ御國替之事

同越中守調利公御代肥後ハ御日付衆御下向之事

同丹後守行幸公八代より宇土ハ御所替之事

一細川越中守忠利公豐前一國并豊後之内ニテ武郡メ高三拾万石之太守にて豊前小倉ニ御在城ニテ候處加藤家之跡肥後豊後
兩國之内ニテ五十四万石寛永九年十月廿八日於江戶御拝領十一月十三日熊本ハ御入城也其後寛永十八年三月十七
日於肥後熊本ニ雖為御逝去御嫡子肥後守光尚公御代忠廣不修行跡ニ付寛永九年六月三日領地被召放扇庄内ハ遺流被為仰付加藤
家は又宇土ハ御領地也正保三丁年迄御兩代御領地也年數拾五ヶ年也右戌之年より宇土ハ行幸公の御領地と罷成候ニ付
年數取如此ニ仕置候行幸公御代之亥ハ此次ニ在之也

又肥後ニテ申傳ニ云忠利公於御長命ニ着熊本之御城を川尻へ被為引度思召ニテ御論議等も御内證ニテ出来江戶筋被得御
内意御心懸被遊候候由申傳候此所ハ近邊四方ニ見切所無之大河流候へハ水筋如何様ニも被遊罷打聞たる所ニ而諸士之屋
敷取少も指聞中間敷舟入も在之其自由能候ハ細堅固繁昌之勝地たるべきも也

一右光公盛安記云、去年十二月廿六日於江戶御逝去御嫡子細川公御跡式無相違御拝領御歳七ツ不相易肥後之太守たり御幼
少之間ハ從江戶熊本へ御日付衆御兩人宛御下向御勤番にて候御替合之度毎ニ御國中御願見にて候宇土ハ海道筋之義故毎

大保原合戦の事

(2) 宇門、宇土志岐入道
遊光、藤守、太平記、宇志岐
富志岐守、アルツ参考ス
(3) 派置、岐守、水保、讀岐
守ナルベシ

(4) 嘉應四年庚午、嘉慶
三年戊辰、二月九日改
元、康應元年、嘉慶四年
八月、康應元年ノ誤
宇土の城

3

伯耆左兵衛が居城宇土

同年の夏、太宰少貳頼尚、新將軍義詮公へ先非を悔い、御教書を申し結はつて、九州二島を翻れ廻すに、武家方の士卒馳せ集り、其勢既に六萬餘騎になりて、大友と勢を合せ肥後へ發向し、征西將軍の宮を初め率り、菊池一家を退治すべしと議す。(○中略) 肥後國には、軍將菊池肥後守武光・同名石金吾武盛・同次郎武信・同孫三郎武明・同對馬守武茂・城越前守武顯・赤星掃部助武貫・八代大隅守・太宰彈正少尉・權少貳經藤・子息彦次郎親實・河尻新次郎・加原兵部大輔・國府伯耆次郎・甲斐民部少輔(名者尊本八郎)・小代太郎入道・隈部・宇門・城野・合志・大津山・大野式部大輔・派置岐守(○下略)

冬資村死今川兄弟所々軍の事

(○上略) 嘉應二年戊辰、肥前國尼寺甲斐守・安徳大隅守、了俊に屬し、同國杵島郡に到つて宮方の衆と相戦ふ。同四年庚午、明德と改元す。今川了俊、頃日肥前に在國しけるが、肥後國の賊徒良もすれば蜂起する故、是を退治の爲め、肥前・筑前・豊後・筑後の味方凡そ二萬餘騎を相催し、今年七月に肥前を立てて肥後へ打入り、南關に於て、會弟仲秋がありしに參會して兩勢を合せ、征西將軍宮の御坐す宇土の城を圍み攻む。城中には菊池左京大夫武朝・名和・堤・宇土・河尻、籠り居て防ぎ戦ひしかども、寄手大勢にて終に落城し、宮は菊池以下御供申し、隈部の城へ落ちさせらる。同九月、探題續いて隈部を攻むるに、亦落城す。菊池・赤星・城野少代官を守護して逐電しけり。斯くて肥後の兇徒、先づ靜論しければ、了俊肥前に歸陣す。(○下略)

九州記

菊池家斷絶并義貞肥後國退治事

(○上略) 御舟の城主甲斐宗運と云ふ者の始は阿蘇大宮司の家人たりしかども其身勇才ある故に大友より四百餘町の領地を賜り武恩を厚く蒙たる者なれば家の子白石大學を豐後へ遣はし御馬を向られ候はば宗運先手を仕肥後國中平均に御手に屬すべき由を内通す是に依て天文十七年の八月大友義隆が子義頼肥後を鎮めん爲に出張す侍大將には佐伯惟教志賀親安同斷隆朽調聖安以三備也大分國崎早見玖珠日田郡の侍都合六千餘騎角隈越前守を軍奉行とす肥後の國にて相従ふ人々には阿蘇兩坂親・津江・五條・高森の侍等并に甲斐宗運馳來れり(○中略) 同月廿八日伯耆左兵衛が居城宇土に押寄て散々攻しかば

不日に降参してけり(○下略)

肥前國土等參陣并肥後國一揆退治事

(○上略) 信統(信統)成政家次第に押寄て熊本(熊本)の城を遠巻にして攻ほすべき模様を見せければ城十郎(久松)太郎(久松)城を開て退散す即ち淺野
彈正を入置る熊本落城の上は道訪の一揆共方々に退散したり宇土願孝も城を開て浮電す四月二十一日宇土の城に御勤座有
夫より八代水保へ御手遣有ければ薩州勢悉引入にけり宇土の城には加藤主計(前住)頭八代の城には羅島左衛門大夫(前住)を入置れけ
り

秀吉公九州御仁政之事并御在陣之事

島津義久此間は肥後の國八代に出張して暫く九州の武將たりといへども秋月以下頼み思ける所々の城兵一々に没落しけれ
ば今は力及ばず本國に歸てこそ兎も角もならめとて薩州鹿兒島迄引入けり秀吉公肥後の宇土に御著有し夜熟々思召けるは
去比大坂を出しより多くの敵國を打通りしか共手に立者一人もなし此後島津とてもさぞ有ん是はこれ秀吉が武徳に非ず天
の與る處也然れば料無者共が首を切領地を奪取て憂目を見せ悲しませんはよしなし命を助け一所懸命の地を取せ安堵させ
ばやと思召ける仁心の程こそ目出度けれ翌朝石田治部少輔安國寺等を召れ九州二島の者共何れも御助あるべし又所領地を
も御付らるべき間早々罷出て御禮申上よと相觸べしと仰下さる安國寺承て當國の者共住所には一人も跡を不レ留遣散され
山林に逃隠れ候間上意の趣を觸聞すべきやうも無殿如何仕るべきやと申上しかば秀吉公聞召さらば高札を立て此趣知せよ
と仰付らる兩人畏て高札を掃遣筋は云に不レ及在々所々に立たりけり三日過ぎるに國土共宇土の陣に馳参り御禮申者七十
六人也此等は此間殿下に敵せし者なればみな法體染衣と成り刀の柄をばづし弓の弦を切て降人の體にて出ける殿下仰ける
は汝等今我にまみゆる事過分に非ずや向後異心なくば一所懸命の地をとらずべしと有しかば皆一同に頓首して有難由をぞ
申ける(○下略)

水野日向守覚書

牢人仕候時分の事

一小西攝津守へ肥後うたふと申城に被居候是ハ拙者寄親にて御座候

宇土の城

(1)筑前国甲良山、筑後
国高良山ナルベシ

(○上略)筑後肥後の城々明け渡し中に付て夫夫に城主を入置玉ふ肥後の關宇土の城主伯耆左兵衛も城を渡し中に付主計頭を入置玉ふ島津義久降参申上るに付て御敵免被成九州の御仕置等被仰付肥後國一識の守護に佐々陸奥守を被仰付宇土の城をも陸奥守に主計頭相渡し供奉可仕旨仰によつて筑前國甲良山迄歩行にて供奉す(○下略)

宇土郡

宇土城

中關白道隆築宇土城云云

天正十六年至慶長五年小西攝津守為主

○大友義鎮攻ニ從肥後國一事

豊後の國守大友義鎮肥後國を攻めしたがへんとて二萬三千餘騎を率して天文二十年八月十六日豊後を發足し同十九日に肥後國阿蘇郡坂栗に着陣す(○中略)同月廿八日惣人數宇土の城におしよせ攻けるにはかの事といひなから城主伯耆左兵衛顯孝は勇敢のはまれある者なれば總に八百餘騎にて楯籠り豊後勢を迫立ること數度なれとも元來小勢なる上過半うたれ残るは手負たすくものなしかなひかたく覺る折ふし大友方より使を以て本領を充行ふへき間下城せられよといひおくりけれは幸と悦て旗下にそ屬しける彼顯孝か先祖は名和伯耆守源長年か孫伯耆守義高か子村上伯耆守顯興入道紹覺といふもの建武二年菊池を頼て肥後にくたり八代郡古流城に住す領地の内所々に城をかまへ家人等をして守らしむ葦北田浦城には眞惠兵衛眞春同郡佐敷城には上神出羽守重光同郡津奈木城には加悦越前守泰行此段は香井後守百谷所撰同郡水勝城には本郷式部太輔家久八代内河城には内河彦三郎を城代とせり顯興より伯耆彈正泰興伯耆守顯興太夫教長伯耆守義興彈正少頼顯忠太夫重

- (1) 伯耆左兵衛尉・宇土左兵衛佐ニ作ル
- (2) 伯耆八郎頼房 別ニ悪四郎・揚部・上神二郎三郎頼喜・願廣・願寛ニツケル
- (3) 出雲原 今、鹿兒島縣出水市大川内トイウ

俊一正太弼武願と相續す武願文明年中に宇土に來て宇土郡及益城郡の内守富の庄を領し宇土城に居住す此とき同郡矢崎城には家人東右衛門同郡網田城にも家人杵築越後を城代とす武願より伯耆守重行同郡正行憲伯耆守行直と相續す行直か左兵衛願孝なり願孝家人加悦大和入道素心をして網田の城を守らしむ(○中略)

○宇土山本合戦事

同六年九月島津義久の弟兵庫頭義弘を大将として五千餘騎肥後に打入り宇土城を十重二十重にかこむて急にせむ然れとも城主伯耆左兵衛願孝つよく防て落さりければ本領を充行ふへき聞下城すへき旨和睦の報ありしかは願孝も始終かなひかくや覺げんかの旗下にそ屬しける(○下略)

肥後地誌略

宇土城跡

名和伯耆守源長年の裔孫村上彌正大弼武願文明年中に八代より宇土に來つて城主となる宇土郡飽田半郡益城郡の内守富を領す武願重行行憲行直願孝相續す願孝を伯耆左兵衛一といふ天正七年の比川尻をも領す秀吉公二西征の時願孝城を出て他邦に落行ぬそれより当城廢跡となる一説に願孝か子或説に弟伯耆八郎願孝三勇氣の勇者大川領弓其比九州に無双なり願孝か退去の時宇土の城に籠りて飯すしかれとも小勢にて籠城成かたく薩州へ落行秀吉公薩摩入之時一矢願孝らんと隠れ居けるを島津家へ仰付られ討て出すべきよしなり薩州泉河原にて主従八人にて薩の火勢と戦ひ數十人を討取て戦死す其勇猛強大なるを感じ薩人泉河原に祠を建て祀るといふ

天正十六年小西行長肥後半國を拝領し當城を修理して居城とす慶長五年行長石田治部に同意し伏誅の後加藤清正宇土城の小西か残兵を攻平らけ小西か旧領肥後半國を清正に賜り全國拜領し宇土城には加藤與左衛門を城代とす其次に並川金右衛門次に中川太郎平城代となる

肥州城跡旧知考

宇土古城

名和伯耆守長年ノ末孫村上彈正大御源武願文明年中ニ字士並益城郡ノ内守富飽田半郡ヲ領スト云文字士ノ城ニハ加悅飛彈守ヲ置武願ハ木原ニ在城ト云説モ有武願重行興行直願孝ト次第ス願孝ヲ伯耆左兵衛尉ト号ス伯耆守長年ノ子孫ナルニヨリ伯耆ヲ稱號トス天正七年ノ頃願孝河尻ヲモ知行スト云同十五年秀吉公西征ノ時願孝城ヲ出テ他邦ニ赴ケリ同十六年秀吉公肥後半國ヲ小西彌津守行長ニ賜ヒ宇土在城行長ハ泉州境ノ津商家ノ子也弱冠ノ時ヨリ秀吉公ニ仕フ初ハ小西彌九郎ト號行長初ノ采知ハ小豆嶋塩飽島也秀吉公朝鮮征討ノ事ヲ預知リ先陣ノ望ヲナス秀吉公其勇壯ノ意氣ヲ賞シ給行長女ヲ宗對馬守義智ニ許嫁スルモ早ク朝鮮通路ノ案内ヲ知ン事ヲ欲シテ也行長朝鮮王城先登ノ武功天下ノ人口ニ有慶長五年石田光成ニ與シテ被誅同年九月廿一日ヨリ加藤清正字士城ヲ攻ラル十月廿三日落城ス因此加藤與左衛門並河金衛門清正ノ命ヲ受テ在番ス其後中川太郎城代トナル

古 城 主 記

宇土古城 宇土郡

名和伯耆守長年ノ末孫村上彈正大御源武願文明年中ニ八代ヨリ宇土ニ來テ城主トナル宇土並益城郡ノ内守富飽田半郡ヲ領スト云又宇土ノ城ニハ加悅飛彈ヲ置武願ハ木原ニ在城ト云説モ有天正七年ノ比願孝河尻ヲモ知行スト同十五年秀吉公西征ノ時願孝城ヲ出テ他邦ニ赴ケリ武願ヨリ願孝迄六代也同十六年秀吉公肥後半國ヲ小西彌津守行長ニ玉ヒ宇土ニ在城行長ハ泉州境ノ津商家ノ子也秀吉公ニ仕フ小西彌九郎ト號ス小豆嶋塩飽知行ス慶長五年石田三成ニ與シテ見除九月廿一日ヨリ加藤清正字士ヲ攻ラル十月廿三日落城因此加藤與左衛門並河金右衛門清正ノ命ヲ受在番ス其後中川太郎平城代トナル

古 城 考

宇土郡

宇土古城

神山村にあり、往古の事跡未レ考レ之、文明年中、村上彈正大御武願、八代筑城を相良三郎為繼に譲りて、當城に主たり、宇土、益城富ノ庄、飽田半郡、合て五百五十町を領す、此時當城には、一族加悅飛彈守をして守らしめ、武願は益城

(1) 相良三郎為繼 相良
為繼ノ領
(2) 富ノ庄 守富ノ庄ノ
領

(3) 卒、宇ノ領

(4) 小西如西、小西如清ノ誤

(5) 京畿、京畿ノ誤

(6) 九月五日、九月二十日ノ誤

(7) 同月二十三日、「肥後宇土軍記」二十月二十三日トス

(8) 同十月朔日、「肥後宇土軍記」二十月二十四日トス

木原に在城すと云一説も有りて、是否を知らず、天文二十年八月二十八日、大友義鎮、二萬三千餘の兵を以て、當城に押寄せ攻罵る。城將顯孝、思ひ設けざる事なれども、八百餘兵にて櫓籠り、寄手を度々迫立つる。されども元より小勢と云ひ、死傷も多く、守城既に危きに至つて、大友方より使節を以て、木領可三安堵一條、下城せられよとありし故、顯孝是を幸ひにして旗下に属し、天正十五年、秀吉公征西の口、伯耆顯孝も本領安堵せしが、一揆起つて隈本を攻めし後、顯孝はに不レ與山を、大坂に至りて謝する處、顯孝が養子悪四郎顯輝、顯孝留守に逆意して、宇土の城に櫓籠る。秀吉公之れに依り憤り深く、顯孝が所領を没收し、近國の將に命じて、顯輝を攻めしむ。顯輝防戦力盡き、走りて薩州出水に隱る。折しも嶋津義弘、肥後境に出張して、一揆を鎮る時なれば、顯輝を出水に責む。從兵百七十餘人悉く討死し、自ら一人手を碎き、奮戦數刻、敵數多撃取つて終に討死す。年十九歳、氣聊か不レ抛を感じて、出水に墳墓を築いて現然たりと云。此時秀吉公、加藤清正に命じて、暫く城代とす。同十六年閏五月、肥後半國二十四萬石を小西撫津守行長に給はり、宇土に在城せしむ。領内諸城にて城代を定む。先づ益城郡隈庄の城には、弟小西主殿亮、矢部愛藤寺に岩尾、兩城代結城彌平次、太田市兵衛、八代妻嶋城代木戸作右衛門行重（後小等也）、行長細張仕て、宇土城を改築く。行長始めて宇土に入城、六月二十七日也。同年冬、幕下天草の諸將、行長に叛いて命を肯せず。行長往いて責むれども不レ克。援兵を加藤清正に乞ふ。清正自ら軍を率ゐて出で天草に至り、堅きを破り鋭きを碎き、危きに立つて敵將を鎗下に討ち、魁主を陣下に降し、秀吉公感状を清正に賜ふ。行長は泉州境津の薬店小西如西（如西）が子にして、初の名を小西彌九郎と云ふ。秀吉公采地を興采地を興ふ士として、遂に肥州の藩主となし、文禄年中朝鮮攻伐、一方の先鋒とす。生質偏曲にして、然も蛮國の邪法に染着す。初めは小豆嶋塩飽を領し、豫め朝鮮攻撃を知りて、魁主を望む意あり。秀吉公其勇氣を知つて登庸せらる。慶長五年の後、石田三成に組みして、凶徒の首となり、澁州関ヶ原に軍立し、東軍の爲めに捕へられ、縛せられて京畿（京畿）に最首せらる。同九月五日より、清正當城を攻む。留守居小西主殿亮（主殿亮）、三宅女將、或は防ぎ或は夜軍す。仕番番日下部與助（部與助）、能く働く。細川源公、感状及短刀を給ふ。同月二十三日、城遂に落る。同十月朔日、留守居主殿亮をば、隈本二の丸並河志摩守宅に於て誅戮す。今や西なるは伯耆家の城、東なるは行長が繩張したる居城の跡と云ふ。其天守を清正熊本城内に移して、宇土櫓と稱す。清正領に成つて城を割迄の間、並河金右衛門（並河金右衛門）、中川太郎平代る城代也。

菊池一族

舊記等に有之往昔の宇土城主、左之通、（不詳）

- (9) 隆平、「三宮社記録」ニ隆平トアリ
- (10) 隆元、「三宮社記録」ニ隆元トアリ
- (11) 武門道平、「三宮社記録」ニ武門道平トアリ
- (12) 為光、源平十虎、奥本「菊池水図」ニ菊池次良トアリ
- (13) 顯真、伯耆、赤國諸本、何レモ阿波守トナス
- (14) 行憲、赤國諸本、系國真本「十郎」トアリ

字土城
(一) 守田、守富ノ誤

宇土鶴之城

隆平⁽⁹⁾ 隆元⁽¹⁰⁾ 隆元⁽¹⁰⁾ 陸朝⁽¹¹⁾ 陸朝 陸朝 陸朝 武茂⁽¹²⁾ 武茂 武茂 武茂 武為⁽¹³⁾ 武門⁽¹¹⁾ 武門 英朝⁽¹⁴⁾ 英朝 為光⁽¹⁵⁾ 為光 重光 長朝
村上氏略系



肥後國陳跡略志

宇土郡 宇土

名和伯耆守長年の子孫村上強正大爾深武顯文明年中八代より宇土城に移り居る此時武顯宇土郡益城の内守田嶋田半郡を領すと云或説に武顯加悦飛弾を宇土の城におらしめ武顯は木原に在城すと云武顯の後重行行興行憲行直顯季相統て此城に在り顯季を伯耆左兵衛尉と称す伯耆守長年か後商成をもてなり終に伯耆を氏とす天正七年河尻おも兼領す秀吉下向ありし時顯季城を出他國へ行き去る十六年秀吉肥後半國を小西養津守行長に賜ふ行長宇土の城に入る行長和泉界の町人小西如清か子也若年にて秀吉に仕へ近侍の臣と成る初の名は彌九郎小豆嶋塩島を領す秀吉朝鮮征伐の時行長殊に武名を振へり宇土在城の内耶蘇宗を信し神社仏寺の破壊し殆ど逆を振舞へり慶長五年行長石田三成に組して誅せらる同年九月加藤清正宇土の城を攻取其後清正加藤與右衛門を遣し城を守らしむ又其後中川太郎平城代となると云

三宮社記録

宇土鶴之城城主代々之紀略

十二月八日自衛庄運天カケラレタル時伯耆守ノ時狀等不知當時代不詳

宇土軍大將

本原口 加悅飛彈 小曾部口 谷相隠岐守 潤川ノ手 千谷左近 岩田兵部 アヤヲリ口ニ 布施式部 三浦但馬

松橋口ニ 本郷甲斐守 加悅紹宅

(○中略)

一伯耆家宇土城主之時領地

宇土千町 守富七百五拾町 大野豊福貳百五十町 小岩瀬四十五町 阿高五十五町 曲野四拾五町 古保山四十五町

松橋拾八町 川尻二百五拾町 天正七年自宇土祖川尻 守富川尻之庄加悅飛彈守預リ川尻戸城ニ居ス

網田郡浦二所合三百五十町

網田 初阿蘇領也 領主下田阿蘇家臣也 後宇土ヨリ領 領主加悅素心 加悅飛彈守父 伯耆家臣

郡浦矢崎城 初阿蘇領 城主中村阿蘇家臣也 後宇土家臣加悅三浦ト云 加悅飛彈弟也

網田郡浦ハ自宇土薩摩勢ノ加勢ヲ以取ラレタル由相傳 天正八年終年ト有

新編肥後國誌草稿

(一) 茂高 名和義高ノ孫

宇土城邊 當城ハ名和伯耆守長年ノ末葉村上雅正大弼武興文明年中八代古籠ノ城ヨリ來テ在任ス彼長年ハ村上帝ノ皇子具平親王十四代護國ノ孫後風長田小太郎源行高カ子也行高伯翁名和庄ニ住スルニ依テ或ハ名和ト号其嫡子伯耆守長年初ハ長田又太郎長高ト稱シ又名和ト云リ相續テ名和庄地頭タリ正慶二年三月後醍醐帝ノ勅詔ニシタカイ後諸所ニツイテ甚戰功ヲ勲シ勲ニ依テ長年ト改メ左衛門尉伯耆守從四位上ニ任叙セラル 延元元年七月十三日梅鉢前六日 略日ト云一條大宮ニテ戰死ス其子村上伯耆大夫判官正五位上茂高初伯耆次郎判官ト号ス又左京大進ト稱ス應應元年五月果勢郡浦ニ戰死ス成徳元年十月 四郡ニ傳信ス其嫡子彈正少弼從四位下顯興建武二年初テ肥後國へ下向シ八代籠ノ城ニ住居シ後益城郡豐福ノ城ニ移リ其弟泰與兄顯興カ家督ヲ續テ彈正忠ト稱シ初テ古籠城ニ住ス爾來相續テ古籠ノ城ニ居レリ長年ヨリ十代彈正大弼武興興武興力時連年同國球磨城主相良左衛門尉爲敵ト争戰武興軍利アラス文明年中三年終ニ古籠ヲ退去シテ宇土并木原城ニ移リ當郡及飽田半郡益城郡ノ内守富庄等ヲ領知ス其嫡子伯耆守重行同次男修理大夫行興兄重行養子トナル行興子彈正行憲早世ニ依テ行興弟伯耆守行直

宇土の城

(○上略) 熊本落城の上は道筋の一帯皆退散すやがて宇土の城も明ケわたしければ秀吉公も宇土に入給ひ夫より八代・木股へ御手つかひ有ければ薩摩勢獲らず引入にけり宇土城主には加藤主計頭を入置る(○中略)

○宇土古城

〔肥後國小鏡〕に宇土郡宇土古城從二備本一四里在三神山村一城主伯耆左兵衛顯孝・小西漸津守行長とあり是今城とは別なり(○下略)

古跡 宇土城址

(1) 永承三年、永承三年ハ戊子

(2) 相良爲親、相良爲純ノ誤

(3) 九月五日、「肥後宇土軍記」九月二十三日、肥後宇土軍記「十月二十三日

村ノ乾ニアリ木丸跡東西二十一間三尺南北二十七間二ノ丸跡東西四十間南北十六間三尺何レモ平地ヨリ高凡十間今耕地トナル木城ハ(水承三)年中ノ關白藤原道隆下向宇土鶴ノ城ヲ築ク其後延久二五年大夫將監則隆下向爾來其一族多年城主タリ其后名和伯耆守長年カ末業武顯(名和又村上)文明年中八代古鏡ノ城ヨリ來テ在住ス云々(以上肥後國誌略)古城考ニ云木城ハ往古ノ事跡未考文明年中村上兼正大弼武顯八代舊城ヲ相良爲親ニ讓テ當城ノ主タリ(事蹟通考編年考徵跋ニ名和系圖ニハ永正元年名和顯忠本城ニ移ルトアリ)天文二十年八月大友義紹當城ヲ攻ル城將名和顯孝度々奮手ヲ追立ル然レト小勢ト云死傷モ多ク守城既ニ危ニ至ル依テ大友方ノ使節ニ應シ顯孝降テ大友ノ旗下ニ屬ス天正十五年豐臣氏征西ノ日顯孝モ本領安堵セシガ一撰起テ熊本ヲ攻シ後チ一撰ニ不與由ヲ大坂ニ至リ謝スル處漢子惡四郎顯輝顯孝留守ニ逆意シテ本城ニ植籠ル因テ豐臣氏顯孝カ所領ヲ没收シ近國ノ將ニ命シテ顯輝ヲ攻シム顯輝防戦力盡キ薩州ニ走テ討死ス此時豐臣氏加藤氏ニ命シテ豊城ヲ攻ム同月二十三日遂ニ落城留守居小西主殿亮ヲ熊本ニ於テ誅シ其跡並川金右衛門中川太郎平代ル々々城代ス今也西ナルハ伯耆家ノ城東ナルハ行長カ繩張シタル層城ノ跡ト云其天守ヲ加藤氏熊本城内ニ引移シテ宇土橋ト稱ス云々)其後一國一城ノ蓋命ニヨリ層城トナル

同東城址

村ノ東ニアリ本丸跡東西五十二間南北一丁平地ヨリ高凡五間今耕地トナル（本村城ハ天正十六年戊子小西行長肥後半園ヲ賜リ宇土城ヲ改メ築ク云々前記古城考アリ）

1872

1872

1872

系

図

系 圖

解 説

本報告書には『讀群書類従』本『名和系圖』・『傳譜』・『村上源氏那波系圖』および『三宮社記録』所収『伯耆家小系圖』、『肥後文獻叢書』第三卷所収『名和系圖』を採録した。概ね原本の体裁によつたが、版面の都合によつて割付を改め、また用字は通用の漢字によつたものもある。原本の明らかな誤植はこれを改めたものもあるが、一部附註を加えるにとどめたものもある。句読点・返点は原本に従つたが、明らかな誤植は訂正した。必要により附註または補註を加えた。

名和氏の系圖では、『讀群書類従』に採録された伯耆家に傳えられている系圖が諸本のうち最も信頼できると思う。伯耆家系圖には、別に東京名和家に伝はる系圖がある。この系圖は名和顯季の連續頭舞をもつて筆をとめている。讀群書類従本は記事がやや整頓し、記述が近世に及んでいるのに対し、東京名和家の系圖は、年月日の表示を概ね「年、月、日」の文字を省略する扱とし兄弟の序列、記載の方式等小異あり、讀群書類従本より古いものと思われる。別に『村上源氏那波系圖』と称する異本があつて、一見不備のようであるが東京名和家傳來の系圖に近似の記事を散見する。記事の体裁より見て讀群書類従本より古いことは確かである。往々通説を訂正する紙の内容をもつていたので、流石に讀群書類従に採録されただけの價値がある、と思つた。同書には『傳譜』も採録している。傳譜は別に『名和傳譜』又は『名和長年家傳譜』とも称し、『伯耆巻』の抜書に建武二年以後の事蹟を概説したものである。いま系圖とともに採録した。

『三宮社記録』に『伯耆家小系圖』が収められている。伯耆長興が標大明神を再興し、三宮大明神社司吉見伊織佐の意見を求めて、『統之巻』を草した際、参考として用つたものと思はれる。『新撰事蹟通考』卷之十六名和系圖は伯耆家の名和系圖を底本として文書記録などを補充したものである。

なお、他に寺本直康著すところの『村上名和家系略』がある。参考とすべき点がないではないが、伯耆家の系圖を参照した形跡なく、大石貞磨も精撰にあらずとしながらも、四十年の努力を買つて『肥後古記集覽』第七巻に収めたものと思われる。本報告書には都合により採録しなかつた。

名和系圖

(續詳書類從)

○新詳書類從本ヲ底本トシ、異本ト校合シタリ

行盛
村上大皇第六皇子皇平親王十一代後胤、但馬守。伯耆國へ被流、長田給。

○(行高) 法名道寬(法名清心)

○(長守) 長田又太郎(伯耆小太郎)村上又太郎・奈和又太郎(伯耆之卷)

○(頼村) 行村ノ子胤村、香村、村(頼村)子イ、兵庫助(兵庫助)

○(長重) 大藏少輔(大藏大輔)

○(高頼) 山城權守(大藏權守イ、誤記カ)

行高 長田小太郎入道

元徳元六月十九日逝去、七十一歳、法名道寬。

長村 小次郎入道、法名道教

行村 小次郎、左衛門尉、大石豊前權守、法名道空

頼村 兵庫助入道、法名道照

惟村 純五郎左衛門尉

某五郎兵衛尉

正平七四月二日於伯耆國被討畢。

掃部允

某

興村 正平七四月三日於伯耆國被討畢。

行重 小次郎、遠江介、彈正忠、遠江權守。

胤村 助太郎、早世

秀村 次郎兵衛尉、越後守、筑前權守

有村 孫三郎

行貞 小三郎入道、法名道一

長年 長田又太郎、伯耆太守、東市正、村上太郎左衛門尉、從四位下。本名長高。

依後醍醐天皇勅定、元弘三年閏二月廿九日夜被任左衛門尉、被下年字。同三月三日伯耆國被流下。號從四位下村上伯耆守長年。御治世之後、因隣國被流下、因伯耆國之城主、建武三年六月晦京於内野自害、法名觀阿。

長行 孫次郎入道、法名寛念、早逝無息

長義 大藏大輔、中務少輔、但馬權守、從四位下、法名

義重 兵衛尉、右衛門尉

延元三年五月廿一義高阿所被討畢。

長重 大井太郎左衛門尉、能登守、大藏少輔

泰長 應四郎

元弘三年閏二月晦於出雲國自害。

高頼 加悦太郎左衛門尉、山城權守、尾張守、中務少輔、法名正修

頼久 左衛門尉

高泰 三郎左衛門尉、但馬權守、左兵衛尉

天授六年正月十一日申時逝去、法名道賢。

通海律、賢智房

觀通律備、義賢房

○(信長)小太郎、小三郎、
イ、藤五郎、伯耆之卷)

○(安貞) 葦高、江小次郎
(葦高小三郎、阿死、加
井小治郎、伯耆之卷)

○(直行) 流後守 (加賀守)

○(行低) 筑前權守 (筑前
守イ)、安藝權守 (安藝守
イ)

○(助貞) 上神四郎三郎 (四
郎、伯耆之卷)

○某 (雅美九イ)

○(是忠) 東福寺門徒 (釋
イ)

○(氏高) 七郎入道 (七郎
貞高、異本伯耆卷)

○(行實) 備中權守 (備中
守、伯耆之卷、九郎行實、
異本伯耆卷)
○(高康) 美作判官 (伯耆
九イ、美作守、伯耆之卷)

信貞 小太郎、因幡守、左衛門尉
建武三年六月晦、於京六角窟被討死。

長貞 加賀守、左衛門尉、葦高、江小次郎。

長信 御律師
正平七年三月十八日於伯耆國被討。

長海 律師、慈心房

長智 律師、法照房

直行 流後守、上神三郎

高直 上神太郎兵衛尉
正平八年正月十日於備前國富岡被討。

直重 上神次郎、雅美九、早世

助貞 上神四郎三郎
元弘三年四月八日於西京二條大宮討死。

某

高貞 兵衛助、春日通新判官、從五位下
正平十年五月廿一日伊賀國ニテ被討。

廣貞 上神次郎、因幡守

頭貞 小太郎、大夫判官、新判官、左衛門尉、左兵衛尉。

童名春若丸、大藏大輔、大藏少輔

行忠 汎見四郎、法名道意

行實 政行判官、備中權守、長門守、左衛門尉
正平七年四月三日於伯耆國被討。

行義 十郎、左衛門尉、肥後權守

助高 東五郎、弥五郎、左衛門尉、宮内丞
元弘三三四死去。

高兼布 備前五郎、右京進、雅美助

高通 彌次郎、新左衛門尉、民部丞

高政 左京進
正平七四二於伯耆國被討畢、廿一歳。

通興 彌太郎、丹波權守、左兵衛尉、太郎左衛門尉

行氏 筑前權守、安藝權守、正五位下、六郎左衛門尉
正平五年七月十七死去、五十八。

義氏 修理亮、安藝守、正五位下、右衛門尉

氏興 兵衛尉、安藝權守、六郎
左衛門尉、六郎太郎、六郎

義寬 因幡守、山從久住者、室藏坊主

長氏 兵衛次郎、次郎左衛門尉
正平七年四月廿五日於八幡被討畢。

貞氏 三郎兵衛尉
某

是忠 東福寺門徒

氏高 竹方七郎入道
正平十六三月廿日死去、法名覺妙。

義國 太衛門左衛門、酒世住高野山

氏貞 左衛門次郎、圖書助、越中權守

女子

高康 美作判官、村上八郎判官、八郎左衛門尉
大藏大輔、刑部大輔、從四位下、法名行妙
正平九甲辰三九。

行興 童名幸菊丸。左兵衛尉。兵庫助。出羽守
關防權守

高助 彌五郎 助國 五郎三郎

高國 左衛門太郎

延元 元於延前國坂南被討

顯快 辨律師

正平 七年五月十七日於大山寺早世。廿九歲。

盛高 彌六 女子 安藝守行氏妻 兼氏長氏母

高興 八郎太郎。法名源明

高長 左近大輔。大夫符監

源盛 村上宮農法親。伯州大山之兼徒

正平 十三年十二月十三日於肥後國八代逝。五十六。

行泰 源官隱岐權守。十郎左衛門尉

建武 一於船上山自害

泰秀 隱岐五郎左衛門尉。右馬助。刑部少輔

高則 大膳大夫。治部少輔。備後守。與一。左京進

女子 四人

高顯 左兵衛尉。左衛門尉。彌太郎。伊勢權守。中務少輔

高年 改高有。彌次郎。加賀守。左衛門尉。左兵衛尉

光高 童名宮松丸。左兵衛尉。左衛門尉。右馬助

女子 早逝

義高 左京大進。伯耆大夫判官。正五位上

延元 三年五月廿二於和泉國堺浦討死。卅七歲。法名了阿

基長 三郎左衛門尉

三十歲出家。法名心阿。高野山寶輪院細谷庵居住。

高光 童名乙童丸。四郎左衛門尉。正六位上

建武 三十一於山門西坂木逝。廿二歲。

女子 八人

顯興 從四位下。妻基長嫡子也。被非違使。宮内少輔。彈正少將。伯耆大夫判官。伯耆守。彈正大納言。法名紹覺

顯年 童名幸王丸。左近將監。五位藏人。少內記。出家法名謙賢律師。實名長榮。自童形号顯年。系白皇唐被下之輩。但出家正道僧成畢。東寺家之眞言也

女子

顯長 西殿左衛門尉。兵庫丸。正六位上

三十四歲出家。早世。

光顯 南殿孫三郎。改號光興

顯長 養子。後顯興養子。新判官。法名昌棟。

土用 松丸

○(光顯) 南殿孫三郎(南條三郎)

○(顯興) 從四位下(正五位上) 佐藤

○(高則) 備後守(備中守、伯耆之卷)

○(盛高) 彌六(彌六郎)

○(行泰) 建武二(建武三年) 隱岐權守(隱岐守、伯耆之卷)

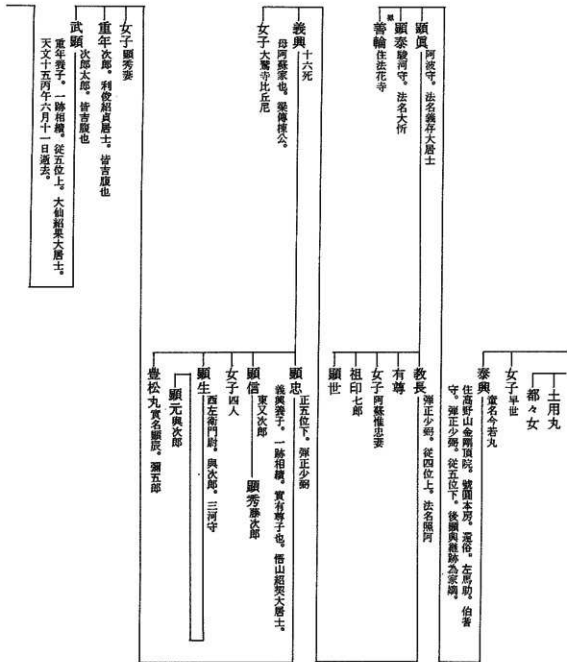
○(泰興) 彈正少卿(彈正忠イ)

○(顯貞) 顯直イ
○(教長) 從四位上(從四位下イ)

○顯世(三郎イ)

○(顯忠) 彈正少卿(彈正大朝イ 彈正忠イ)

○(武顯) 從五位上(從四位下イ) 次郎太郎(二郎太郎イ)



○(重行) 然受一卓(細受一卓イ術カ)

○(行興) 修理大夫(修理太夫イ)

○顯孝(長良、天正十六年參宮也)

○(顯喜) 天正十九年於薩州出水討死(天正十五年顯孝進納イ)

○(顯武) 右近允(右近大夫イ) 左近大夫、伯耆之卷奥前

重行 伯耆一郎太郎 廿五歳ニテ逝去。法名然受一卓唐土。阿蘇原也。

行興 從四位下。修理大夫 重行一跡相續。法名美興道宗大居士。肝付腹也。

行直 十郎行直一跡 法名昌翁日繁庵主稱論。

女子 菊池義武妻

女子 阿蘇惟前妻

女子 相良晴興妻

行憲 十郎 逝去九歳。法名空山顯性。阿蘇惟孝之腹也。

女子 顯孝妻。早世無息

顯孝 伯耆左兵衛尉。二部太郎。從五位下 改字左兵衛尉。肝付腹也。

顯長 十三庚申十一月廿五四十八歳逝去。法名安生院殿前伯州大守勝庵大珠大居士。

顯喜 土御一郎三郎。改顯耀皇 天正十五年於薩州出水討死。

行良 伯耆角左衛門尉。

幸満丸 伯耆角左衛門尉

女子 相良次郎右衛門尉妻

女子 妻別五郎左衛門尉妻

女子 大穴野嶽通妻

女子

顯武 村上右近允。無息

正保二乙酉三月廿七日卒。

長興 伯耆太郎兵衛尉。法體勞入

顯貞 伯耆喜内。無息

寛永十四年丁丑三月十六日卒。

長盛 伯耆十左衛門 長辰 伯耆勝次郎

行號 伯耆七右衛門

女子

女子

○傳説、續評書類本不ア底
本トシ、一部與本アテ
船上山
シタリ

傳 説 (續評書類從)

- 四日許(四日計、伯耆巻)
- 浪ノ上(海上)
- 愛カシコ(此後、伯耆巻)
- 愛ハ(愛、伯耆巻)
- 荒磯(荒磯)
- コタウベキ(コトトフ、イ)
- 二人ハ(二人、二人、伯耆巻)
- 唯獨(只獨、伯耆巻)
- 荒々敷(念々敷)
- 及ベキ限(可及イ)
- 度ゴトニ(度ゴト、イ)
- 謀ソカナルベキ(謀ニ可及イ)
- 待出タル(待出タリシ、伯耆巻)
- 波ハ(浪、イ)
- 久ク(久敷、伯耆巻)

長年家。代々相傳之書一卷有之。號伯耆巻。此書曰。元弘三年三月十五日之夜。於伯州船上山。後醍醐帝恭長年ヲ被召問近。勅諭在ケルハ。不被遂叙慮。凶凶徒。出花落北關。入遠部廳屋御座以來。更無京都還幸思。不量出禁門虎口。漂海上。免風波凶船難。有此夷御着。長年有御願。甲斐々々敷奉請取。船上山ヘ奉成行奉。重勅命。輕愚命。勵一戰ノ功。以小勢退大敵。遂攻滅凶徒。是併武勇英臣ナリ。然者雖為君々。不可有臣以不臣。雖為船々。不可有水以不水。君ハ船。臣ハ水。水能浮船。縱雖有船無水。輒渡海不可任心。雖有九無長年者。被遂叙慮事可難。傳案事情。思承久古。長年先祖參御方失家領。其末葉平籠。案。元弘今參長年御方。雪亡祖會稽。屬御代可為子孫繁榮生合進セタル宿習程コソ不思議ナレ。被召御代ハ、於汝所望ハ可依請。今度遇凶徒難事海上故也。今又御在所船上山也。九ハ船汝ハ水。有三心相應。謂旁以船為吉事。然者自今改汝故。水ニ船ヲ可仕トテ。自御手忠願ニ教テ帆懸船ヲ書セ被下ケリ。此間思召被ラレタル事ドモ有。粗被遊之タリ。末代ノ龜鏡ニモ仕レトテ。忝モ被下勅策ケリ。長年突膝奉。三度拜賜之。叙慮ノ趣忝ナサニ押感涙。深平ラミテソ候ケル。君モ長年ガ有様ヲ有御叙覽。白龍限御涙ヲ流サセ給ケル。雖末代難有カリシ事共ナリ。其勅書曰。漫々タル海上ニ。イヅクトモナク漂テ。四日許ハ過ヌ。廿七日ノ夕方ニヤ。杵築ノ浦ニテ西風ハゲシク吹テ。イカナルベキニカト心サワギセシカドモ。風ニ任セシニ。夜ヨリ波ノ上モ靜ニテ。明ヌレバ愛カシコモミルニ。伯耆ノ浪ニ着ヌ。梶取モ今ハチカラ盡ヌト云フ。兎角シテ大坂ト云所ヘ着ヌ。愛ハ荒磯ニテ。釣舟ダニモマレナリ。此所ノ主ト云者モ都ニ有ケレバ。ヨシアシニツケテコトウベキ者モナシ。トモナル人二人ハ。猶人モトメニトテ出ヌ。梶取モニゲウセヌレバ。アヤシキ宮ノ下ニ唯獨ウツモレ居タル心ノ中イワン方ナシ。ナラシナンド引刷テ。今ハ限ト待居タルニ。船ノモトニ人ヒトリ来リ。荒々敷モナキハイカナルニヤアヤシキニ。忠願ヲ尋テ御迎ノ由ヲ奏ス。ウレシナンドハカ、ルタメシヲソ云ベカシメル。ナカノ其時ハ心モ詞モ及ベキ限ニアラズ。思出ル度ゴトニ其氣味猶ムチニアリ。致忠強イゾレモ疎ソカナルベキニハアラ子ドモ。指當テ待出タル心チナシ。タトウベキ方ソナカリシ。忘メヤヨルベモ波ノアラ磯ヲ御舟ノ上ニトメシ心ヲ

長年ガ忠功。後代人ニモシラセガタメニシルシ置也。末々ノ君ニモ是ヲ見セ奉ラバ。イカマワロカナラン。私ノ子孫迄モ。此忠ハ朽ジト思ヘバ。以正直報國トシテ。行末久クツカヘ奉ルベシ。トゾ被遊ケル。

大井長重ノ蕃歌

名和氏九州下向

○嘉悦中務少輔高頼(加悦高頼、名和系圖)

禰大明神
宇土ノ城

伯耆左兵衛尉顯孝

觀應三年五月十一日。主上八幡ヲ御開。芳野へ落サセ給シ時。内侍所ノ御權ヲ持ケル者敵ニ支ラレ。捨テ行ケルヲ。長年甥大井太郎左衛門尉長重長年弟長義三男、後大藏少奉見付。馬ヨリ下。若黨ニ持セ。防矢ヲ射。矢種盡ヌレバ自戰。疵ヲ蒙ケル。御權ニモ矢十三マデ中ケレ共。板ヲ不通。無事故質生ノ御所へ著。

建武二年ノ春。後醍醐帝第六ノ皇子征西將軍宮筑紫へ御下向ノ時。諸士令供奉畢。長年義高ハ本國ニ有テ。正五位上村上

上彈正大御源顯興。長年一男善孝子。判官義高為務子。長年弟竹万七郎入道氏高。其弟從四位下村上美作判官高重。其弟村上信濃法眼源盛。長

年從弟鏡五郎左衛門尉惟村。高悦中務少輔高頼子。後守伊勢權守。同但馬權守高泰。長年義ノ兄也。内川右

年妻ノ姓須賀。南條。則元。皆吉。河田。雲山。岩田。其外寄一家ニハ。内河。本江。三輪。鳥屋。土屋。杵筑。進。都

合三百餘騎屬顯興ヲ征西將軍宮ノ供奉シテ。鎮西ニ下向。其後顯興ハ肥後國八代ノ城主トナル。寛正年中。顯興六世ノ孫

正五位下村上彈正少弼顯忠一族皆亡テ。長門ノ海ヲ渡ケル時。悪風ニ逢。諸米ヲ海へ入ル。顯忠ハ無恙シテ。其後兵ヲ起

シ。八代ニ歸城ス。程ナク漁人大キナル魚ヲトル。人皆是ヲ鰯トイヘリ。腹ヲ割テ見バ。長門ノ海ニ入タリシ諸米アリ。

夫ヨリ此魚ヲ鰯大明神ト號シテ。肥後國八代郡鞍掛山ノ下ニ祠ヲ建。今ニ至マデ十一月七日祭禮アリ。文明中顯忠三世ノ

孫從四位下村上彈正大弼武顯兵ヲ起テ。同國宇土ノ城ヲトル。武顯五世ノ孫顯孝。天正十五年マデ宇土ノ城主ナリ。

此一巻伯耆卷之故書也。為後裔相記之。敢勿出關外矣。

伯耆左兵衛尉源姓村上氏顯孝

天正十七年己丑三月日

村上源氏那波系圖 家紋帆掛船

(續群書類從)

○續群書類從本ツ底本トシ 異本ト校合シタリ

顯房 右大臣

季房 丹波守

忠房 從五位下
住伊勢

母周防守公基女

憲房 大夫。從五位下。

憲政 兵部少輔

豪運 山内。摂津堅者

任房 小野房。或號小野七郎

行房 小野慈七郎

御室之御代官殺。故於勢州被生捕。禁獄。

昌運 山徒養子
實小野房子也

昌明 山内。大德僧號常陸房

行明 山内。但馬房

承久乱依家實。伯州長田之領主。

行盛 山徒也。但馬禪師

行高 小太郎。法名清心
元德元年卒。七十二。

長村 小次郎。法名道教

○(行村)大石發前守(大石尊前権守イ)

行村 大石發前守

惟村 錦五郎左衛門尉

某五郎兵衛尉

興村 河兄被誅

正平七年四月二日於伯耆國被誅。

○(長高)伯耆小太郎(長田又太郎イ)

長高 伯耆小太郎
義勝被治者守。改名長年。從五位下。建武三年七月十三日討死。

泰長 惠四郎

元弘三年閏二月晦日於出雲國自害。

長義 那和 長重 太郎左衛門

助高 鬼五郎

高政 左京進
正平七年四月二日於伯耆國討死。廿二。

○(行忠) 建武三年(建武二年イ)伯耆之卷(隱岐守)伯耆之卷

○(行實) 小三郎(九郎行實)後行貞(改イ)伯耆之卷九郎行實 異本伯耆之卷

○(行氏) 安藝權守(安藝守イ)

○(長氏) 二郎左衛門尉(次郎左衛門尉イ)

○(貞高) 七郎(行方七郎)入道氏高イ七郎貞高入道法名學妙 異本伯耆之卷

○(信貞) 小三郎(小太郎)伊藤五郎信貞 異本伯耆之卷

○(長高) 葦高小一郎(葦高江小一郎イ)

○(直行) 加賀守(直後守イ)

○(武貞) 上神四郎三郎(四郎)伯耆之卷

○(義高) 從四位下(正五位上イ) 彈正少卿(彈正大朝イ)

行貞 小三郎 法名道一

行忠 直見四郎

行實 備中權守
正平七年四月三日於伯耆國被誅

行義十郎

高助 彌五郎

高國 左衛門太郎
延元二年於越前國被誅

信貞 小三郎 左衛門尉
建武三年六月晦日於京六角豬鹿 神本三郎太郎兼繼方為二討死

高貞 春日部兵庫助 新判官
正平十年五月廿一日伊賀國山賊合死畢

長貞 葦高小一郎 加賀守 從五位下

長信 御律師
正平七年三月十八日於伯耆國被誅

直行 土神三郎 加賀守

高直 上神太郎兵衛尉
正平八年正月十日於備前富岡被誅

助貞 上神四郎三郎
元弘三年四月八日於京 正統大宮討死

惟村 五郎左衛門尉
實長村方子也

義高 彈正少卿 從四位下 大夫判官
延元三年五月廿二日於安藝野討死 冊七

行泰十郎 左衛門尉
建武三年於舟土山自害 贈宮隱岐權守 從五位下

行氏 安藝權守 六郎左衛門尉

長氏 二郎左衛門尉 兵庫元
正平七年四月廿五日於八幡坂討死

貞高七郎 法名學妙

高重八郎

源盛信 源房 大仙別當
後從西宮御供下向 於九州死

顯興 從四位下 彈正少卿

○(基長)孫三郎(三郎左衛門尉)
 ○(光顯)新判官(南殿孫三郎)

○顯真(顯直、イ)
 ○(教長)從四位下(從四位上イ)
 ○顯興、源興ノ衍カ

○(顯忠)彈正忠(彈正少弼イ)
 ○(武顯)二郎太郎(次郎太郎イ)
 ○(行興)修理大夫(修理大夫イ)

基長 孫三郎
 高光四郎。童名乙童丸
 建武三年七月於山門西坂本討死。廿二歳。

顯孝
 此子孫肥後國八代唐住。亦住宇土城。號伯善。

顯真 阿波守

顯年
 酒世。後入東寺。號靜律師。真言法傳受。
 光顯 新判官 土用松丸
 泰興 左馬助。初出家還俗

教長 彈正少弼。從四位下

顯興 小太郎。十六才半世
 母阿蘇大宮司女。

有尊

武顯 二郎太郎

顯忠 彈正忠
 實有尊子也。寬正六乙酉年此家取立。

重行 二郎太郎

從四位下。修理大夫

行興
 女子 菊池義式妻
 女子 阿蘇惟南妻
 女子 相良晴廣妻

顯肇 左兵衛佐

慶長十二年十一月廿日卒。四十八歳。

顯喜 上神二郎三郎。改顯理

天正十五年陸奥出水ニテ討死。十九。

女子 大穴野領連妻

行良 伯耆角左衛門

伯耆家小系圖

(三宮社記錄)

六十二代
○村上天皇

第六十一代
○望平親王

十一代後胤
○源行盛 但馬守

○行高

長田小太郎入道

○長年

奈和伯耆守
始名長高 從四位下
詳大平記

○義高

伯耆太夫 正五位下

村上伯耆守

○顯興

從四位下
建武乙亥年下向肥後八代

村上伯耆守

○泰興

從五位下

村上阿波守

○顯真

正五位下

村上顯正少將

○教長

從四位上

○義興

十六歲而卒

村上顯正少將

○顯忠

正五位下
顯大明神起

村上伯耆守

○重年

村上彌正大將

○武顯

從四位下
此時以伯耆為姓領宇土城

村上伯耆守

○重行

宇土伯耆守

○行興

從四位下

○行憲

九歲而早世

宇土伯耆守

○行直

伯耆左兵衛督

○顯孝

從五位下
退子土城

伯耆太郎兵衛

○長興

為流後柳川立花家臣

伯耆十五郎門

○長盛

同上

伯耆

○勝十郎

同上

○(顯孝) 左兵衛督 (左兵衛督佐)

○新撰事蹟通考名和系因ヲ
底本トシ、異本ト校合シ
タリ

○(具平親王)第五皇子(第六皇子)皇孫親王(イ)

名 和 系 因

(新撰事蹟通考)

村上天皇

諱成明(醍醐天皇弟十四皇子)母中宮藤原氏繼

具平親王

第五皇子康保二年叙三品為三親王母

子太政大臣基經女也延長四年六月二日生

押二中務卿世呼曰三後中書王又稱三手種

桂香坊立為皇太子天慶九年四月二十日受三櫻於

殿又稱六條中務宮寬弘六年七月二十八日薨年四十六

承香殿二十八日即位於大極殿康保四年五月二十五日崩年四十一葬三喜野郡村上山陵

師房 從一位 太政大臣

俊房

從一位 左大臣

始名實定

保安二年致仕授譽法名家俊滿年八十七

寬仁四年薨(源姓) 承曆元年二月十七日薨年七十

顯房 從一位 右大臣

秀房

丹波守 忠房

嘉保元年九月五日薨年五十八贈正一位二稱二六條右府

某 小野房

某 惠四郎

行勝

行秋

承久後醍醐皇師二防關東之賊取於宇治以故為三北條義時專三領邑(大日本史) 看上録

行盛

但馬守

行高 長田小太郎 法名道兼

長村 小野小次郎 法名道教

行村

村上小次郎 左衛門尉

行貞 小三郎 法名道教

頼村

後改三石登前守 兵庫頭

行忠 眞見四郎

惟村

繪五郎左衛門尉

高助 彌五郎

○(行高) 法名道兼(法名道心)
○(行村) 大石登前守(大石登前權守)
○(頼村) 兵庫頭(兵庫助)

○内河義直(内河義直イ)

代一居古府本城、説具載、于福年考徵、又按、據今、嶺南無、村道前、吉本村管内、名存、吉本村、按、有、熊野權現神社、依、為、神領、祭之、職、別、當、寺、跡、起、皇、行、天皇、之時、勅、許、文、中、虛、跡、既、衰、不、足、採、摺、三、十、矣、一、敦、河、内、在、高、田、郡、今、其、村、有、大、社、許、樂、社、是、亦、因、為、神、領、一、祭、于、此、乎、

基長 孫三郎 三郎左衛門尉

三十歳為、僧法名、心阿、後居、高野山、

某 土用松 基長嫡男
元弘元年生

高光 乙重丸 四郎左衛門尉

正六位上

延元元年十一月朔日於、西坂本、戰死、年、二十一

按、太平記曰、長年、一男、伯耆、能守、長秋、三男、修理、亮、從、二、懷良親王、二、來、于、九國、一、伯耆、卷、及、家、系、因、等、所、不、載、故、不、取

○(光顯)南条三郎(南殿孫三郎イ)

又按、名和傳、顯興、建武二年三月、從、懷良親王、肥後、下、向、親王、來、三、國、西、者、延元、元年、意、福、成、其、子、泰、與、始、建、八、代、城、櫻、井、某、私、記、亦、同、之、太平記、事、建武三年、延元、名、和、家、臣、内、河、義、直、在、三、代、城、一、而、為、二、色、道、猷、等、一、所、攻、取、敗、之、事、上、揭、之、顯、興、其、以、前、為、米、二、肥、後、一、者、也、諸、書、建武元年、不、和、義、直、早、歸、來、八、代、故、上、諸、書、又、編、年、考、徵、延元、以、可、為、從、三、顯、興、一、來、也、故、大、日本、史、年、之、條、可、二、見、一、
菊池傳記等、亦、皆、為、三、建武二年、也、然、建武二年者、後、醍、醐、天皇、徵、許、之、明年、而其、冬、足、利、輝、氏、始、而、謀、反、延元、元年、則、長、年、與、家、開、國、之、前、而、顯、興、非、滿、可、來、三、顯、西、一、時、勢、上、且、菊池、武、朝、申、狀、云、正、平、十三年、以後、二十七年、者、顯、興、入、道、紹、寬、三、武、光、一、應、三、住、當、家、分、國、一、菊池、傳、記、又、曰、延、文、頃、朝、延、文、十三年、北、名、和、顯、興、據、塚、伊、賀、守、兒、島、高、徳、等、皆、來、三、國、一、宮、田、某、所、載、名、和、系、因、為、正、平、十三年、一、故、今、採、之、微、一、從、一、之

顯長 正六位上 兵軍允
左衛門尉 始名顯昌

所載文書

出雲國利保地頭職為熟功賞

可合知行者

天氣如此悉之以狀

與國元年六月二十一日 左中將將

村上兵庫允賴

光顯 南條三郎 法名昌棟

始名武興又光興

顯年 從五位下 藏人頭

早卒不嗣 家法名誠實

女 相良定頼妻

○(泰興)彈正少卿(彈正忠、新編記後國志草稿)
○顯真(顯直イ)

○教長(孝長イ)。從四位下(從四位上イ)

○(顯忠)彈正少卿(彈正大卿イ、彈正忠イ)
○(重年)法名俊紹貞(法名利俊紹貞イ)

○武顯(武興イ)。從四位下(從五位上イ)

泰興 彈正少卿 伯耆大夫利官
伯耆守 從五位下
實基長之四男顯興之弟也 家系 國

教長 彈正少卿 從四位下
足利義教授一名之一字一
永享六年(二十三年)享德元年五月二十一日生
書姓須賀 法名照阿闍梨

檢海東諸國記曰教長己卯年造使來朝書肥後川八代源朝臣教信約。造二成。一船二己卯。皇朝長祿三年也。教信疑教長之謬也。然德二享德元年卒。則又非二教長。但諸國記之己卯又乙卯之誤。而永享七年。教信無二他考証。一姑附于此。

顯忠 幸松丸洞然 彈正少卿
伯耆守 正五位下
義興卒。無二子。故。為。養子。二繼。家。實。父。名。顯。阿蘇大宮司。惟忠與。名。一。字。二。書。姓。須。賀。永。正。元。年。一。月。朔。二。八。代。成。於。相。良。長。征。一。顯。忠。父。子。稱。二。木。成。城。二。同。年。又。遷。二。居。宇。土。城。一。文。明。十。五。年。以。家。與。二。相。良。家。一。爭。械。等。事。被。一。編。年。考。徵。一。故。略。于。此。

法名信山紹興家

顯真 阿波守 正五位下
法名兼存

教興 伯耆守 從五位下
足利義教授一名之一字一 家系

長祿三年十二月十三日生書姓須賀 法名譽海樞公家
室阿蘇大宮司惟郷女姓須賀 顯記

重年 伯耆守 從五位下
法名俊紹貞家 年一書 俊國調相通。

按文明十七年十一月重年有與三原姓須賀家親感書。姓須賀家。洞然長狀八代信真等記姓須賀顯記等永正元年載二顯忠。自文明。一。至。永。正。一。其。間。二。十。年。感。書。可。顯。然。其。文。中。事。與。二。洞。然。長。狀。一。相。符。且。文。製。書。体。非。二。今。時。之。體。物。一。然。則。八。代。没。落。之。比。前。自。二。重。年。一。先。與。二。感。狀。一。乎。打。取。本。一。詳。又。洞。然。長。狀。永。正。十。三。年。有。二。伯。耆。守。長。照。一。恐。重。年。後。改。二。長。照。一。歟。

武顯 彈正大卿 伯耆守
從四位下

宇土郡播原村崇福寺有二位碑一銘曰前伯州大守從四位下彈正大卿大仙紹興庵主天文十五年丙午六月十一日薨去阿之

重行 伯耆守
從四位下 法名顯(顯イ)卓家

於二限附一服屬池東治授名一字一實壽記 顯顯顯大宮司惟豊女姓須賀 顯記

室岡蘇大宮司惟盛女 姓須賀備記本當作「則」
訓也 藩則國音相同

○(行興) 修理大夫 (修理
太夫イ)

○行憲 (早武、九段イ)

伯耆守 修理大夫

行憲 字二十郎

正五位下 從四位下
實重行之弟義為、嗣自、是以字士二為「家号」
所載文書

上郷按察中納言
天文二十二年五月二十一日 宣旨
字士伯耆守 行興

宣任修理大夫
藏人權右少辨藤原經元奉
弘治二年四月十四日 宣旨
正五位下 源行興

宣叙從四位下
藏人左中辨藤原淳元奉

字士都播原村宗福等有二位牌「銘前、伯州太守從四位
下修理大夫源朝臣英興遺次唐士永孫五年壬戌三月十
三日逝去」家系承
同、之

字士左兵衛佐

顯孝 從五位下

顯孝始嗣二大友家、天正七年為三島津家、繼下、島津家
孫此年冬島津義久以二太田神崎三百町、郡、地、授、顯
孝、記、祿十五年夏豊臣秀吉征西之時從為二先鋒、凱旋
後賜二本領、佐々成政之討二隈部和仁等、也顯孝持二
兩端、而不、出、兵亂平後、讓二大坂、賜二秀吉、陣、不、
在二一揆、一時希顯舞反、字士二以、故、除、二領地五百町、
佐々傳記島津
家傳邊館諸

慶長十三年十一月二十五日卒法名勝能大殊系

行憲 早世法名空山順性系
按松橋、因宮田其系、因有、行憲之弟、弟士慶右馬助顯定
本郷市左衛門顯正一宮田其、齋、也不、可、信

行直 伯耆守

從五位下
行直實行興之弟也、行憲死、無、子、故、行直繼、家法名昌
翁自繁系

益城郡沙崎村福城寺有二位牌「銘、曰、前伯州太守員翁
院自繁公山主」

顯武 龜之助

村上右近大夫
正保二年三月二十七日於二球磨一死年五十法名顯翁
宗那號二長松院、
母杉洞三河守源權康女

長興 為二兄顯武之嗣、

女 大矢野民部大輔種基妻、大矢野

顯貞 龍之助
寬永十四年三月十六日死年三十四法名月照一峰
以上得同二顯武

○(顯孝) 字士左兵衛佐
(左兵衛) 伯耆守 左兵
衛(イ)

○顯輝(顯真)イ、顯真、
島津國史、顯真、總大明
神祇記、愚田郎(八郎)
肥後地誌、上野二郎三
郎、肥後、新編肥後國
誌(京傳)

○(行良)伯耆向左衛門(左
衛門尉) 體之卷)

顯輝 愚田郎

天正十六年春顯輝至三大阪一留顯輝一守字士
時毛利勝信黑田孝高等奉秀吉之命一兼取三禮國內之
亂賊一顯輝出而不、酒勝信等告之於秀吉一秀吉命而
討之顯輝固一城堅守、然謀兵寡不可開、運四月十
六日夜密遣一城走二薩摩一既出水一島津義弘帥之遣
兵攻之顯輝強戰數台、自殺年十九、國人感其勇、
建三期於出水一祭之云、佐々傳記、肥後島津家傳按、
傳記不、豐二年月一壽論譜、
為二十六年一東傳及家系、為二十六年四月十六日一今
從之肥後地誌名和傳譜為一秀吉征西一時一誤也

行良 伯耆向左衛門

長興 猪之助 正次郎
伯耆太郎兵衛

仕一立花宗茂一 剃髮號一雪入一

貞享元年十一月二十四日死法名丁道宗覺

右奉國傳一 梅川伯耆家所藏一寫之、又以一伯耆愚田然
長狀繪須賀書記等一校一合之

長盛 伯耆十左衛門

貞享三年九月九日死法名秋富源月

宇土城跡 (西岡台)

宇土市埋藏文化財調査報告書 第一集

— 史料編 —

昭和五十二年一月十五日 初版
昭和五十二年九月十日 再版

編集 宇土市教育委員会

発行 宇土市教育委員会

印刷 株式会社 秀巧社

熊本学園府四丁目十八号

